

平成 1 8 年度 環境白書

資 料 編

資料編目次

第1章 関係資料		(担当課・室)
第1節 環境行政組織と予算	1	(環境政策課)
表1-1-1 環境行政のあゆみ	2	(環境政策課)
表1-1-2 環境関係予算の概要	3	(環境政策課)
第2節 市町村の環境行政		
表1-2-1 市町村の環境行政担当組織	4	(環境政策課)
第2章 関係図表		
「第1部 総説」に関して		
表1-2-1 奈良県環境審議会の開催状況	5	(環境政策課)
表1-2-2 奈良県環境審議会の答申状況	6	(環境政策課)
表1-3-1 最近5年間の県の主な環境月間行事	7	(環境政策課)
表1-3-2 「奈良県環境保全功労賞」被表彰者	8	(環境政策課)
表1-3-3 環境アドバイザー制度について	9	(環境政策課)
表1-3-4 環境アドバイザー名簿	10	(環境政策課)
「第2部 自然環境」に関して		
表2-1-1 自然公園の分類及び設置状況	11	(風致保全課・森林保全課)
表2-1-2 自然公園の施設整備状況	12	(森林保全課)
表2-1-3 自然公園の公有地化	13	(風致保全課・森林保全課)
表2-1-4 自然環境保全地域等の指定状況	13	(風致保全課)
表2-1-5 自然公園許認可等件数	13	(風致保全課)
表2-1-6 奈良県自然環境保全条例に基づく届出件数	14	(風致保全課)
表2-1-7 奈良県自然環境保全審議会開催状況	14	(風致保全課)
表2-2-1 森林病虫害等防除実績	15	(林政課)
表2-2-2 林地開発における新規許可処分の実績	15	(林政課)
表2-3-1 鳥獣保護区及び特別保護区の状況	16	(森林保全課)
表2-3-2 休猟区の状況	17	(森林保全課)
表2-3-3 鳥獣捕獲禁止区域の状況	17	(森林保全課)
表2-3-4 鉛散弾規制地域の状況	17	(森林保全課)
表2-3-5 銃猟禁止区域の状況	18	(森林保全課)
「第3部 歴史環境」に関して		
図3-1-1 風致地区	19	(風致保全課)
図3-1-2 歴史的風土保存区域	20	(風致保全課)
図3-1-3 歴史的風土特別保存地区	21	(風致保全課)

表 3 - 1 - 1	市町村別の風致地区指定状況	・ ・ ・ ・ ・	2 2	(風致保全課)
表 3 - 1 - 2	風致地区における許可基準	・ ・ ・ ・ ・	2 2	(風致保全課)
表 3 - 1 - 3	風致地区における行為別許可申請件数	・ ・ ・ ・ ・	2 2	(風致保全課)
表 3 - 1 - 4	風致地区及び歴史的風土特別保存地区における 地区別許可申請件数	・ ・ ・ ・ ・	2 3	(風致保全課)
表 3 - 1 - 5	市町村別の歴史的風土保存区域及び特別保 存地区等指定状況	・ ・ ・ ・ ・	2 4	(風致保全課)
表 3 - 1 - 6	歴史的風土保存区域及び特別保存地区等に おける行為規制	・ ・ ・ ・ ・	2 4	(風致保全課)
表 3 - 1 - 7	歴史的風土保存区域及び特別保存地区等に おける行為別許可申請件数	・ ・ ・ ・ ・	2 5	(風致保全課)
表 3 - 1 - 8	歴史的風土特別保存地区における買入れ実績	・ ・ ・ ・ ・	2 5	(風致保全課)
表 3 - 1 - 9	奈良県古都風致審議会の開催状況	・ ・ ・ ・ ・	2 6	(風致保全課)
表 3 - 2 - 1	県内の文化財の指定件数	・ ・ ・ ・ ・	2 7	(文化財保存課)
表 3 - 2 - 2	国指定文化財の指定件数	・ ・ ・ ・ ・	2 8	(文化財保存課)
表 3 - 2 - 3	県指定文化財の指定件数	・ ・ ・ ・ ・	2 8	(文化財保存課)
表 3 - 2 - 4	文化財の保護対策	・ ・ ・ ・ ・	2 9	(文化財保存課)
表 3 - 2 - 5	奈良県文化財保護審議会の開催状況	・ ・ ・ ・ ・	2 9	(文化財保存課)

「第 4 部 地球環境」に関して

表 4 - 1 - 1	奈良県内の公共施設等における新エネルギーの導入状況	・ ・	3 0	(商工課)
表 4 - 1 - 2	奈良県庁ストップ温暖化実行計画取組及び評価項目	・ ・ ・	3 3	(環境政策課)

「第 5 部 生活環境」に関して

表 5 - 1 - 1	光化学スモッグ広報発令状況表	・ ・ ・ ・ ・	3 4	(環境政策課)
表 5 - 1 - 2	光化学スモッグ広報発令基準	・ ・ ・ ・ ・	3 5	(環境政策課)
表 5 - 1 - 3	光化学スモッグ広報発令地域区分	・ ・ ・ ・ ・	3 5	(環境政策課)
表 5 - 1 - 5	光化学スモッグ対策措置事項	・ ・ ・ ・ ・	3 5	(環境政策課)
図 5 - 1 - 1	光化学スモッグ広報伝達機構	・ ・ ・ ・ ・	3 6	(環境政策課)
図 5 - 2 - 1	環境基準点及び本川の測定地点のBOD平均値 の経年変化(大和川水系)	・ ・ ・ ・ ・	3 7	(環境政策課)
図 5 - 2 - 2	環境基準点及び本川の測定地点のBOD平均値 の経年変化(紀の川水系)	・ ・ ・ ・ ・	3 8	(環境政策課)
図 5 - 2 - 3	環境基準点及び本川の測定地点のBOD平均値 の経年変化(淀川水系)	・ ・ ・ ・ ・	3 9	(環境政策課)
図 5 - 2 - 4	環境基準点及び本川の測定地点のBOD平均値 の経年変化(新宮川水系)	・ ・ ・ ・ ・	3 9	(環境政策課)
表 5 - 2 - 1	地下水質測定結果総括表	・ ・ ・ ・ ・	4 1	(環境政策課)
表 5 - 2 - 2	異常水質発生状況	・ ・ ・ ・ ・	4 2	(環境政策課)

表5-2-3	水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法		
		による業種別特定事業場数	43 (環境政策課)
表5-2-4	上乘せ基準の設定状況		46 (環境政策課)
表5-2-5	平成17年度ゴルフ場使用農薬調査結果		47 (環境政策課)
図5-2-5	地下水質調査区間図		48 (環境政策課)
表5-2-6	水質汚濁に係る環境基準		49 (環境政策課)
表5-2-7	環境基準水域類型指定状況		53 (環境政策課)
表5-2-8	浄化槽設置事業		55 (環境政策課)
表5-2-9	農業集落排水事業の実績		56 (耕地課)
表5-3-1	工場騒音に係る特定施設		57 (環境政策課)
表5-3-2	工場騒音に係る規制基準(敷地境界線上)		57 (環境政策課)
表5-3-3	特定建設作業及び規制基準(騒音)		58 (環境政策課)
表5-3-4	道路交通騒音に係る要請限度		59 (環境政策課)
表5-3-5	騒音に係る環境基準		60 (環境政策課)
表5-3-6	自動車騒音の常時監視調査区間表		61 (環境政策課)
表5-3-7	環境騒音測定結果表(市町村測定分)		
	一般地域(道路に面する地域以外の地域)		62 (環境政策課)
表5-3-8	環境騒音測定結果表(市町村測定分)		
	道路に面する地域		65 (環境政策課)
表5-3-9	工場振動に係る特定施設		66 (環境政策課)
表5-3-10	工場振動に係る規制基準(敷地境界線上)		67 (環境政策課)
表5-3-11	特定建設作業及び規制基準(振動)		67 (環境政策課)
表5-3-12	道路交通振動に係る要請限度		67 (環境政策課)
表5-4-1	悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準		68 (環境政策課)
表5-5-1	土壌の汚染に係る環境基準		70 (環境政策課・農業水産振興課)
表5-5-2	農用地土壌汚染対策地域の指定要件		71 (農業水産振興課)
表5-5-3	畜産環境汚染問題発生経営体調査結果		71 (畜産課)
図5-6-1	廃棄物の分類		72 (廃棄物対策課)
表5-6-1	ごみ処理の状況		72 (廃棄物対策課)
表5-6-2	ごみ処理(焼却処理)施設の整備状況		73 (廃棄物対策課)
表5-6-3	粗大ごみ処理施設の整備状況		74 (廃棄物対策課)
表5-6-4	廃棄物再生利用(リサイクル)施設の整備状況		75 (廃棄物対策課)
表5-6-5	し尿処理の状況		75 (廃棄物対策課)
表5-6-6	し尿処理施設の整備状況		76 (廃棄物対策課)
表5-6-7	地域し尿処理施設(コミュニティ・プラント)の整備状況		77 (廃棄物対策課)
表5-6-8	浄化槽の設置状況		77 (環境政策課)
表5-6-9	浄化槽設置届出状況		77 (環境政策課)
表5-6-10	大阪湾フェニックス利用の状況		77 (廃棄物対策課)
表5-6-11	産業廃棄物の種類		78 (廃棄物対策課)
表5-6-12	産業廃棄物の種類別排出及び処理状況		80 (廃棄物対策課)

表 5 - 6 - 13	産業廃棄物の業種別排出及び処理状況	・ ・ ・ ・ ・	8 1	(廃棄物対策課)
表 5 - 7 - 1	都市公園の状況	・ ・ ・ ・ ・	8 2	(公園緑地室)
表 5 - 8 - 1	公害苦情調査結果	・ ・ ・ ・ ・	8 3	(環境政策課)
表 5 - 8 - 2	種類別の苦情(新規受理) 件数の推移	・ ・ ・ ・ ・	8 4	(環境政策課)
表 5 - 8 - 3	典型 7 公害の発生源別苦情(新規受理) 件数	・ ・ ・ ・ ・	8 4	(環境政策課)
表 5 - 8 - 4	奈良県公害審査会の処理事件の概要	・ ・ ・ ・ ・	8 5	(環境政策課)

第1章 関係資料

第1節 環境行政組織と予算

本県では、多様化する環境行政に適切に対処するため逐次、組織体制の充実強化を図ってきた。

昭和42年、企画部企画課に公害を担当する公害係を設置し、それまで総務部県民課で行っていた公害に関する苦情等の事務を処理することとなった。

昭和45年4月、企画部に公害消防課を設置し、同年12月には、公害発生源の規制・監視・環境調査等の公害行政を一層強力に推進するため、同課から分離独立した公害課を企画部に設置した。

昭和51年の機構改革により、公害課は衛生部に編入した。

都市化の進展や生活様式の変化に伴い生活排水や近隣騒音等、県民の生活環境に対する意識は、公害の未然防止にとどまらず、潤いや安らぎのある快適な環境を求める方向へと変わりつつあることから、従来の公害規制を中心とする行政から広く環境を保全して行く行政を推進するため、昭和63年4月、公害課を環境保全課に名称変更した。

平成元年4月の機構改革により、衛生部は保健環境部に名称変更した。

平成3年4月、保健環境部環境衛生課に廃棄物対策室を設置した。

平成5年4月、環境行政の総合的推進を図るため環境管理課を新設し、廃棄物対策室を同課に移管するとともに、4つの保健所衛生課に環境対策係が設置され、廃棄物対策室・環境保全課の事務が一部保健所長に委任された。

平成7年4月の機構改革により、環境管理課・環境保全課を生活環境部に編入した。

平成11年4月、環境行政の効率的な推進と廃棄物行政のより一層の強化を図るため、廃棄物対策室が課に昇格するとともに、環境管理課に環境保全課を統合した。

平成13年4月、産業廃棄物監視体制を強化するため、産業廃棄物監視センターを設置した。

平成14年4月、環境行政と風致行政の総合的推進を図るため、風致保全課を生活環境部へ移管した。

平成15年4月、次期環境総合計画の策定及び地球温暖化の推進等、環境政策の強化、充実を図るため、環境管理課を環境政策課へと変更した。

一方、環境行政の進展に伴う公共用水域の水質監視等に係る分析業務の増大及び公害防止に係る試験研究の実施等に対応できるよう、昭和46年5月に衛生研究所に環境公害課を設置した。さらに充実を図るため、環境公害課は、昭和62年4月に公害課と環境課に分離、平成2年4月に大気課と水質課に編成した。

平成14年4月、衛生研究所は保健環境研究センターへと名称が変更され、総括主任研究員を中心としたチーム編成を行い研究体制の整備を図った。

表1-1-1 環境行政のあゆみ

年	奈良県	国
昭和42年(1967)	・企画部企画課に公害係を設置	・公害対策基本法を公布(8月)
昭和43年(1968)		・大気汚染防止法を公布(6月) ・騒音規制法を公布(6月)
昭和44年(1969)	奈良県公害防止条例を制定(4月)	・初の公害白書を刊行(5月)
昭和45年(1970)	・企画部に公害消防課を設置(4月) ・奈良県公害紛争処理条例を制定(9月) ・企画部に公害課を設置(12月)	・公害紛争処理法を公布(6月) ・公害対策本部を設置(7月) ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律を公布(12月) ・水質汚濁防止法を公布(12月)
昭和46年(1971)	・奈良県公害防止条例を全文改正(7月) ・奈良県公害対策審議会条例を制定(7月)	・悪臭防止法を公布(6月) ・環境庁を設置(7月)
昭和47年(1972)	・奈良県自然環境保全条例を制定(3月)	・自然環境保全法を公布(6月)
昭和48年(1973)		・瀬戸内海環境保全特別措置法を公布(10月)
昭和49年(1974)	・奈良県自然環境保全条例を全文改正(3月)	
昭和51年(1976)	・公害課を衛生部へ移管(4月)	・振動規制法を公布(6月)
昭和63年(1988)	・公害課を環境保全課に改称(4月)	
平成元年(1989)	・衛生部を保健環境部に改称(4月)	
平成3年(1991)	・保健環境部環境衛生課に廃棄物対策室を設置(4月) ・奈良県環境会議設置(6月)	・再生資源の利用の促進に関する法律を公布(4月)
平成4年(1992)		・特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の公布(12月)
平成5年(1993)	・保健環境部に環境管理課を設置、廃棄物対策室を環境管理課へ移管(4月)	・環境基本法を公布(11月)
平成6年(1994)	・奈良県公害対策審議会条例を奈良県環境審議会条例に改称(7月)	・環境基本計画を策定(12月)
平成7年(1995)	・機構改革により、環境管理課及び環境保全課を生活環境部へ編入(4月)	・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律を公布(6月)
平成8年(1996)	・奈良県環境総合計画を策定(3月) ・奈良県環境基本条例を制定(12月) ・奈良県公害防止条例を全文改正した奈良県生活環境保全条例を制定(12月)	
平成9年(1997)	・奈良県環境基本条例を施行(4月) ・奈良県生活環境保全条例を施行(4月)	・環境影響評価法を公布(6月)
平成10年(1998)	・奈良県環境影響評価条例を制定(12月)	・特定家庭用機器再商品化法を公布(6月) ・地球温暖化対策の推進に関する法律を公布(10月)
平成11年(1999)	・環境保全課を環境管理課に統合(4月) ・廃棄物対策室を新たに廃棄物対策課として設置(4月) ・奈良県環境影響評価条例を施行(12月)	・ダイオキシン類対策特別措置法を公布(7月) ・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律を公布(7月)
平成12年(2000)		・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律を公布(5月) ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律を公布(5月) ・循環型社会形成推進基本法を公布(6月) ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律を公布(6月) ・再生資源の利用の促進に関する法律を改正した資源の有効な利用の促進に関する法律の公布(6月) ・環境基本計画の改正(12月)
平成13年(2001)	・産業廃棄物監視センターを設置(4月)	・特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律を公布(6月) ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法を公布(6月)
平成14年(2002)	・機構改革により、風致保全課を生活環境部へ移管(4月) ・衛生研究所を保健環境研究センターに改称(4月)	・土壌汚染対策法を公布(5月) ・京都議定書を批准(6月) ・使用済自動車の再資源化等に関する法律を公布(7月)
平成15年(2003)	・環境管理課を環境政策課に改称(4月)	・環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律を公布(7月)
平成16年(2004)	・奈良県産業廃棄物税条例を公布(3月) ・奈良県動物の愛護及び管理に関する条件の施行(12月)	・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律を公布(6月) ・景観法を公布(6月)
平成17年(2005)	・奈良県森林環境税条例を公布(3月)	・京都議定書が発効(2月)
平成18年(2006)	・新奈良県環境総合計画の策定(3月) ・奈良県地球温暖化防止活動推進センターの指定(3月)	・石綿による健康被害の救済に関する法律を公布(2月)

表1-1-2 環境関係予算の概要

(単位 千円)

分類	平成18年度予算額 (平成17年度予算額)	主な事業名	各事業の 平成18年度予算額
環境政策	19,444 (21,696)	環境企画推進事業 環境啓発推進事業 環境にやさしい県民行動推進事業 ISO14001環境マネジメントシステム推進事業 環境影響評価推進事業 環境県民フォーラム推進事業 吉野川マナーアップキャンペーン事業 環境保全基金積立金 地球温暖化対策推進事業 地球温暖化防止県民運動事業 環境課題研修事業 新環境総合計画推進事業 環境政策推進事務	2,278 561 1,614 1,205 2,165 415 499 612 1,857 5,000 329 580 2,329
環境保全対策	174,615 (193,240)	ダイオキシン類常時監視等対策 大気汚染防止対策 特定化学物質管理促進事業 環境放射能測定調査 水質汚濁防止対策 騒音振動防止対策 アスベスト対策事業 総量規制6次策定事業 公害防止計画実施状況調査 大気汚染物質排出量総合調査 公害防止施設整備資金利子補給金 公害紛争処理対策 環境情報管理システム運営 リフレッシュ大和川行動事業 土壌環境保全事業 合併浄化槽設置整備費補助 浄化槽関係指導事務	4,868 30,764 311 1,356 12,186 966 3,053 917 400 200 1,135 1,218 7,201 4,147 232 104,900 761
生活環境対策	367,831 (375,497)	産業廃棄物減量化等推進基金積立金 ゼロエミッション推進支援事業 産業廃棄物排出抑制等研究開発事業費補助 産業廃棄物排出抑制取組支援事業 産業廃棄物適正処理推進支援事業 リサイクル推進事業 産業廃棄物適正処理監視体制強化事業 産業廃棄物実態調査事務 産業廃棄物監視事業 奈良県循環型社会構築構想推進事業 産業廃棄物監視センター事業 産業廃棄物処理適正化事業 産業廃棄物排出事業者指導事業 特定産業廃棄物処理対策 PCB廃棄物処理対策推進事業 廃棄物対策推進事業その他	151,603 7,081 28,333 3,260 2,100 3,080 62,143 7,350 2,314 357 26,122 12,517 693 22,805 23,000 15,073
風致行政	16,630 (24,321)	古都風致審議会運営 屋外広告物規制 自然公園保護対策 風致地区等規制指導事業 風致行政推進 景観形成事業	841 805 4,994 2,970 541 6,479
古都保存	1,745,537 (1,938,811)	歴史的風土保存買収事業 歴史的風土保存買収地整備 歴史的風土保存買収地景観管理 歴史的風土保存関連事業 あすかの里花園づくり事業 古都法買入地景観づくり事業 奈良県用地先行取得費特別会計への繰出金	1,618,600 100,000 24,000 449 1,117 832 539
林業振興	1,070,103 (829,770)	木質バイオマス利用促進事業 森林整備地域活動支援事業 他	118 1,069,985
県有林造成	132,597 (148,832)	県有林造成事業	132,597
鳥獣保護	20,801 (21,249)	鳥獣保護事業 狩猟適正化事業 他	8,162 12,639
森林計画	10,035 (14,855)	森林計画樹立事業 林地開発許可事業	9,513 522
造林	827,867 (704,271)	森林造成事業 森林国営保険事業費その他	646,100 182,767
治山	1,241,419 (1,507,087)	治山事業 民有林直轄治山事業費負担金 他	1,022,400 219,019
緑化推進	21,943 (15,529)	奈良県版レッドデータブック作成事業 緑化推進事業 他	5,500 16,443
自然公園	69,957 (98,381)	国立国定公園施設整備 県立自然公園施設整備 他	34,200 35,757
河川	7,496,300 (8,241,100)	河川愛護啓発事業 河川維持修繕 河川改良 他	1,350 516,750 6,978,200
都市公園	944,061 (1,096,371)	補助都市公園事業 (仮称)フローラパーク整備 他	670,000 274,061
下水道	479,177 (477,278)	下水道事業推進資金貸付金 奈良県流域下水道事業費特別会計への繰出金 他	8,900 470,277
合計 平成18年度 (平成17年度)	14,638,317 (15,708,288)		

第2節 市町村の環境行政

地域住民の生活環境に密接に係る県内市町村の環境行政担当組織は、下表のとおりである。

表1-2-1 市町村の環境行政担当組織

(平成19年3月現在)

市町村名	課	郵便番号	住所	メールアドレス	電話番号	FAX番号
奈良市	環境保全課	630-8580	二条大路南1-1-1	lg-kankyouhozen02@city.nara.lg.jp	0742-34-1111	0742-36-5466
大和高田市	環境衛生課	635-8511	大字大中100-1	eisei@info.city.yamatotakada.nara.jp	0745-22-1101	0745-52-2801
大和郡山市	環境政策課	639-1198	北郡山町248-4	KANKYO@city.yamatokoriyama.lg.jp	0743-53-1151	0743-55-4911
天理市	環境政策課	632-8555	川原城町605	kannkyouseisaku@city.tenri.lg.jp	0743-63-1001	0743-62-2880
橿原市	環境対策課	634-8586	八木町1丁目1-18	kankyo@city.kashihara.nara.jp	0744-22-4001	0744-24-9719
桜井市	環境総務課	633-0052	大字浅古485-1	greenpark1@city.sakurai.nara.jp	0744-45-2001	0744-45-2002
五條市	生活環境課	637-8501	本町1丁目1-1	seikatsukankyoka@city.gojo.lg.jp	0747-22-4001	0747-22-8210
御所市	環境政策課	639-2298	栗坂293	clean@city.gose.nara.jp	0745-66-1087	0745-66-2441
生駒市	環境管理課	630-0288	東新町8-38	kankyokanri@city.ikoma.lg.jp	0743-74-1111	0743-75-8125
香芝市	生活環境課	630-0292	本町1397	seikatu@city.kashiba.lg.jp	0745-76-2001	0745-78-3830
葛城市	環境課	639-2195	柿本166	kankyou@city.katsuragi.lg.jp	0745-69-3001	0745-69-6456
宇陀市	環境対策課	633-0292	下井足17-3	kankyoutaisaku@city.uda.lg.jp	0745-82-2202	0745-82-7234
山添村	地域振興課	630-2344	大字大西151	jumin@vill.yamazoe.nara.jp	0743-85-0041	0743-85-0219
平群町	住民生活課	636-8585	吉新1丁目1-1	somu@town.heguri.nara.jp	0745-45-1001	0745-45-0100
三郷町	生活環境課	636-8535	勢野西1丁目1-1	seikatsukankyo@town.sango.lg.jp	0745-73-2101	0745-73-6334
斑鳩町	環境対策課	636-0198	法隆寺西3丁目7-12	kankyou@town.ikaruga.nara.jp	0745-74-1001	0745-75-4455
安堵町	住民課	639-1095	大字東安堵958	JUUMIN@town.ando.lg.jp	0743-57-1511	0743-57-1525
川西町	産業振興課	636-0202	大字結崎28-1	kshinkou@town.nara-kawanishi.lg.jp	0745-44-2211	0745-44-4734
三宅町	町民生活課	636-0213	大字伴堂689	tyoumin@town.miyake.nara.jp	0745-44-2001	0745-43-0922
田原本町	生活安全課	636-0392	890-1	seikatsu@town.tawaramoto.nara.jp	0744-34-2114	0744-33-8220
曽爾村	住民生活課	633-1212	大字今井495-1	pm-jyumin@office.vill.soni.nara.jp	0745-94-2101	0745-94-2066
御杖村	住民生活課	633-1302	大字菅野368	jumin2@vill.mitsue.nara.jp	0745-95-2001	0745-95-3545
高取町	住民福祉課	635-0154	大字観覚寺990-1	saruishi@ceres.ocn.ne.jp(高取町企画課)	0744-52-3334	0744-52-4063
明日香村	住民課	634-0111	大字岡55	hideki_nakai@vill.asuka.lg.jp	0744-54-2001	0744-54-3239
上牧町	環境課	639-0293	大字上牧3350	pegasust@aioros.ocn.ne.jp	0745-76-1001	0745-77-6673
王寺町	住民課	636-8511	王寺2丁目1-23	yawaragi@town.oji.nara.jp	0745-73-2001	0745-73-6311
広陵町	生活環境課	635-8515	大字南郷583-1	info@town.koryo.nara.jp	0745-55-1001	0745-55-1009
河合町	環境衛生課	636-8501	池部1丁目1-1	mn-kamimura@town.kawai.lg.jp	0745-32-0706	0745-32-9491
吉野町	企画観光課	639-3192	大字上市80-1	kikakukankou@town.yoshino.nara.jp	0746-32-3081	0746-32-8855
大淀町	住民生活課	638-8501	大字桧垣本2090	juminseikatsu@town.oyodo.lg.jp	0747-52-5501	0747-52-5505
下市町	定住計画課	638-8510	大字下市1960	TEIJYU@town.shimoichi.nara.jp	0747-52-0001	0747-52-0007
黒滝村	住民福祉課	638-0292	大字寺戸77	kurotaki@m5.kcn.ne.jp	0747-62-2031	0747-62-2569
天川村	住民課	638-0392	大字沢谷60	jyumin@vill.tenkawa.nara.jp	0747-63-0321	0747-63-0329
野迫川村	住民課	648-0392	大字北股84	jyuminka1@vill.nosegawa.nara.jp	0747-37-2101	0747-37-2107
十津川村	生活環境課	637-1333	大字小原225-1	k-odama@vill.totsukawa.lg.jp	0746-62-0001	0746-62-0020
下北山村	住民課	639-3803	大字寺垣内983	kankyo@vill.shimokitayama.nara.jp	07468-6-0001	07468-6-0377
上北山村	住民課	639-3701	大字河合330	s-oka@vill.kamikitayama.nara.jp	07468-2-0001	07468-3-0265
川上村	住民生活課	639-3594	大字迫1335-7	y-marui@vill.kawakami.lg.jp	0746-52-0111	0746-52-0345
東吉野村	環境衛生課	633-2492	大字小川99	juuminhukushi@vill.higashiyoshino.lg.jp	07464-2-0441	07464-2-0446

注) 担当課等は、環境行政全般についての窓口的な部署を掲げた。
自然保護や廃棄物処理等の部門については、担当課等が分かれていることがある。

備考) 広陵町はH19.4.1から生活環境課がリ-ンセンタ-広陵に移転するため、
住所、電話・FAX番号が下記のとおり変更になる。
住所 広陵町大字古寺81、電話番号 0745-55-4431、FAX番号 0745-55-4432
下市町はH19.4.1から担当課が住民福祉課に変更になる。

第2章 関係図表

「第1部 総説」に関して

表1 - 2 - 1 奈良県環境審議会の開催状況（最近5年間）

年度	開催年月日	議題等
平成13年度	平成14年3月26日	(1) 平成14年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について (諮問)(答申) (2) 化学的酸素要求量に係る総量規制基準の改定並びに窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準の設定について (諮問)(答申)
平成14年度	平成15年3月17日	(1) 平成15年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について (諮問)(答申) (2) 奈良県廃棄物処理計画の策定について (諮問)(答申) (3) 奈良県循環型社会構築構想の策定について (4) 奈良県地域公害防止計画の策定について (5) 地域省エネルギービジョンの策定について
平成15年度	平成16年3月23日	(1) 水質環境基準に係る水域類型指定について (諮問)(答申) (2) 平成16年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について (諮問)(答申) (3) 奈良県の環境施策について (4) 奈良県地域省エネルギービジョンの策定について (5) 奈良県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の策定について
平成16年度	平成16年11月16日 平成17年3月23日	(1) 次期環境総合計画の策定について (2) 平成17年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について (諮問)(答申) (3) 三和澱粉工業株式会社CGS導入計画(仮称)に係る環境影響評価に対する環境影響評価審査部会での審議の結果について (4) 京奈和自動車道(大和北道路(仮称))に係る環境影響評価方法書に対する環境影響評価審査部会での審議経過について (5) 次期「奈良県環境総合計画」について
平成17年度	平成17年7月26日 平成17年11月22日 平成18年2月16日	(1) 次期環境総合計画の策定について (諮問)(答申) (2) 平成18年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について (諮問)(答申) (3) 京奈和自動車道(大和北道路(仮称))に係る環境影響評価方法書に対する環境影響評価審査部会での審議結果について (4) 三和澱粉工業株式会社CGS導入計画(仮称)に係る環境影響評価準備書に対する環境影響評価審査部会での審議結果について (5) 大阪湾圏域広域処理場整備基本計画変更(案)について

表1 - 2 - 2 奈良県環境審議会の答申状況 (最近5年間)

年度	諮問事項等	答申年月日	答申内容
平成13年度	平成14年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について	平成14年3月26日 (環審第1号)	水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、公共用水域の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質及び底質の測定についての計画案を答申した。
	化学的酸素要求量に係る総量規制基準の改定並びに窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準の設定について	平成14年3月26日 (環審第2号)	国の定めた「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針(瀬戸内海)」に基づき、本県が策定した「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」の目標を達成するために、一定規模以上の特定事業場に対する「化学的酸素要求量に係る総量規制基準」を改定し、「窒素含有量に係る総量規制基準」及び「りん含有量に係る総量規制基準」を新たに設定することについて、諮問どおり答申した。
平成14年度	平成15年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について	平成15年3月17日 (環審第2号)	水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、公共用水域の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質及び底質の測定についての計画案を答申した。
	「廃棄物処理計画(概要)」に対する意見について	平成15年3月17日 (環審第3号)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の3第1項の規定に基づき、奈良県廃棄物処理計画を策定することについて、諮問どおり答申した。
平成15年度	水質環境基準に係る水域類型指定について	平成16年3月23日 (環審第1号)	環境基本法第16条第2項にもとづく、水質環境基準に係る水域類型の設定について、布目ダム貯水池の水域類型を湖沼A湖沼(全窒素の項目の基準値を除く)と答申した。
	平成16年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について	平成16年3月23日 (環審第2号)	水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、公共用水域の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質及び底質の測定についての計画案を答申した。
平成16年度	平成17年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について	平成17年3月23日 (環審第1号)	水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、公共用水域の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質及び底質の測定についての計画案を答申した。
平成17年度	平成18年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について	平成18年2月16日 (環審第1号)	水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、公共用水域の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質及び底質の測定についての計画案を答申した。
	次期「奈良県環境総合計画」の策定について	平成18年2月16日 (環審第2号)	環境基本条例第10条第3項の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する計画案について諮問どおり答申した。

表1-3-1 最近5年間の県の主な環境月間行事

年度	行事名	内容	開催日	開催地	入場者	主催	後援
平成13年度	「環境の日」キャンペーン	街頭普及活動	平成13.6.5	奈良市 橿原市		奈良県	環境省
	ストップ温暖化フェア	県・企業・団体等による出展 環境ミュージカルなど	平成13.7.1	奈良市	約2,800名	奈良県 奈良県 環境県民 フォーラム	環境省 奈良県教育 委員会
	奈良県環境保全功労賞表彰	表彰式	平成13.6.27	県庁		奈良県	
平成14年度	「環境の日」キャンペーン	街頭普及活動	平成14.6.5	奈良市 橿原市		奈良県	
	地球温暖化防止フェア	県・企業・団体等による出展 環境人形劇 「グリーン購入フォーラムin なら」など	平成14.8.9	奈良市	約800名	奈良県 奈良県 環境県民 フォーラム	環境省 奈良市
	奈良県環境保全功労賞表彰	表彰式	平成14.6.27	県庁		奈良県	
平成15年度	「環境の日」キャンペーン	街頭普及活動	平成15.6.5	奈良市		奈良県	
	環境フェア ～みんなでとめよう温暖化～	県・企業・団体等による出展 映画上映 「環境タウンフォーラムin 高 田」など	平成15.6.28	大和高田市	約800名	奈良県 奈良県 環境県民 フォーラム	環境省 大和高田市
	奈良県環境保全功労賞表彰	表彰式	平成15.6.25	県庁		奈良県	
平成16年度	「環境の日」キャンペーン	街頭普及活動	平成16.6.3	奈良市		奈良県	
	環境フェア ～みんなでとめよう温暖化～	県・企業・団体等による出展 NHKステージイベント 「坂田おさむ地球だいすきコ ンサート」など	平成16.7.31	大和高田市	約1,800名	奈良県 奈良県 環境県民 フォーラム	環境省 大和高田市 奈良県教育 委員会
	奈良県環境保全功労賞表彰	表彰式	平成16.6.23	県庁		奈良県	
平成17年度	「環境の日」キャンペーン	街頭普及活動	平成17.6.3	奈良市		奈良県	
	環境フェア ～みんなでとめよう温暖化～	県・企業・団体等による出展 NHKステージイベント 「ナポレオンの環境マジック ショー！」など	平成17.8.6	大和高田市	約1,500名	奈良県 奈良県 環境県民 フォーラム	環境省 大和高田市 奈良県教育 委員会
	奈良県環境保全功労賞表彰	表彰式	平成17.6.21	県庁		奈良県	

表 1 - 3 - 2 「奈良県環境保全功労賞」被表彰者（最近5年間）

年度	名称	活動内容
13 年度	ジャスコ株式会社奈良店	商店等におけるごみの減量・リサイクル活動
	大阪ガス株式会社 北東部事業本部奈良事業所	自社廃棄物の減量・リサイクル活動、環境学習、環境教育の推進
	冬木賢周	環境学習、環境教育の推進
14 年度	関西電力株式会社奈良支店	地域社会でのごみの減量・リサイクル活動 (ガレージセール開催等) 環境学習、環境教育の推進 グリーン購入の推進
15 年度	奈良友の会	環境家計簿の普及 環境学習、環境教育の推進
	広陵町商工会	地域社会でのごみの減量・リサイクル活動 環境学習、環境教育の推進
	NPO法人奈良ネイチャーネット	環境学習、環境教育の推進
16 年度	奈良県ストップ温暖化推進員の会	環境家計簿の普及 環境学習、環境教育の推進
	五條市立宇智小学校	地域社会でのごみの減量・リサイクル活動 環境学習、環境教育の推進
	リサイクルクラブ天理	地域社会でのごみの減量・リサイクル活動 環境学習、環境教育の推進
17 年度	平群町立平群東小学校	環境学習、環境教育の推進
	地球の宝を守り隊	地域社会でのごみの減量・リサイクル活動 環境学習、環境教育の推進
	久保 彰守	その他（ホタルの生育環境の保全等を目的とした河川の清掃活動等）

表1 - 3 - 3 環境アドバイザー制度について

(1) 目的

近年顕在化している都市・生活型公害や地球環境問題に対応し、持続的発展が可能な社会を構築するためには、県民一人ひとりの自発的な環境保全及び創造に向けた取り組みが重要となっている。

このため、県民や事業者等が自発的に実施する講演会、講習会、地域活動等に環境についての有識者である環境アドバイザーを講師として派遣することにより、環境保全意識の高揚と環境保全活動を助成することを目的とする。

(2) 制度の概要

(ア) 環境アドバイザーの委嘱

環境に関する有識者、環境保全活動実践者等を県が奈良県環境アドバイザーとして委嘱する。

(イ) 派遣対象等

対象となる講演会等

県民又は事業者等が主催する環境の保全及び創造に関する講演会、研修会、講習会、地域活動、観察会など

対象となる講演会等の内容

自然環境：自然保護、自然観察など 環境保全：大気汚染・水質汚濁等の公害問題、地球環境問題、環境保健など

廃棄物・リサイクル：ごみ問題、リサイクル、地域活動など アメニティー：まちづくり、ライフスタイル、文化財の保護など

受講者数 概ね30人以上

(ウ) 派遣手続き

アドバイザー派遣のための申請：申請書に必要事項を記入して、開催日の30日前までに、県環境政策課へ提出する。

アドバイザー派遣の決定：県において申請書を審査し、その採否とアドバイザー名を主催者に通知する。

実施報告：主催者は、講演会等終了後、すみやかに実施報告書を提出する。

(エ) 派遣に伴う経費等

アドバイザーの派遣に要する、謝金、旅費については県が支給する。

(3) 制度のフロー

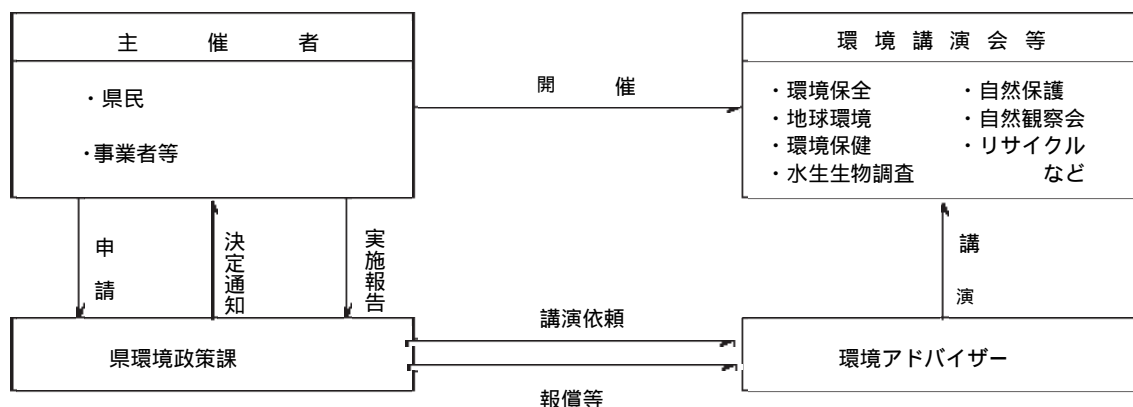


表1 - 3 - 4 環境アドバイザー名簿

(平成18年3月31日現在)

項目	アドバイザー	分野	所属等
自然環境 環境学習 (13名)	御勢 久右衛門	陸水生態学、水中昆虫学、川の生き物調べ	奈良産業大学名誉教授
	東村 隆子	植物形態学、河の汚染度評価	元奈良教育大学助教授
	菅沼 孝之	自然環境と植物、春日原始林、鎮守の森	全国巨樹・巨木林の会会長
	京條 幸子	植物(野生植物)	野の花コーディネーター
	前田 喜四雄	哺乳動物学、自然教育、コウモリの生態	奈良教育大学自然環境教育センター教授
	小船 武司	鳥類の生態、バードウォッチング	日本野鳥の会奈良支部長
	櫻谷 保之	昆虫生態学、里山の生態学、テントウムシの生活	近畿大学農学部教授
	河合 正人	植物、昆虫のファッション、虫たちの餌と棲み家	元あやめ池遊園地池ものがたりの国学芸員
	濱根 洋	天文、太陽エネルギー、宇宙の神秘	元生駒山宇宙科学館館長
	岩本 廣美	子どもの遊び環境、野外観察	奈良教育大学助教授
	許斐 喜久子	大気環境教育(地球温暖化、自然観察)	NPO法人エコパートナー21専務理事、事務局長
	中島 祐子	水の環境教育(アクリルタワシの普及)	奈良県地域婦人団体連絡協議会会長
	阿藤 崇浩	身近な環境問題、自然体験、環境法	環境カウンセラー、NPO法人資源リサイクルシステムセンターEMS コーディネーター
環境保全 公害 (6名)	木村 優	無機化学・分析化学(水質)	奈良産業大学教授
	駒井 功一郎	農業化学	近畿大学農学部教授
	瓦家 敏男	大気汚染と健康被害、自転車、たばこ	環境カウンセラー
	阪元 勇輝	地球温暖化、ライフサイクルアセスメント	奈良文化女子短期大学助教授
	瀬林 伝	大気、悪臭、騒音、振動、低周波音、アセスメント、音風景	環境カウンセラー
	村木 正義	地球温暖化、化学物質汚染、環境政策、経済と環境	奈良県立大学兼任講師
廃棄物 リサイクル (6名)	吉村 哲彦	廃棄物・リサイクル・環境経済	千里金蘭大学教授
	小杉 弘子	リサイクル・地域環境	奈良県消費生活研究会
	堀 孝弘	グリーンコンシューマー、グリーン購入、子育て期の環境問題	NPO法人環境市民事務局
	南村 多津恵	NGOの活動づくり入門、STOP温暖化カルタ	NPO法人環境市民事務局コーディネーター
	岡田 道子	リサイクル・地域活動	日本消費生活コンサルタント
	冬木 賢周	リサイクル	環境ビジネスアドバイザー
アメニティ (5名)	榎村 久子	ライフスタイル論、環境教育、造園学	京都女子大学教授
	今井 範子	住生活学、住環境学、	奈良女子大学生生活環境学部教授
	北口 照美	住居学、住環境と緑	奈良佐保短期大学教授
	阿久津 詠美	生活環境	松下電器産業(株)
	和田 萃	日本古代史、文化財	京都教育大学教授

(計30名)(順不同)

「第2部 自然環境」に関して

表2 - 1 - 1 自然公園の分類及び設置状況

(平成18年3月31日現在)

区分	公園名	指定年月日	区域面積(ha)	関係市町村名
国立公園 (環境大臣が指定)	吉野熊野	昭和11年2月1日	総面積 59,798 奈良県 31,313 三重県 16,982 和歌山県 11,503	五條市 吉野町 天川村 川上村 十津川村 上北山村 下北山村
国定公園 (知事の申し出により環境大臣が指定)	金剛生駒紀泉	昭和33年4月10日 (平成8年10月2日 公園区域・計画変更)	総面積 23,119 奈良県 4,880 大阪府 15,535 和歌山県 2,704	生駒市 平群町 三郷町 葛城市 香芝市 御所市 五條市
	高野龍神	昭和42年3月23日	総面積 19,198 奈良県 5,156 和歌山県 14,042	野迫川村 十津川村
	室生赤目青山	昭和45年12月28日	総面積 26,308 奈良県 12,744 三重県 13,564	奈良市 桜井市 宇陀市 曽爾村 御杖村 東吉野村
	大和青垣	昭和45年12月28日	5,742	奈良市 天理市 桜井市
県立自然公園 (知事が指定)	矢田	昭和42年3月7日	524	奈良市 大和郡山市 生駒市 斑鳩町
	吉野川津風呂	昭和47年4月28日	2,462	吉野町 下市町 大淀町 五條市
	月ヶ瀬神野山	昭和50年7月1日	507	奈良市 山添村

表2 - 1 - 2 自然公園の施設整備状況

(平成18年3月31日現在)

施設名	公園			
	国立公園	国定公園	県立公園	計
歩道 (m)	59,902	84,335	17,239	161,476
休憩所 (ケ所)	18	11	26	55
公衆トイレ (ケ所)	19	35	7	61
避難小屋 (ケ所)	9	0	0	9
駐車場 (m ²)	36,833	3,755	6,204	46,792
自然解説施設 (ケ所)	13	4	3	20
博物展示施設 (ケ所)	3	1	0	4
管理事務所 (ケ所)	1	0	1	2
標識類 (基)	245	855	230	1,330
ベンチ類 (野外を含む) (基)	15	77	190	282
園地 (m ²)	74,690	8,286	65,642	148,618

表2 - 1 - 3 自然公園の公有地化

(平成18年3月31日現在)

年度	公園名	所在地	面積 (ha)	地域名	保護規制区分	買上金額 (千円)
昭和56	吉野熊野	下北山村	209.4	前鬼	特別保護地区	390,000
昭和56	県立矢田	大和郡山市	2.4	子供の森	第1種特別地域	75,676
昭和57	県立矢田	大和郡山市	3.3	子供の森	第1種特別地域	107,599
昭和57	吉野熊野	吉野町	0.2	吉野山	第2種特別地域	3,000
昭和60	吉野熊野	下北山村	67.9	前鬼	特別保護地区	232,000
昭和61	吉野熊野	下北山村	232.6	前鬼	特別保護地区	310,000
昭和61	県立矢田	大和郡山市	0.2	子供の森	第1種特別地域	12,160
昭和63	吉野熊野	下北山村	287.2	前鬼	特別保護地区 第1種特別地域	249,000
平成3	吉野熊野	下北山村	74.8	前鬼	特別保護地区	100,000
平成5	県立矢田	大和郡山市	2.2	子供の森	第3種特別地域	113,143
平成8	県立矢田	奈良市 大和郡山市 生駒市	281.8	矢田山 遊びの森	普通地域 第3種特別地域 第2種特別地域 第1種特別地域	5,564,000
平成11	県立矢田	大和郡山市	0.03	子供の森	第3種特別地域	1,485
平成14	吉野熊野	上北山村	255.08	大台ヶ原大蛇谷	特別保護地区	96,000
計	-	-	1,417.11	-	-	7,254,063

表2 - 1 - 4 奈良県自然環境保全条例に基づく指定
自然環境保全地域等の指定状況

(平成18年3月31日現在)

県自然環境保全地域		景観保全地区		環境保全地区	
名称	面積(ha)	名称	面積(ha)	名称	面積(ha)
玉置山	92	高山溜池	93	富雄・生駒	568
		明神山	237	百楽	10
		馬見丘陵	245	宝来	148
		纏向	99	三松寺	15
		出雲・金屋	198	平群谷	1,353
		多武峯・高取	4,857	天神山・富之里	429
		貝吹山	362	アスガ谷	68
		金剛・葛城山麓	2,215	新古阪	51
		国見山	518	瑞垣	38
		巨勢山	633		
		吉野川・丹生川	505		
計	92	計	9,962	計	2,680

保護樹木

(平成18年3月31日現在)

樹種	数量	所在地	樹種	数量	所在地
ソ テ ツ	25	奈良市下三条町	シダレザクラ	1	大宇陀町本郷
ヤマモモ	1	奈良市二名町	ケヤキ	1	榛原町赤瀬
ラクウショウ	1	天理市二階堂菅田町	イチヨウ	1	御杖村土屋原
カヤ	1	天理市滝本町	スギ	1	高取町越智
ラクウショウ	1	桜井市桜井	エノキ	1	大淀町岩壺
ケヤキ	1	桜井市慈恩寺	ヤマモモ	1	下市町栃原
サイカチ	3	御所市西柏町	スギ	1	下市町才谷
松 柿	1	葛城市南今市	ヤマナシ	1	下市町丹生
イチヨウ	1	御所市森脇	ムクロジ	1	東吉野村大豆生
シダレザクラ	1	香芝市畑	シラカシ	1	東吉野村大豆生

表2 - 1 - 5 自然公園許認可等件数
公園別許認可等件数(平成17年度)

自然公園名	件数	備考
吉野熊野国立公園	24	うち届出3
金剛生駒紀泉国定公園	31	うち届出6 協議1
高野龍神国定公園	12	うち協議1
大和青垣国定公園	27	うち協議1
室生赤目青山国定公園	20	うち届出1 協議1
県立矢田自然公園	4	
県立吉野川津風呂自然公園	31	うち届出3 協議6
県立月ヶ瀬神野山自然公園	8	うち届出2
合計	157	

行為別許可件数（平成 17 年度）

行 為 の 種 類	件 数
工 作 物 の 新 改 増 築	103
木 竹 の 伐 採	4
土 地 の 形 状 変 更	20
そ の 他	30
合 計	157

表 2 - 1 - 6 奈良県自然環境保全条例に基づく届出件数（平成 17 年度）

行 為 の 種 類	件 数
工 作 物 の 新 改 増 築	188
土 地 の 形 状 変 更	29
土 石 の 採 取	1
木 竹 の 伐 採	3
工 作 物 の 新 築	16
合 計	237

表 2 - 1 - 7 奈良県自然環境保全審議会開催状況（最近 5 年間）

年 度	開催年月日	議 題 等
平成13年度	平成 13 年 5 月 30 日	(1)温泉ゆう出を目的とする土地堀さくの許可処分（案）について (2)温泉ゆう出量を増加させるための動力装置の許可処分（案）について
	平成 13 年 7 月 3 日	金剛生駒紀泉国定公園公園計画（利用計画）の一部変更（案）について
	平成 13 年 10 月 12 日	(1)室生鳥獣保護区特別保護地区の指定（案）について (2)白川又鳥獣保護地区特別地区の指定（案）について
	平成 14 年 1 月 31 日	(1)奈良県自然環境保全審議会長の選出について (2)奈良県自然環境保全審議会の部会に属する委員の指名について (3)温泉ゆう出量を増加させるための動力装置の許可処分（案）について
	平成 14 年 3 月 1 日	(1)第 9 次鳥獣保護事業計画（案）について (2)奈良県ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画（第 2 次）（案）について (3)奈良県ツキノワグマ保護管理計画（案）について
平成14年度	平成 14 年 5 月 31 日	(1)温泉ゆう出を目的とする土地堀さくの許可処分（案）について (2)温泉ゆう出量を増加させるための動力装置の許可処分（案）について
	平成 14 年 11 月 27 日	(1)温泉ゆう出を目的とする土地堀さくの許可処分（案）について (2)温泉ゆう出量を増加させるための動力装置の許可処分（案）について
平成15年度	平成 15 年 5 月 29 日	(1)温泉ゆう出を目的とする土地堀さくの許可処分（案）について (2)温泉ゆう出量を増加させるための動力装置の許可処分（案）について
	平成 15 年 9 月 17 日	温泉ゆう出を目的とする土地堀さくの許可処分（案）について
	平成 16 年 1 月 27 日	(1)奈良県自然環境保全審議会長の選出について (2)奈良県自然環境保全審議会の部会に属する委員の指名について (3)十津川温泉郷国民保養温泉地計画の変更（案）について
平成16年度	平成 16 年 5 月 21 日	(1)温泉ゆう出を目的とする土地堀さくの許可処分（案）について (2)温泉ゆう出量を増加させるための動力装置の許可処分（案）について
	平成 16 年 11 月 26 日	(1)温泉ゆう出を目的とする土地堀さくの許可処分（案）について (2)温泉ゆう出量を増加させるための動力装置の許可処分（案）について
平成17年度	平成 17 年 6 月 2 日	(1)温泉ゆう出を目的とする土地堀さくの許可処分（案）について (2)温泉ゆう出量を増加させるための動力装置の許可処分（案）について
	平成 17 年 11 月 15 日	温泉ゆう出量を増加させるための動力装置の許可処分（案）について
	平成 18 年 2 月 15 日	(1)奈良県自然環境保全審議会長の選出について (2)奈良県自然環境保全審議会の部会に属する委員の指名について

表 2 - 2 - 1 森林病虫害等防除実績（最近 5 年間）

（単位：事業費 千円）

区分	平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	数量	事業費	数量	事業費	数量	事業費	数量	事業費	数量	事業費
松くい虫 被害木駆除	m ³ 1,663	22,481	m ³ 1,423	19,603	m ³ 1,538	20,199	m ³ 1,133	15,961	m ³ 727	10,678
松くい虫 薬剤予防	本 1,330	12,525	本 1,134	12,206	本 1,009	10,369	本 1,009	9,874	本 521	8,166
	ha 109	6,222	ha 100	5,100	ha 100	4,629	ha 100	4,557	ha 97	4,266
計		41,228		36,909		35,197		30,392		23,110

（注）数量の単位の「m³」は伐倒駆除、「ha」は空中散布・地上散布、「本」は樹幹注入である。（平成17年3月31日）

表 2 - 2 - 2 林地開発における新規許可処分の実績（最近 5 年間）

（単位：開発に係る森林面積 ha）

開発目的	平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
住宅地の造成	2	12	0	0	0	0	0	0	2	2
土砂の採取	0	0	1	2	2	6	0	0	1	2
その他	0	0	1	2	1	2	(1)	(3)	1	3
計	2	12	2	4	3	8	0	0	4	7

表2 - 3 - 1 鳥獣保護区及び特別保護区の状況

(平成18年3月31日現在)

番号	名称	所在地	存続期間	面積(ha)
1	大台山系	吉野郡上北山村大台ヶ原	昭和4年11月1日から 平成24年10月31日まで	2,083 (838)
2	吉野山	吉野郡吉野町吉野山	平成12年11月1日から 平成22年10月31日まで	2,569
3	生駒・信貴山	生駒郡生駒信貴山系	平成6年11月1日から 平成26年10月31日まで	2,050
4	神野山	山辺郡山添村神野山周辺	〃	672
5	室生	宇陀市室生区室生寺周辺	〃	369 (93)
6	玉置山	吉野郡十津川村玉置山周辺	〃	538
7	二上山	葛城市二上山周辺	平成17年11月1日から 平成27年10月31日まで	920
8	黒滝大峰山系	吉野郡黒滝村・天川村	〃	10,694
9	池峯・池原	吉野郡下北山村池峯・池原周辺	〃	535
10	鎧・兜岳	宇陀郡曾爾村鎧・兜岳・屏風岩	〃	1,110
11	栄山寺	五条市栄山寺周辺	平成8年11月1日から 平成18年10月31日まで	575
12	立里荒神	吉野郡野迫川村立里荒神社周辺	〃	2,458 (54)
13	日張山	宇陀市菟田野区日張山周辺	〃	300
14	高見山	吉野郡東吉野村高見山	〃	3,102
15	下市	吉野郡下市町秋野川右岸・左岸の一部	平成17年11月1日から 平成27年10月31日まで	880
16	金剛葛城	五条市、御所市、葛城市	平成8年11月1日から 平成18年10月31日まで	4,184
17	前鬼	吉野郡下北山村前鬼	平成17年11月1日から 平成27年10月31日まで	1,033
18	都祁	山辺郡都祁村	平成11年11月1日から 平成21年10月31日まで	603
19	旭	吉野郡十津川村	平成12年11月1日から 平成22年10月31日まで	1,190
20	白谷川	吉野郡十津川村	平成17年11月1日から 平成27年10月31日まで	250
21	花瀬山	吉野郡十津川村	平成8年11月1日から 平成18年10月31日まで	1,836
22	薊岳	吉野郡川上村	平成12年11月1日から 平成22年10月31日まで	124
23	白川又	吉野郡上北山村	平成13年11月1日から 平成23年10月31日まで	1,688 (379)
計23ヶ所				39,763 (1,364)

面積のかっこ書は、内数で特別保護地区である。

表 2 - 3 - 2 休猟区の状況

(平成 18 年 3 月 31 日現在)

番号	名称	所在地	存続期間	面積(ha)
1	天理東部	天理市山田町及び福住町	平成 15 年 11 月 1 日から 平成 18 年 10 月 31 日まで	598
計 1 ケ所				598

表 2 - 3 - 3 鳥獣捕獲禁止区域の状況

(平成 18 年 3 月 31 日現在)

番号	名称	所在地	存続期間	面積(ha)
1	奈良公園	奈良市登大路町、雑司町、川上町、春日野一円	永年	496
2	竜田公園	生駒郡斑鳩町	〃	15
3	大神神社	桜井市三輪	〃	280
計 3 ケ所				791

表 2 - 3 - 4 鉛散弾規制地域の状況

(平成 18 年 3 月 31 日現在)

名称	所在地	存続期間	面積(ha)
坂本ダム鉛散弾規制地域	吉野郡上北山村坂本ダム周辺	平成 12 年 11 月 1 日から 特に終期を定めない	61

表 2 - 3 - 5 銃猟禁止区域の状況

(平成 18 年 3 月 31 日現在)

番号	名称	所在地	存続期間	面積 (ha)
1	大和平野	大和平野部一円	平成 12 年 11 月 1 日から 平成 22 年 10 月 31 日まで	48,459
2	津風呂湖	吉野町津風呂湖水面及び吉野町運動公園並びにグラン テージゴルフクラブ敷地内とその周辺	"	660
3	高山ダム	添上郡月ヶ瀬村、山辺郡山添村高山ダム水面及び周 遊道路、対岸道路に囲まれた地域	"	111
4	奈良万葉 カントリー倶楽部	奈良市万葉ゴルフ場及びその周辺 50 m 以内	"	75
5	重阪牧場	御所市重阪牧場区域	"	60
6	春日台 カントリークラブ	天理市春日台カントリークラブゴルフ場及びその周 辺 50 m 以内	"	142
7	東海自然歩道	奈良県下を通ずる東海自然歩道の両側 100m 以内	"	1,575
8	曾爾高原	曾爾村伊賀見及亀山周辺	"	508
9	室生ダム	宇陀市室生区、榛原区室生ダム水面及び周遊道路	"	138
10	天川	吉野郡天川村北角周辺	"	101
11	二津野ダム	十津川村二津野ダム水面	"	192
12	上野地	十津川村上野地周辺	"	40
13	大宇陀	宇陀市大宇陀区西部	"	2,949
14	布目ダム	奈良市、山添村にまたがる布目ダム水面及び周辺	平成 14 年 11 月 1 日から 平成 24 年 10 月 31 日まで	174
15	上津ダム	山添村の上津ダム建設地	平成 8 年 11 月 1 日から 平成 18 年 10 月 31 日まで	504
16	西吉野	西吉野村北部	平成 12 年 11 月 1 日から 平成 22 年 10 月 31 日まで	3,300
17	須川	須川貯水池及び奈良スポーツ振興カントリークラブ ゴルフ場及びその周辺	平成 14 年 11 月 1 日から 平成 24 年 10 月 31 日まで	420
18	桃俣	桃俣区有林内桃俣ふるさと村自然遊園及びその周辺	平成 12 年 11 月 1 日から 平成 22 年 10 月 31 日まで	100
19	御所	御所市古瀬周辺	平成 15 年 11 月 1 日から 平成 25 年 10 月 31 日まで	37
20	初瀬ダム	初瀬ダム及びその周遊道路に囲まれた地域	平成 11 年 11 月 1 日から 平成 21 年 10 月 31 日まで	37
21	龍王山	龍王山頂から天理ダム及びその周辺並びに長岳寺ル ート・崇神ルート周辺に囲まれた区域	平成 12 年 11 月 1 日から 平成 22 年 10 月 31 日まで	265
22	桜井	大和平野銃猟禁止区域に接する生田地区	平成 14 年 11 月 1 日から 平成 24 年 10 月 31 日まで	30
23	菟田野	宇陀市菟田野区北西部	平成 17 年 11 月 1 日から 平成 27 年 10 月 31 日まで	441
24	高取	高取町東部	"	683
25	大淀	県道今木出口線、国道 169 号を結んだ線より南側及 び西側	"	2,570
26	五條	五條市一円	平成 9 年 11 月 1 日から 平成 19 年 10 月 31 日まで	4,430
27	大深	県道阪本五條線と市道大深大平線に囲まれた大深小 学校周辺	"	30
28	牧 五條市	五條地域の牧 団地とその周辺	"	4
29	生琉里	生琉里町及び新奈良ゴルフクラブ周辺	平成 10 年 11 月 1 日から 平成 20 年 10 月 31 日まで	151
30	ディアパーク	ディアパークゴルフ場	"	81
31	柳生ゴルフ場	柳生ゴルフ場	"	119
32	宇陀ゴルフ場	宇陀ゴルフ場及びその周辺	"	606
33	阿騎野ゴルフ場	阿騎野ゴルフ場及びその周辺	"	202
34	水泥	御所市水泥周辺	"	29
35	新田	御所市新田周辺	"	43
36	朝倉	桜井市朝倉周辺	平成 11 年 11 月 1 日から 平成 21 年 10 月 31 日まで	182
37	榛原	宇陀市榛原区萩原周辺	"	775
38	都祁	都祁村蘭生、小山戸、吐山周辺	"	787
39	川上	川上村中奥川上流	平成 12 年 11 月 1 日から 平成 22 年 10 月 31 日まで	823
40	川上第 2	川上村大滝周辺	"	600
41	大塔	大塔村殿野	"	300
42	吉野	吉野町丹治・飯貝周辺	"	381
43	菟田野第 2	菟田野町駒帰・稲戸周辺	平成 13 年 11 月 1 日から 平成 23 年 10 月 31 日まで	99
44	奈良教育大学 奥吉野演習林	大塔村赤谷	平成 14 年 11 月 1 日から 平成 24 年 10 月 31 日まで	176
計 44 ヶ所				73,389

「第3部 歴史環境」に関して

図3-1-1 風致地区

(平成18年3月31日現在)

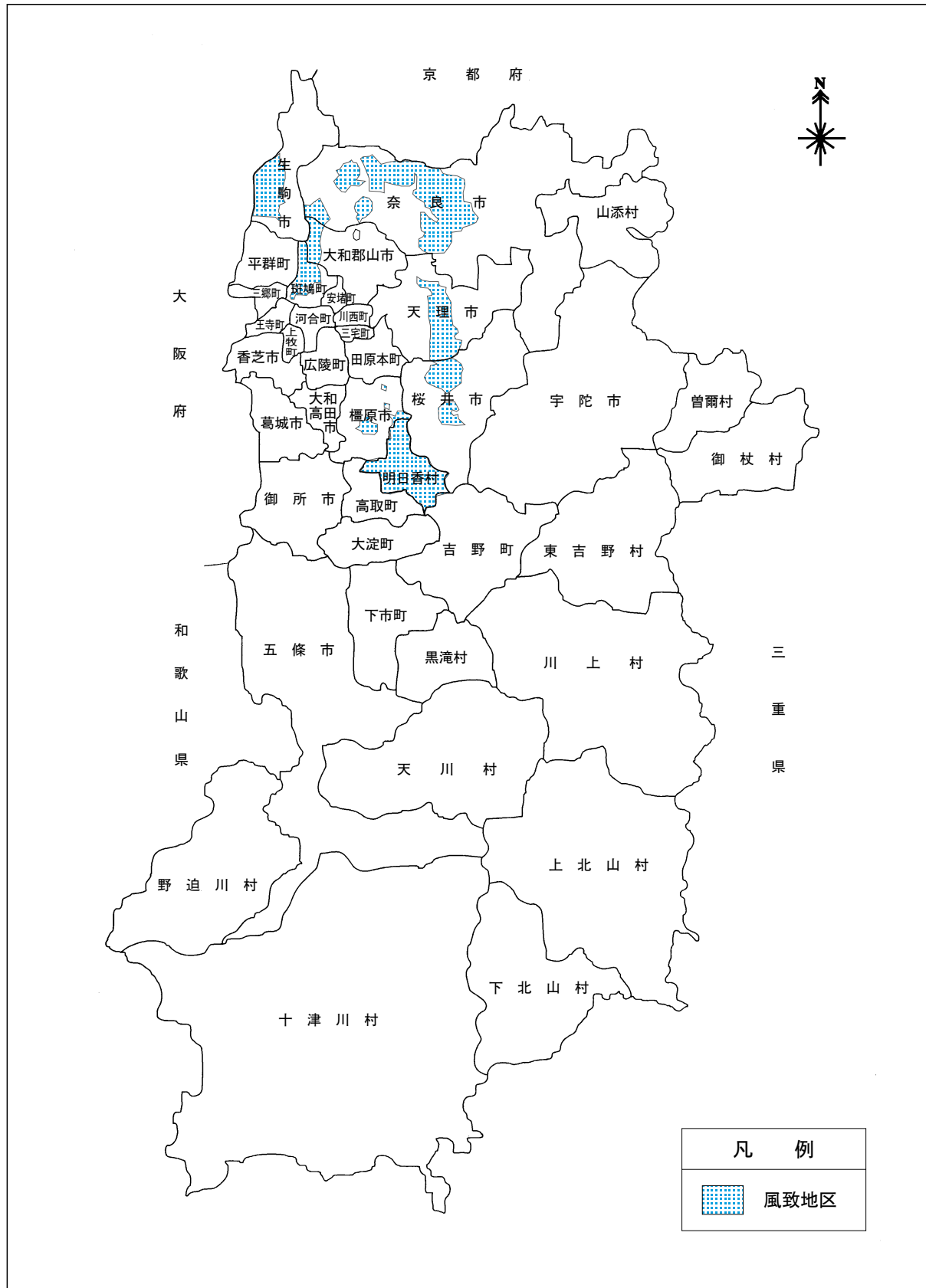


图3-1-2 历史的風土保存区域

(平成 18 年 3 月 31 日現在)

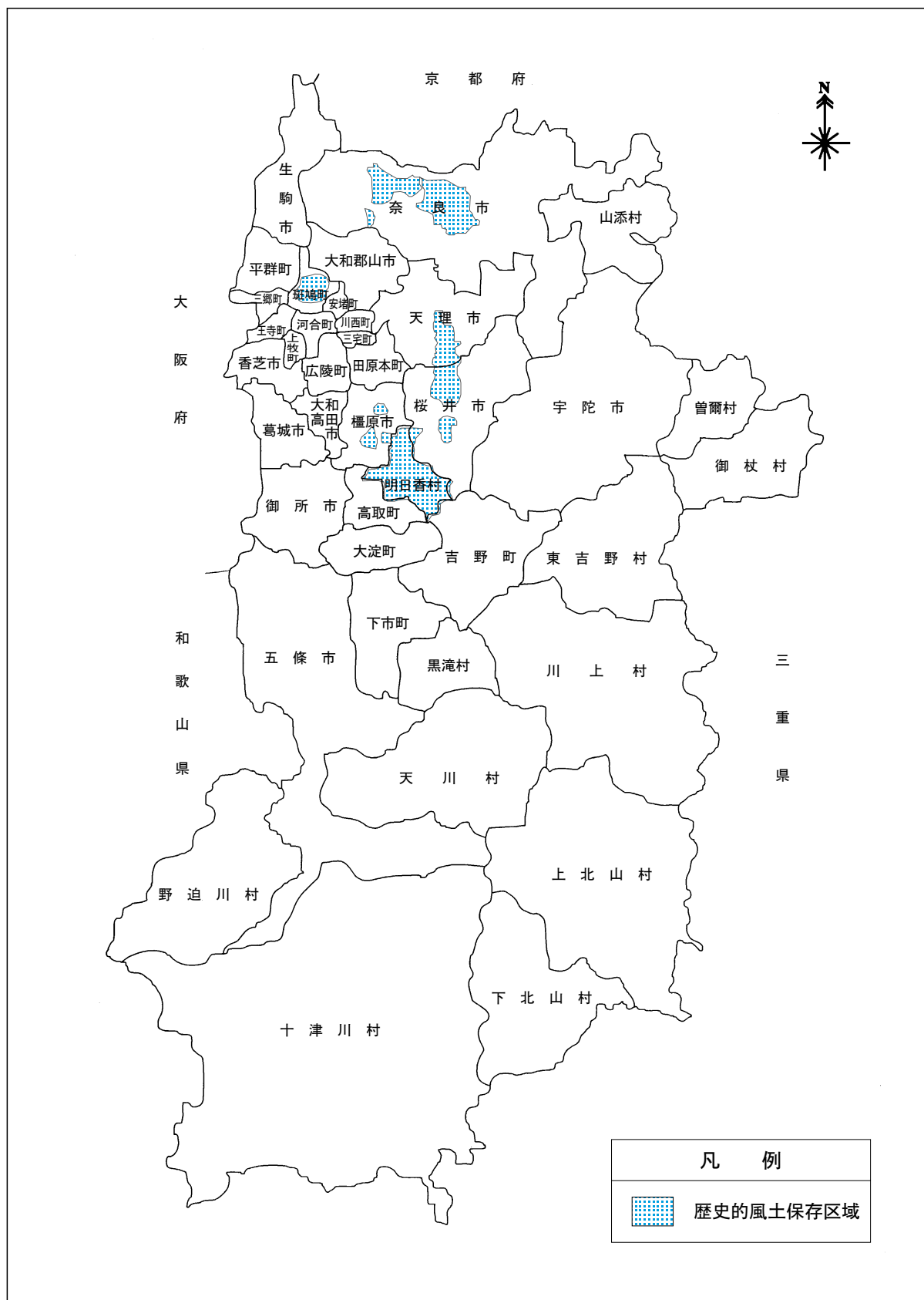


图3-1-3 历史的風土特別保存地区

(平成 18 年 3 月 31 日現在)

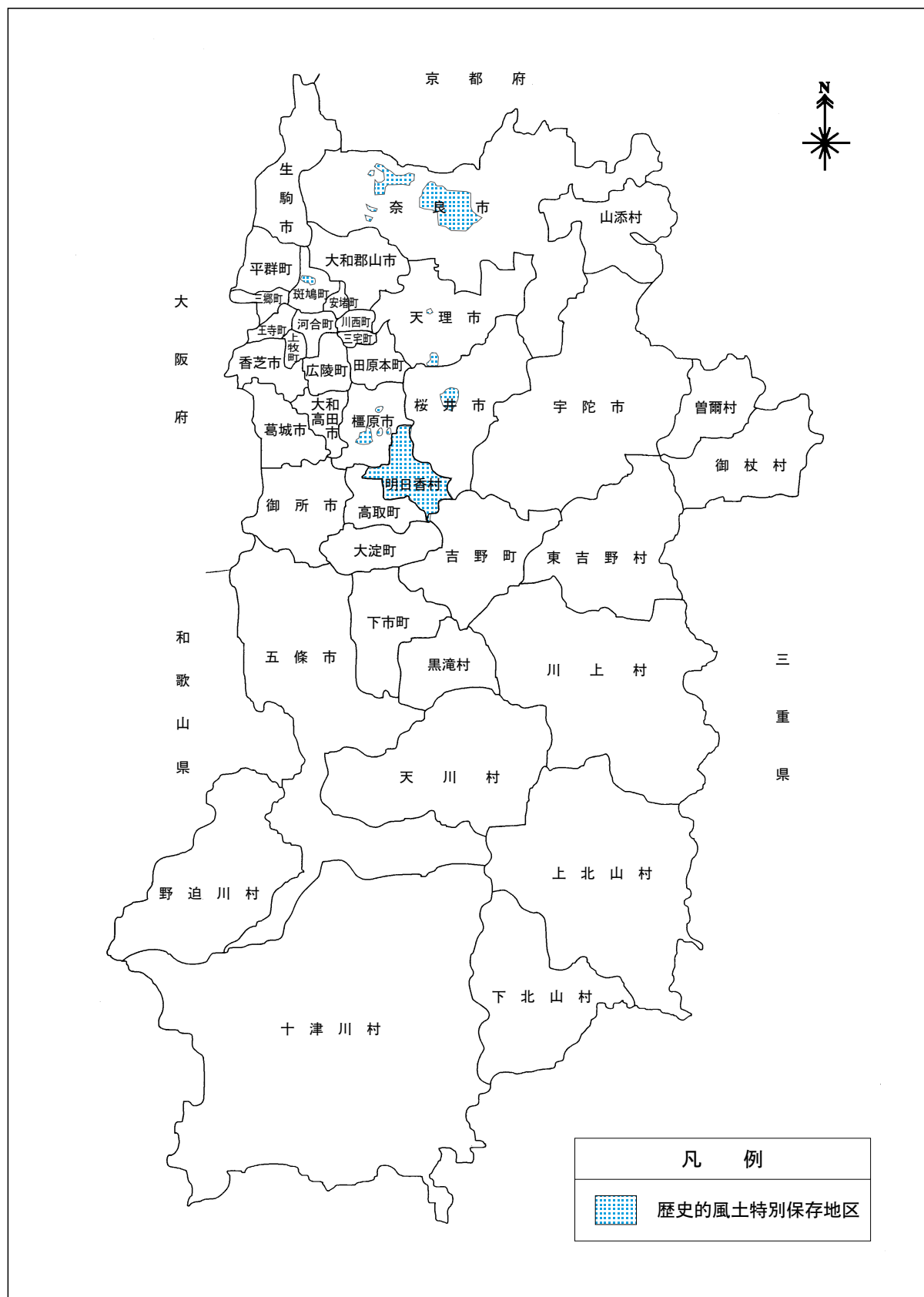


表3 - 1 - 1 市町村別の風致地区指定状況

(平成18年3月31日現在)

区分 市町村名	地区数	面積 (ha)	種別内訳(ha)					備考
			第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	
奈良市	6	4,727.9	1,809.0	1,455.4	1,316.8	24.5	122.2	
大和郡山市	2	478.0	341.0	69.0	37.0	27.6	3.4	
天理市	1	1,338.0	151.9	1,066.9	118.6	-	0.6	
橿原市	4	371.3	212.0	61.0	58.2	40.1	-	
桜井市	3	1,406.9	304.0	977.7	-	125.2	-	
生駒市	1	1,010.0	-	348.5	287.5	316.9	57.1	
斑鳩町	1	628.4	80.9	376.3	171.2	-	-	
明日香村	1	2,418.0	125.6	855.4	1,437.0	-	-	村全域を指定
計	19	12,378.5	3,024.4	5,210.2	3,426.3	534.3	183.3	

表3 - 1 - 2 風致地区における許可基準

(平成18年3月31日現在)

区分 種別	条例による基準							指導要綱による基準	
	建物の高さ	建ぺい率	道路後退距離	隣地後退距離	緑地率	森林区域の緑地率	切土又は盛土高さ	宅地割	
	(m)	(%)	(m)	(m)	(%)	(%)	(m)	1ha以上の開発地	1ha未満の開発地
第1種	8	20	3	1.5	40	60	2	1宅地当り500㎡以上	1宅地当り500㎡以上
第2種	10	30	2	1	30	50	3	最低200㎡以上 平均300㎡以上	原則として 200㎡以上
第3種	10	40	2	1	20	40	4		
第4種	12	40	2	1	20	40	4		
第5種	15	40	2	1	20	40	4		

表3 - 1 - 3 風致地区における行為別許可申請件数(最近5年間)

(単位:件)

区分 年度	建築物	工作物	土地形質 の変更	木竹の 伐採	土石の 採取	その他	計	協議通知 件数
平成13年度	501	40	106	3	0	1	659	135
平成14年度	543	40	86	2	0	15	687	118
平成15年度	525	62	71	5	0	4	667	97
平成16年度	516	38	86	8	0	5	653	132
平成17年度	510	33	68	5	0	9	625	136

(注) 協議: 許可を要するとされる行為で、当該行為を国又は県の機関が行う場合
 通知: 風致の維持に著しい支障をおよぼさない公益に関する行為で許可又は協議を要しないとされるもの

表3 - 1 - 4 風致地区及び歴史的風土特別保存地区における地区別許可申請件数（平成17年度）（単位：件）

市 町 村	風致地区					歴史的風土特別保存地区			
	地区名	許可	協議	通知	計	地区名	許可	協議	計
奈 良 市	春 日 山	78	14	16	108	春 日 山	52	0	52
	佐 保 山	34	0	3	37	聖 武 天 皇 陵	0	0	0
						平 城 宮 跡	11	0	11
	平 城 山	26	8	4	38	平 城 宮 跡	10	5	15
						山 陵	5	0	5
	あ や め 池	192	0	3	195				
	西 の 京	61	4	4	69	唐 招 提 寺	4	0	4
						薬 師 寺	0	0	0
富 雄	6	0	2	8					
計	397	26	32	455					
大和郡山市	郡山城跡	18	0	2	20				
	矢田山	1	0	5	6				
	計	19	0	7	26				
生駒市	生駒山	65	0	7	72				
斑鳩町	斑鳩	54	0	20	74	法隆寺	2	0	2
天理市	山の辺	6	3	3	12	石上神宮	0	0	0
						崇神景行天皇陵	2	2	4
桜井市	三輪山の辺	5	0	0	5	三輪山	0	0	0
	鳥見山	24	0	0	24				
	磐余	1	0	0	1				
	計	30	0	0	30				
橿原市	耳成山	4	0	0	4	耳成山	0	0	0
	香久山	4	0	0	4	香久山	0	0	0
	畝傍山	5	0	0	5	畝傍山	2	0	2
	藤原宮跡	1	1	2	4	藤原宮跡	2	1	3
	計	14	1	2	17				
明日香村	明日香	40	7	28	24	飛鳥宮跡	1	2	3
						石舞台	1	0	1
						岡寺	1	0	1
						高松塚	0	1	1
						明日香2種	77	1	78
合 計	625	37	99	710	合 計	170	12	182	

（注） 風致地区の申請数は、歴史的風土保存区域に重複して規制される申請数を含む。

表3 - 1 - 5 市町村別の歴史的風土保存区域及び特別保存地区等指定状況
 古都保存法による指定 (平成18年3月31日現在) (単位:ha)

区 分	奈良市	天理市	橿原市	桜井市	斑鳩町	計
保 存 区 域	2,776	1,060	426	1,226	536	6,024
うち特別保存地区	1,809	82	212	304	81	2,488

明日香村特別措置法による指定 (平成18年3月31日現在) (単位:ha)

区 分	第1種地区	第2種地区	計(明日香村全村)
面 積	126	2,278	2,404

表3 - 1 - 6 歴史的風土保存区域及び特別保存地区等における行為規制

区 分	規 制 内 容	
保 存 区 域	届出制	指導・助言等による規制
特 別 保 存 地 区	許可制	原則として現状保存の規制
明日香村 第1種地区		
第2種地区		

表3 - 1 - 7 歴史的風土保存区域及び特別保存地区等における行為別申請件数（最近5年間）
（単位：件）

年度	行為区分		建築物	工作物	土地形質の変更	木竹の伐採	その他	計
	規制区分							
平成13年度	保存区域		2	—	—	—	—	2
	特別保存地区		20	22	41	1	1	85
	明日香第2種地区		35	63	15	—	—	113
平成14年度	保存区域		2	—	—	—	—	2
	特別保存地区		23	20	8	—	1	52
	明日香第2種地区		44	39	13	—	—	96
平成15年度	保存区域		2	—	—	—	—	2
	特別保存地区		23	20	8	—	1	52
	明日香第2種地区		44	39	13	—	—	96
平成16年度	保存区域		5	0	0	0	0	5
	特別保存地区		31	26	53	2	8	120
	明日香第2種地区		42	39	14	0	2	97
平成17年度	保存区域		5	0	0	0	0	5
	特別保存地区		29	15	39	1	8	54
	明日香第2種地区		25	42	16	0	0	58

（注）件数は延件数である。

表3 - 1 - 8 歴史的風土特別保存地区における買入れ実績（平成18年3月31日現在）

地区名	件数	面積（㎡）
春日山	621	1,930,112
平城宮跡	622	514,893
聖武天皇陵	3	1,238
山陵	28	23,867
唐招提寺	11	8,601
崇神景行天皇陵	80	51,550
三輪山	9	23,911
香久山	58	128,834
畝傍山	8	8,508
飛鳥宮跡第1種	199	167,145
明日香第2種	320	320,634
計	1,959	3,179,293

表3 - 1 - 9 奈良県古都風致審議会の開催状況（最近5年間）

年 度	開催年月日	議 題 等
平成13年度	平成13年6月1日 平成14年1月17日 (小) 平成14年3月1日	会長等の選任について 岩井川ダム建設計画について 岩井川ダム建設計画について
平成14年度	平成15年3月18日	神奈備の郷・川づくり計画について（報告） 岩井川ダム建設計画の進捗状況について（報告） 風致政令の改正について（報告）
平成15年度	平成15年6月19日 平成15年9月11日 平成15年12月17日 (小) 平成16年1月19日 平成16年3月25日	会長等の選任について 飛鳥寺境内保安整備計画について 風致地区条例の一部改正について（素案）（報告） 飛鳥寺境内保安整備計画について 風致地区条例の一部改正（案）について（報告） 風致地区条例の一部改正（案）について（報告） 法隆寺西院北側防災塀の設置について 神奈備の郷・川づくり計画について（報告） 岩井川ダム建設計画の進捗状況について（報告） 風致地区条例に基づく許可の審査指針について（報告）
平成16年度	平成16年9月6日 平成17年3月2日	岡寺改修計画について 飛鳥寺隣接地における店舗付住宅の建替について（報告） 高円山採石場跡地法面緑化計画について（報告） 雷丘植栽整備計画について
平成17年度	平成17年4月27日 (懇) 平成17年7月1日 平成18年2月28日	雷丘植栽整備計画について（報告） (仮称)総合交流拠点施設「明日香夢市」新築について 明日香村真弓地区の村道新設及び周辺農地整備について

(注) 開催年月日の(小)は小委員会、(懇)は懇談会である。

表3 - 2 - 1 県内の文化財の指定件数

(平成18年3月31日現在)

区		分	件数	備考
有形文化財	国 宝		211件	
	重要文化財		1,418件	国宝を含む
	県指定有形文化財		306件	
	小 計		1,724件	
無形文化財	重要無形文化財		2件	個人2人
	県指定無形文化財		3件	
	小 計		5件	
民俗文化財	有形	重要有形民俗文化財	4件	
		県指定無形民俗文化財	19件	
		小 計	23件	
	無形	重要無形民俗文化財	5件	
		県指定無形民俗文化財	32件	
		小 計	37件	
記念物	史 跡	特別史跡	10件	
		史 跡	116件	特別史跡を含む
		県指定史跡	49件	
		小 計	165件	
	名 勝	特別名勝	2件	(注)
		名 勝	10件	特別名勝を含む
		県指定名勝	4件	
		小 計	14件	
	天然記念物	特別天然記念物	3件	
		天然記念物	23件	特別天然記念物を含む
		県指定天然記念物	60件	
		小 計	83件	
	伝統的建造物群	重要伝統的建造物群保存地区	1地区	
	文化財の保存技術	選定保存技術		10件
県選定保存技術		1件	個人1人	
小 計		11件		

(注) 特別名勝のうち1件は特別史跡特別名勝であり、史跡にのみ含む。

表3-2-2 国指定文化財の指定件数

(平成18年3月31日現在)

区分	件名	国 宝								計	
		建 造 物		絵 画	彫 刻	工 芸 品	典 籍 跡	古 文 書	考 古 資 料		歴 史 資 料
		件 数	棟 数								
奈 良 県		64	71	14	70	38	14	2	9	0	211
全 国		213	257	157	126	252	223	59	40	1	1,071
対全国比(%)		30.0	27.6	8.9	55.6	15.1	6.3	3.4	22.5	-	19.7

区分	件名	重 要 文 化 財 (含 国 宝)								計	
		建 造 物		絵 画	彫 刻	工 芸 品	典 籍 跡	古 文 書	考 古 資 料		歴 史 資 料
		件 数	棟 数								
奈 良 県		261	374	132	500	230	187	49	49	10	1,418
全 国		2,286	4,044	1,946	2,606	2,400	1,851	713	552	141	12,495
対全国比(%)		11.4	9.2	6.8	19.2	9.6	10.1	6.9	8.9	7.1	11.3

区分	件名	特 別 史 跡	特 別 名 勝	特 記 特 別 天 然 物	計	史 跡	名 勝	天 然 記 念 物	計	重 文 要 無 形 財	重 民 俗 文 化 財	重 民 俗 文 化 財	重 建 造 物 的 群	保 存 技 術	登 文 (建 造 物) 録 有 形 財
全 国	60	29	72	161	1,553	298	932	2,783	個人83件 114人 団体25件 25団体	246	203	73	個人46件 50人 団体23件 24団体	5,304	
対全国比(%)	16.7	6.9	4.2	9.3	7.5	3.4	2.5	5.4	-	2.0	2.0	1.4	-	2.1	

(注) 史跡・名勝・天然記念物の件数には、特別史跡・特別名勝・特別天然記念物の件数を含む。

表3-2-3 県指定文化財の指定件数

(平成18年3月31日現在)

区分	件名	有 形 文 化 財								史 跡	名 勝	天 然 記 念 物	無 文 化 形 財	無 文 形 化 民 俗 財	有 文 形 化 民 俗 財	選 技 定 保 存 術	計	
		建 造 物		絵 画	彫 刻	工 芸 品	書 典 跡 籍	古 文 書	考 古 資 料									歴 史 資 料
		件 数	棟 数															
奈 良 県		106	156	32	94	39	10	13	9	3	49	4	60	3	32	19	1	474

表 3 - 2 - 4 文化財の保護対策（平成17年度）

事業名	事業内容
文化財保存事業	(1) 国・県指定にかかる文化財の保存・修理・買収等に対する補助 (ア) 県指定文化財 ... 修理事業ほか (イ) 国指定文化財 ... 修理事業ほか (ウ) 埋蔵文化財発掘調査等 ... 平城京跡発掘調査ほか (2) 文化財防災対策 (ア) 文化財防災設備設置 (イ) 文化財防災設備保守点検及び修理 (3) 史跡地等の保護・調査 (ア) 史跡地環境整備事業 ... 新沢千塚古墳群の環境整備事業ほか (イ) 史跡地公有化事業 ... 桜井茶臼山古墳追加指定地買収ほか (ウ) カモシカ食害対策事業 ... カモシカ生息概況調査ほか (4) 埋蔵文化財発掘調査 (ア) 国庫補助事業 ... 松林苑緊急調査ほか (イ) 受託発掘調査 ... 京奈和自動車道ほか
重要文化財保存修理受託事業	文化財の所有者の委託を受けて、文化財保存事務所が唐招提寺他の建造物を修理する。

表 3 - 2 - 5 奈良県文化財保護審議会の開催状況（最近5年間の開催状況）

年 度	開 催 年 月 日	各年度の指定件数
平成 13 年度	平成 13 年 1 1 月 2 9 日、平成 14 年 2 月 2 8 日	5
平成 14 年度	平成 14 年 1 1 月 1 8 日、平成 15 年 2 月 2 6 日	5
平成 15 年度	平成 15 年 1 2 月 2 日、平成 16 年 2 月 2 6 日	8
平成 16 年度	平成 16 年 1 2 月 2 日、平成 17 年 2 月 2 8 日	11
平成 17 年度	平成 17 年 1 1 月 2 2 日、平成 18 年 2 月 2 3 日	7

「第4部 地球環境」に関して

表4-1-1 奈良県内の公共施設等における新エネルギーの導入状況

(平成18年1月1日現在)

種類	事業主体名	所在地	施設名称	設備概要	
太陽光発電	奈良県	奈良市	自発光式線形誘導標	4.3w × 4基	
			自発光式反射板	0.37kw × 5基	
			自発光式道路標(センター標)	0.30w 3.3v 93mA 13個	
			時計塔(三面太陽電池時計)		
			時計塔(二面太陽電池時計)		
			交通誘導標	8標 L = 24m	
		大和郡山市	フラワーセンター	太陽電池ソーラーシステム(最大発電量18w)	
		御所市	葛城山園地公衆トイレ	ソーラー外灯	
		宇陀市	室生園地公衆トイレ	太陽光発電屋根一体型2.125KW	
		御杖村	電気牧柵	太陽光発電モジュール 2.8W、1.2V 電牧器 2次電圧5300V(断続器)	
		葛城市	二上山園地公衆トイレ	80AH × 20、バッテリー	
		吉野町	吉野山如意輪寺前公衆トイレ	太陽光発電バッテリー付き 外灯18W	
		天川村	霊山寺前公衆トイレ	太陽光発電 590W	
		下北山村	前鬼公衆トイレ	太陽電池モジュール1KW バッテリー120AH、12V × 10個	
		上北山村	大台ヶ原ビジタセンター 大台ヶ原公衆トイレ	太陽光発電 10KW 太陽光発電 3KW	
		県内		交通誘導標(連結式自発行光標・ソーラーシステム)	発光ダイオード(LED)
				視線誘導標(宇陀市・宇陀郡内7ヶ所)	多結晶 出力:0.165W × 80基 蓄電池容量:1.2Ah 耐熱用ニッカド電池
		奈良県教育委員会	奈良市	県立図書情報館	20kw
	奈良商業高校(太陽電池時計)				
	奈良工業高校(太陽電池時計)				
	奈良高校(太陽電池時計)				
	奈良高校(太陽電池時計)				
	西の京高校(太陽電池時計)				
	平城高校(太陽電池時計)				
	西の京養護学校:ジュラシック・ファーム「わくわく」			太陽電池 単結晶 出力 110w 蓄電池容量105Ah × 2	
	大和高田市			高田高校(太陽電池時計)	
	大和郡山市			片桐高校(太陽電池時計) 城内高校(太陽電池時計)	
	天理市			二階堂高校(太陽電池時計)	
	御所市			御所高校(太陽電池時計)	
			青翔高校(太陽電池時計) 青翔高校(裏門照明灯)		
	生駒市		北大和高校(太陽電池時計)		
	香芝市		香芝高校(太陽電池時計)		
	宇陀市		大宇陀高校(太陽電池時計)		
	三郷町		信貴ヶ丘高校(太陽電池時計)		
	斑鳩町		斑鳩高校(太陽電池時計)		
	田原本町		志貴高校(太陽電池時計)		
	高取町		高取高校(太陽電池時計)		
	上牧町		上牧高校(太陽電池時計)		
	王寺町		王寺工業高校(太陽電池時計)		
	大淀町		大淀高校(太陽電池時計)		
	奈良県水道局		御所市	御所浄水場	多結晶シリコン電池 公称最大出力790kw
	奈良県警察本部		県内	道路標(停止線標)156個	単結晶 出力0.86w 蓄電池容量1.8Ah 名称:信号機連動型自発光式停止線標
道路標(センター標)857個				出力2.8v 60mA × 2個 名称:自発光式道路標	
道路標識(自発光式)181個				出力5.7w 蓄電池容量8.8Ah 名称:路側式自発光標識	
道路標識(路側可変式)63個				単結晶 蓄電池容量3.5Ah 最大出力110mA 名称:路側式可変標識	
奈良市教育委員会	奈良市		奈良市立椿井小学校	10kw	

種 類	事業主体名	所在地	施設名称	設 備 概 要
太 陽 光 発 電	天 理 市	天 理 市	二階堂体育館	2.1kw(37.5w × 56枚)
	檀 原 市	檀 原 市	檀原市営香久山墓園	シリコン太陽電池最大出力51W 蓄電池容量150Ah 照明蛍光灯18W 設置基数5基
	生 駒 市	生 駒 市	老人保健施設 優楽	太陽電池34.2㎡(1.14㎡ × 30枚) 最大出力5kw
			RAKU-RAKUはうす	単結晶 出力:3kw 太陽光電池モジュール、インバーター
	生駒市教育委員会	生 駒 市	北コミュニティセンター ISTA	多結晶シリコン太陽電池 太陽電池容量30kw インバーター容量30kw
			生駒市立俵口小学校	単結晶10kw 太陽光発電モジュール インバーター 接続箱 データ収集装置
	香芝市教育委員会	香 芝 市	香芝市立香芝北中学校	単結晶50kw 太陽電池モジュール、系統連系盤継 続箱、気象計測機器(日射計)、インバータ、データ 計測装置、蓄電池
	葛城市教育委員会	葛 城 市	歴史博物館	太陽電池容量 20kw相当 インバーター容量 20kw(10kw × 2)
	宇 陀 市	宇 陀 市	宇陀市役所	多結晶太陽電池 三相三線式200V 40kw(120wp × 336枚)
	斑 鳩 町	斑 鳩 町	太陽電池案内板音声発生機 (上宮遺跡公園)	太陽電池式案内板音声発生機
	斑 鳩 町	斑 鳩 町	駅前北口広場街灯	太陽電池式街灯
	田 原 本 町	田 原 本 町	はせがわ展望公園 第5号(すいせんの丘)	電圧 4.5V 530mW 蓄電池容量 4.0Ah
	田 原 本 町	田 原 本 町	はせがわ展望公園 第4号(えのき広場)	電圧 6.8V 450mW 蓄電池容量 1,000mAh
	田 原 本 町	田 原 本 町	はせがわ展望公園 第3号(みちくさ広場)	電圧 6.8V 450mW 蓄電池容量 1,300mAh
	田 原 本 町	田 原 本 町	はせがわ展望公園 第7号(森と泉の広場)	電圧 6.0V 700mW
広 陵 町	広 陵 町	広陵町総合保健福祉会館	太陽光発電モジュール 発電容量:5kw 集熱面積:0.96㎡ × 40枚	
太 陽 熱 利 用	奈 良 県	檀 原 市	県立医科大学付属病院	[集熱器]1.91m ² × 213枚 = 413m ²
	奈良県教育委員会	奈 良 市	奈良県営プール(温水プール)	集熱面積440㎡(2㎡ × 220枚) 蓄熱槽容量20m ³ 年間集熱量202,425千KJ
	大 和 高 田 市	大 和 高 田 市	大和高田市立病院	集熱面積:465.6㎡(1.94㎡ × 240枚) 蓄熱槽容量:20m ³
	葛 城 市	葛 城 市	福祉総合ステーション	集積面積:27.84㎡(3.48㎡ × 8枚) 蓄熱槽容 量:1.8m ³
	三 郷 町	三 郷 町	老人福祉センター	集積面積:150㎡(2㎡ × 80枚) 蓄熱槽容量:6m ³ 利用温度:45 ソーラー給湯システム
	上 牧 町	上 牧 町	保健福祉センター	平板型選択吸収膜付 保有水量 1.5 ^{リットル} 有効集熱面積 1.94㎡ 最高使用圧力 10kg/cm ² 本体寸法 1,030 × 2,030 × 95mm 重量(満水時)
風 力 発 電	奈良県教育委員会	奈 良 市	奈良養護学校:風と太陽と花の家	風力発電装置 出力 400w × 2 蓄電池容量 200Ah × 2
	野 迫 川 村	野 迫 川 村	鶴姫風力発電施設 みらい・ゆめ・きぼう	発電出力40kw × 1基 10kw × 2基
バ イ オ マ ス 発 電	奈 良 県	宇 陀 市	バイオマスプラント	交流単相3線式200V 6.0kw(1台) 自励式インバータ発電機
	生 駒 市	生 駒 市	衛生処理場「エコパーク21」	発電機 420V 70kw ボイラー 最高使用圧力 0.98MPa(10kg/cm ²) 最大蒸発量(換算値)0.6t/hr
バ イ オ マ ス 利 用	奈 良 県	大 和 郡 山 市	奈良県浄化センター	1号焼却炉バーナー 190Nm ³ /hr 1基 1号焼却炉補助バーナー 420Nm ³ /hr 1基 1号加熱炉バーナー 136Nm ³ /hr 1基 2号焼却炉バーナー 190Nm ³ /hr 1基 2号焼却炉補助バーナー 420Nm ³ /hr 1基 2号加熱炉バーナー 136Nm ³ /hr 1基

種 類	事業主体名	所在地	施設名称	設 備 概 要
廃棄物発電・熱利用	檀 原 市	檀 原 市	クリーンセンターかしはら	焼却炉 85t/日 × 3基 蒸気タービン (最大発電量 5000kw) × 1基 廃熱ボイラー (最大蒸気発生量 38t/h) × 3基
	桜 井 市	桜 井 市	桜井市グリーンパーク (桜井市一般廃棄物循環型社会基盤施設焼却炉棟(廃棄物発電))	焼却炉75t/日 × 2基 蒸気タービン1基 廃熱ボイラー2基 三相交流同期発電機 容量2,487KVA 出力1,990kw × 1基
廃棄物熱利用	大 和 高 田 市	大 和 高 田 市	クリーンセンター	170,000kcal/h × 2基
	大 和 郡 山 市	大 和 郡 山 市	大和郡山市清掃センター / 九条スポーツセンター	蒸気 - 水熱交換器:能力2,203,000kcal/h × 3基 蒸気式吸収式冷凍機:45(US)RT
	天 理 市	天 理 市	天理市清掃センター	温水発生器 水管強制循環式2基 (180,000kcal/h × 2基)
	生 駒 市	生 駒 市	清掃センター	500,000kcal/h × 2基
	香 芝・王 寺 環 境 施 設 組 合	香 芝 市	ごみ焼却(美濃園)	温水発生器2基、6,450kcal/h × 2基
	三 郷 町	三 郷 町	清掃センター	50,000kcal/h × 2基
	斑 鳩 町	斑 鳩 町	衛生処理場	22,500kcal/h × 2基 温水タンク:4.5m
	田 原 本 町	田 原 本 町	清掃工場	200,000kcal/h × 2基
廃棄物燃料製造	(株)日本リサイクル マネジメント 榛原事業所	宇 陀 市	宇陀市護美センター	固形燃料生産能力 1t/h 固形燃料カロリー 4,000 ~ 5,000kcal/kg
	奈 良 県	大 和 郡 山 市	奈良県浄化センター	熱源:下水処理水 熱回収機器:プレート型熱交換器2台 水熱源ヒートポンプチャージユニット2台 供給熱量:冷房354,000kcal/h 暖房 350,000kcal/h
コージェネレーション (ガスエンジン)	奈 良 市	奈 良 市	奈良市総合老人ホーム和楽園	60kw/h 87,000kcal/h ラインポンプ 熱交換器 膨張タンク 発電電力量:262,800kwh/年 総熱供給量:381mcal/年
	奈良市教育委員会	奈 良 市	奈良市西部生涯スポーツセンター 屋内体育施設	9.8kw
	JR奈良駅周辺地区 (第一街区) 市街地再開発組合	奈 良 市	JR奈良駅前再開発第一ビル	100kw × 2
	生 駒 市	生 駒 市	老人保健施設 優楽	200kw × 2
コージェネレーション	野 迫 川 村	野 迫 川 村	ホテルのせ川	9.8kw × 1
	野 迫 川 村	野 迫 川 村	ホテルのせ川	コージェネレーション設備30kw 1基 客室個別空調設備 31台 本館ロビー暖房システム改善改善設備 4台
ク ー ー 工 自 動 車	奈 良 県	県 内	ハイブリッド自動車	1300cc乗用車 3台 1500cc乗用車 8台 2000cc乗用車 2台
	奈良県教育委員会	奈 良 市	天然ガス自動車	1460cc乗用車 1台 1500cc乗用車 1台
	奈良県警察本部	奈 良 市	ハイブリッド自動車	1500cc乗用車 1台
	奈良県心身障害者 リハビリテーション センター	田 原 本 町	ハイブリッド自動車	1500cc乗用車 1台
	奈 良 市	奈 良 市	ハイブリッド自動車	9台
	奈 良 市	奈 良 市	天然ガス自動車	4台
	奈 良 市	奈 良 市	天然ガスパッカー車	24台
	大 和 郡 山 市	大 和 郡 山 市	天然ガスパッカー車	4330cc 2台
	檀 原 市	檀 原 市	ハイブリッド自動車	2台
	檀 原 市	檀 原 市	天然ガス自動車	1台
桜 井 市	桜 井 市	天然ガス自動車	1台	
王 寺 町 教 育 委 員 会	王 寺 町	ハイブリッド自動車	2400cc 1台	

表4 - 1 - 2 奈良県庁ストップ温暖化実行計画取組及び評価項目

1. 電気について

取組項目	評価項目	項目内容
		省エネ型のOA機器の購入
		省エネ型の照明機器、家電製品の購入
		畳体みは原則として消灯
		晴天時の窓際の消灯
		廊下、階段等の消灯
		残業時の部分消灯
		会議室、トイレ、給湯室の使用後の消灯
		照明器具の清掃や電球の適正な交換
		OA機器の昼休みなどのスイッチ寸フ
		電気ポット等の台数削減
		電気機器の待機電力の削減
		冷房時28、暖房時20の空調温度
		冷暖房機器を使用後は必ず運転停止
		冷暖気の吹き出し口への配慮
		カーテン、ブラインドの活用
		エアコンのフィルターの清掃
		エアコン室外機の適切な場所の設置
		夏の軽装の励行
		エレベーターの利用抑制(階段利用)
		エレベーター間引き運転
		自動販売機の台数削減等
		トナーカートリッジの業者回収
		家電製品等のHFCの適正回収・処理要請

2. 公用車について

		低公害車、低燃費車の優先的購入
		適正な排気量の車両の購入
		排気量の小さい車両の選択(更新時)
		急発進・空ぶかし抑制、経済運転
		待機時等のアイドルストップ
		出張時の公共交通機関の利用
		公共交通機関の利用要請(開催通知)
		公用自転車の利用
		低公客車の優先的利用
		相乗りの励行
		公用車の荷物整理
		タイヤ圧調整等の定期点検・整備
		廃棄カーエアコンのHFCの適正回収・処理要請

3. その他燃料について

		給湯機等は省エネ型機器の購入
		ガスコンロや湯沸器の効率的な使用
		湯沸器の使用時以外は種火を消火
		冷房時28、暖房時20の空調温度
		冷暖房機器を使用後は必ず運転停止
		冷暖気の吹き出し口への配慮
		カーテン、ブラインドの活用
		ストーブ等は清掃し置き場を工夫
		夏の軽装の励行

4. 水について

		節水型機器の購入
		こまめな水止め
		節水器具の取り付け
		水道の減圧調整
		水漏れの定期点検
		トイレ用水の適正利用
		洗車等の節水
		効率的な植木散水

5. 用紙類について

取組項目	評価項目	項目内容
		古紙配合率100%、白色度70%以下の用紙購入
		印刷物は再生紙使用、塗工処理は最小限
		再生紙印刷物は、古紙配合率等を表示
		衛生用紙は古紙配合率100%製品の購入
		両面印刷、ミスコピー裏面利用の徹底
		コピー機の不要紙の発生防止
		ペーパーレス化(電子メール、庁内LAN)
		会議資料の簡素化と共有化
		印刷物は最小限の印刷数
		分別回収の徹底とリサイクル
		使用済み封筒の再使用

6. 文具・事務用品等について

		文具・事務用品等は必要最小限の購入
		環境マーク製品の優先的購入
		長期使用可能な製品の購入
		過剰包装品を避け、簡易包装品の購入
		納品時の簡易包装を要請
		ペットボトル容器の購大白濁とりターナブル容器の購入
		修繕等による長期使用
		詰め替え可能な製品利用
		不要物の回収ボックスによる再利用
		使い捨て製品の使用抑制
		リサイクルボックス設置によるリサイクル

7. 廃棄物について

		市町村ルールのごみ分別の徹底と資源化
		庁内売店の買い物には買い物袋を持参

8. 建築物について

		コージェネレーションシステム等の導入検討
		省エネ型機器・設備の導入検討
		雨水利用設備の導入検討
		緑化の推進
		新築の際には自然採光を活用した設計
		特定ハロン消火設備の不採用
		節水に有効な器具の設置
		再生資材や建設副産物の有効利用
		環境負荷の少ない型枠の利用推進
		環境負荷の少ない施工作業の推進
		空調等の適正管理で冷媒漏えい防止
		権え込み等の適切な維持管理
		建設廃材は、リサイクルを要請
		建設副産物の発生の抑制を要請
		廃棄物のリサイクル適正処理を推進
		空調機器等の廃棄時にHFCの回収
		消火設備の更新・廃止時にハロンの回収

9. 独自項目(1~8以外で取り組む項目を記入)

取組項目数		評価項目数	
うち独自項目数		うち独自項目数	

(:月別評価項目 :半期別評価)

「第5部 生活環境」に関して

表5 - 1 - 1 光化学スモッグ広報発令状況表 (平成17年度)

月 日	予 報				注 意 報			
	番号	発令時間	地域	Ox濃度 ppm	番号	発令、解除時間	地域	Ox濃度 ppm
5/21 (土)	1	13:30	北部	生駒局 0.102				
		"	中部	王寺局 0.104				
		"	南部	御所局 0.090				
6/1 (水)	2	13:10	北部	生駒局 0.112	1	14:30、17:00	北部	生駒局 0.123
		"	中部	王寺局 0.108		"	中部	王寺局 0.121
		"	南部	桜井局 0.083				
6/20 (月)	3	14:20	北部	生駒局 0.117	2	15:10、17:40	北部	生駒局 0.132
		"	中部	王寺局 0.114		"	中部	王寺局 0.137
		"	南部	高田局 0.088		"	南部	桜井局 0.117
6/25 (土)	4				3	12:15、15:10	北部	生駒局 0.120
						"	中部	王寺局 0.114
		12:15	南部	高田局 0.086				
7/20 (水)	5	14:10	北部	生駒局 0.092	4	15:10、18:00	北部	生駒局 0.105
		"	中部	田原本局 0.097			中部	王寺局 0.155
		"	南部	桜井局 0.097			南部	桜井局 0.121
7/21 (木)	6	11:50	北部	生駒局 0.097	5	12:30、17:00	北部	生駒局 0.133
		"	中部	王寺局 0.105		"	中部	王寺局 0.127
		"	南部	御所局 0.085		"	南部	御所局 0.103
7/28 (木)	7	12:40	北部	生駒局 0.097				
		"	中部	王寺局 0.082				
		13:20	南部	御所局 0.080				
8/9 (火)					6	15:10、17:00	北部	生駒局 0.124
						"	中部	王寺局 0.111
9/2 (金)	8				7	14:15、16:15	北部	生駒局 0.135
		14:15	中部	王寺局 0.096				
		"	南部	桜井局 0.083				

(注) 予報の解除は、午後5時としている。

表5 - 1 - 2 光化学スモッグ広報発令基準

広報区分	発令基準
予報	測定点におけるオキシダント濃度の1時間平均値が、0.08ppm以上になり、気象条件からみてその濃度が悪化する恐れがあると認められるとき
注意報	測定点におけるオキシダント濃度の1時間平均値が、0.12ppm以上になり、気象条件からみてその濃度が悪化する恐れがあると認められるとき
警報	測定点におけるオキシダント濃度の1時間平均値が、0.24ppm以上になり、気象条件からみてその濃度が悪化する恐れがあると認められるとき
重大警報	測定点におけるオキシダント濃度の1時間平均値が、0.40ppm以上になり、気象条件からみてその濃度が悪化する恐れがあると認められるとき

表5 - 1 - 3 光化学スモッグ広報発令地域区分

発令地域	該当市町村
大和平野北部	奈良市・生駒市・大和郡山市
大和平野中部	天理市・香芝市・王寺町・平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・川西町・三宅町・田原本町・上牧町・広陵町・河合町
大和平野南部	大和高田市・橿原市・桜井市・御所市・葛城市・高取町・明日香村

表5 - 1 - 4 光化学スモッグ対策措置事項

広報区分	措置事項
予報	(1) 注意報に備えて、テレビ、ラジオ等の報道に注意すること (2) 屋外での特に過激な運動はさけること (3) 目やのどに刺激を感じた人には、洗顔、うがいをすることを指導すること
注意報	(1) 学校及び施設では、できるだけ屋外での運動をさけ、屋内に入ることを指導すること (2) 目に刺激や痛みを感じた人には、洗眼することを指導すること (3) のど、鼻に刺激や痛みを感じた人には、うがいをすることを指導する。 (4) 症状のひどい人には、医師の指示を受けることを指導すること (5) 不用不急の自動車を使用しないよう要請すること (6) 工場又は事業場では屋外での燃焼行為をしないよう要請すること (7) 排出ガスを毎時1万立方メートル以上を排出する工場及び事業場(以下「関係事業場」という。)に対し、排出ガス量の減少を行うよう勧告すること
警報	注意報の各措置事項の徹底をはかること
重大警報	(1) 学校及び施設では、屋外での運動をさけ、屋内に入ることの徹底をはかること (2) 自動車使用者に対し、自動車の使用をさけるよう強力に要請するとともに公安委員会に対し、当該地域における自動車交通の規制について道路交通法の規定により措置をとるべきことを要請すること (3) 工場又は事業場での屋外燃焼行為をしないよう命令すること (4) 関係事業場に対し排出量の減少を行うよう命令すること

(注) この表の措置事項のうち注意報の・・・及び重大警報の・・・は、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第23条の規定に基づくものであること。

図5 - 1 - 1 光化学スモッグ広報伝達機構

(平成18年4月1日現在)

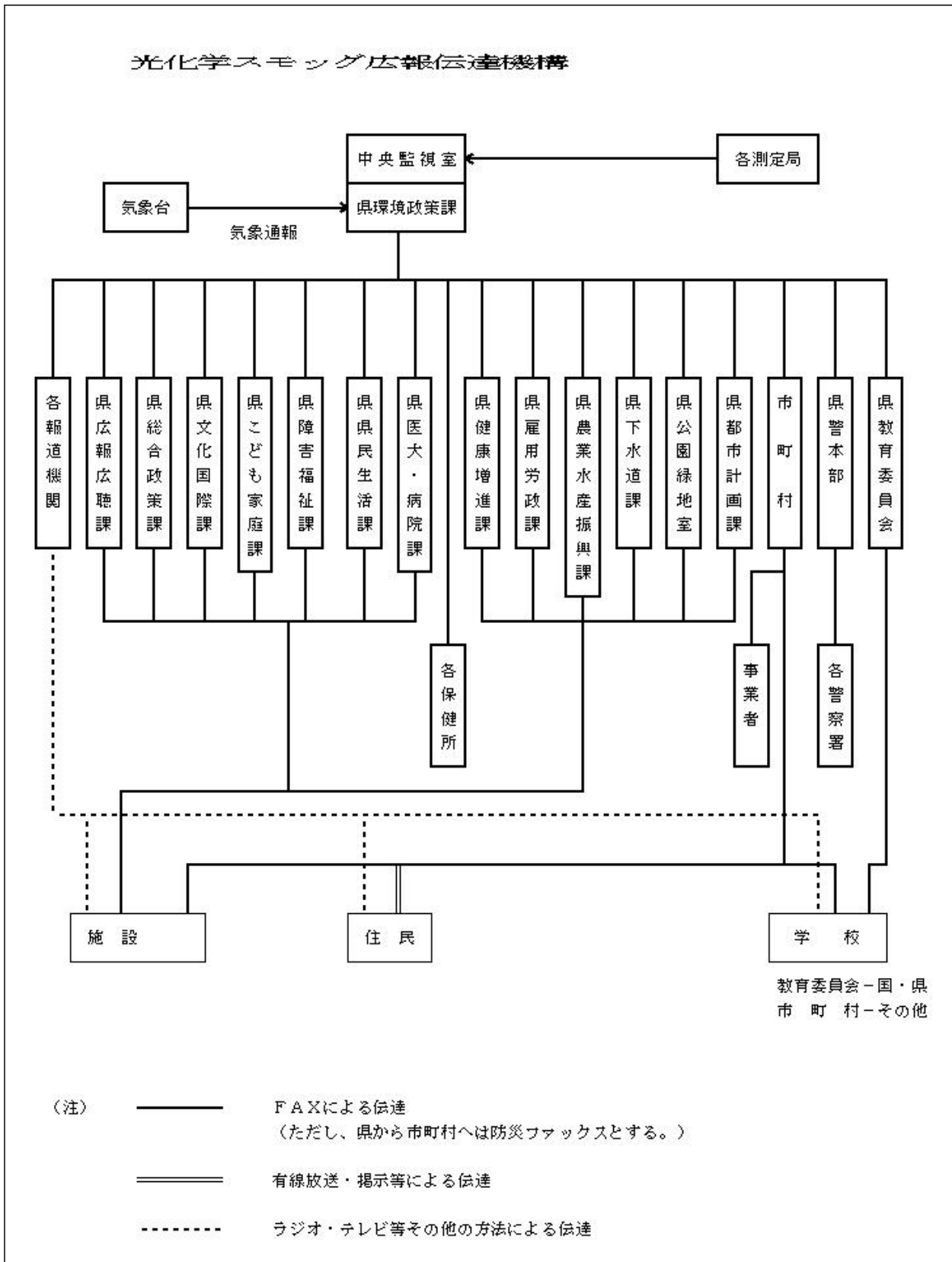
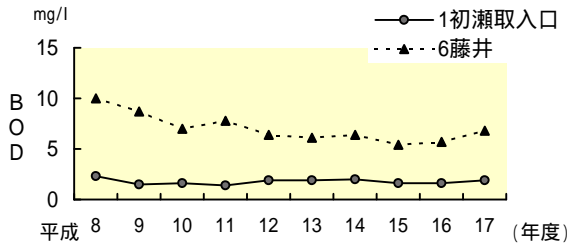
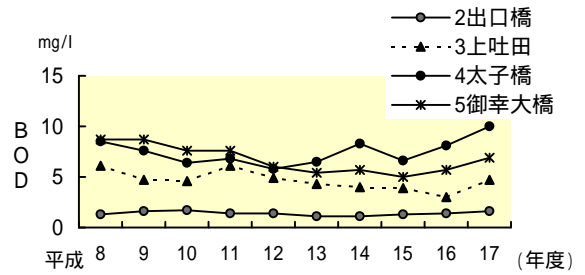


図 5 - 2 - 1 環境基準点及び本川の測定地点のBOD平均値の経年変化（大和川水系）

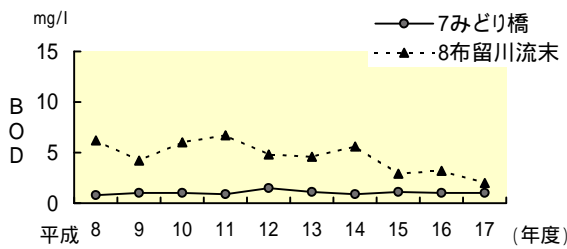
大和川



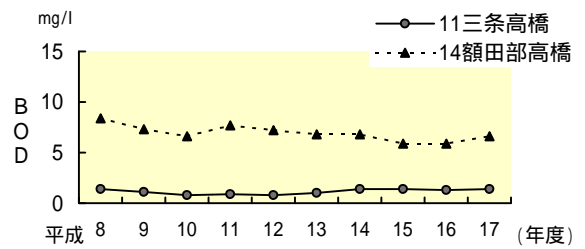
大和川(補助地点)



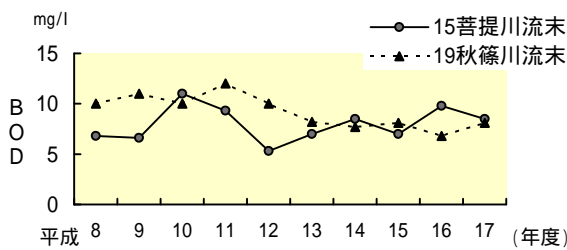
布留川



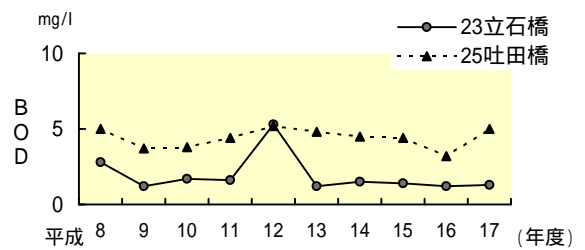
佐保川



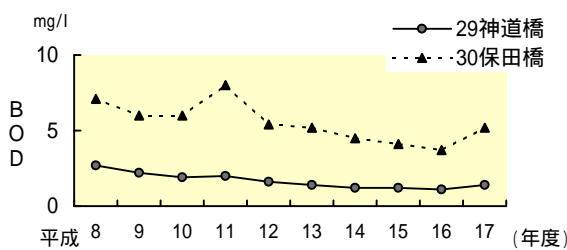
佐保川支川(菩提川、秋篠川)



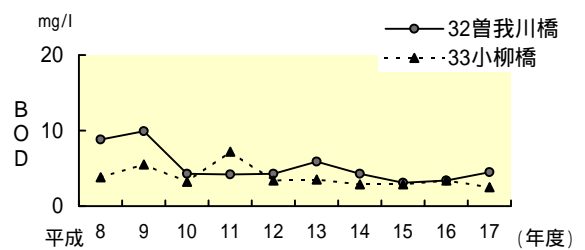
寺川



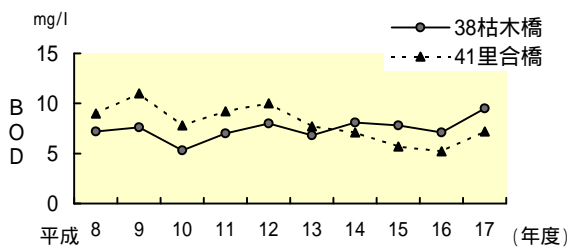
飛鳥川



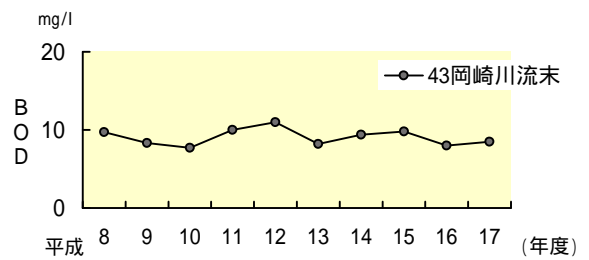
曾我川



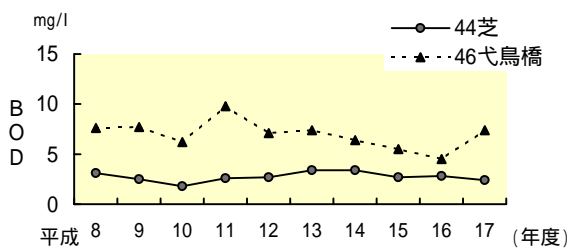
曾我川支川(葛城川、高田川)



岡崎川



富雄川



竜田川・葛下川

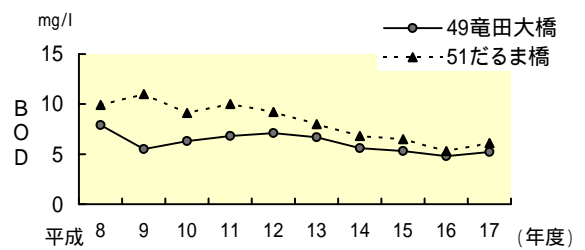
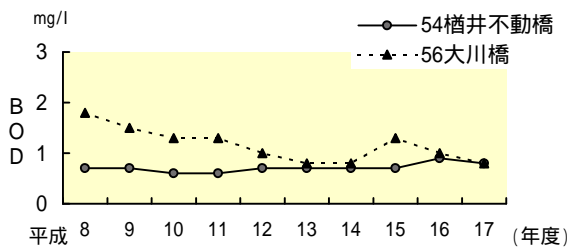
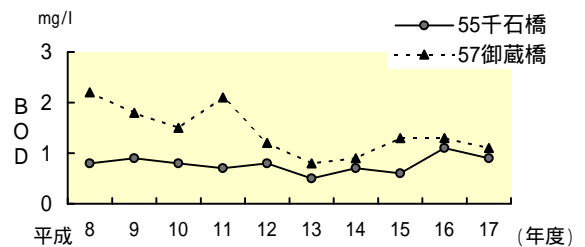


図 5 - 2 - 2 環境基準点及び本川の測定地点の B O D 平均値の経年変化 (紀の川 (吉野川) 水系)

紀の川



紀の川(補助地点)



秋野川

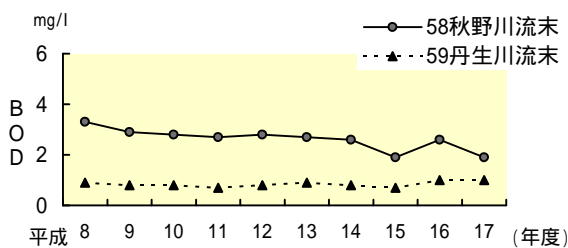


図5 - 2 - 3 環境基準点及び本川の測定地点のBOD平均値の経年変化（淀川水系）

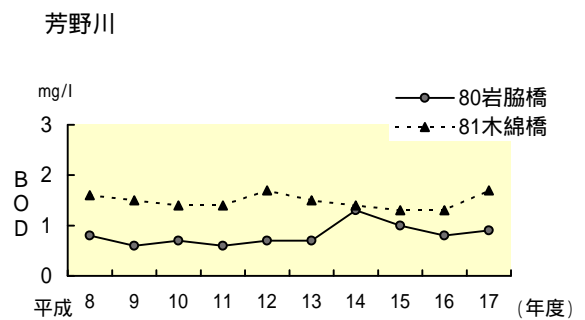
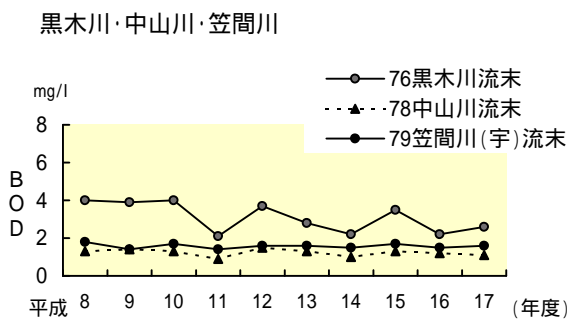
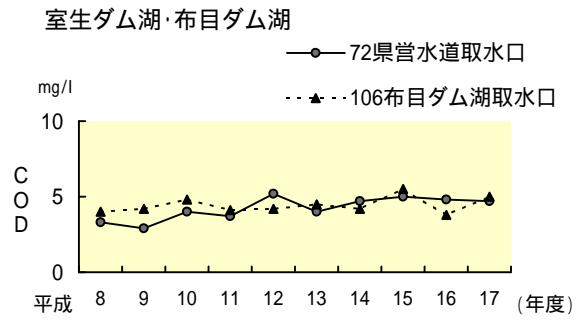
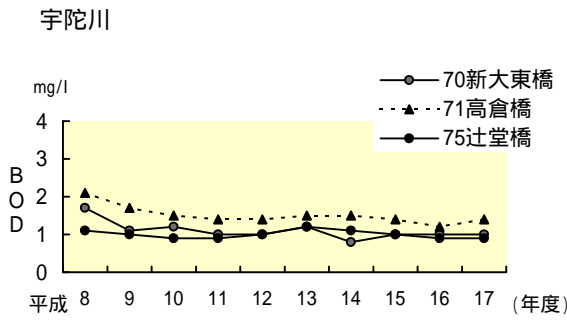
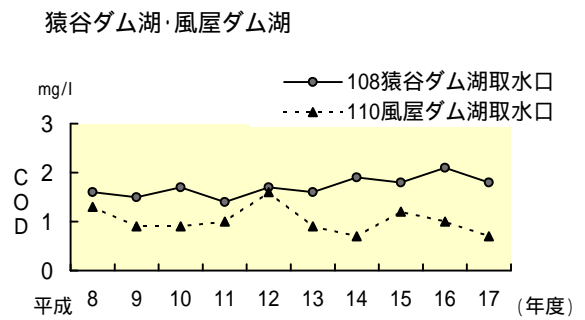
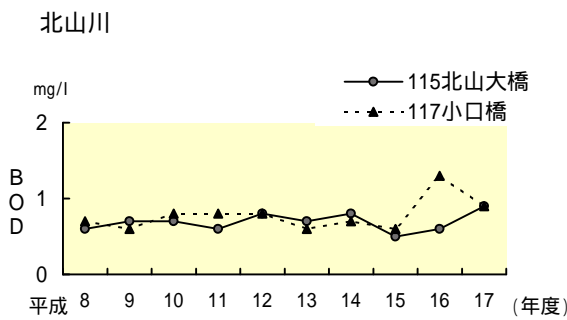
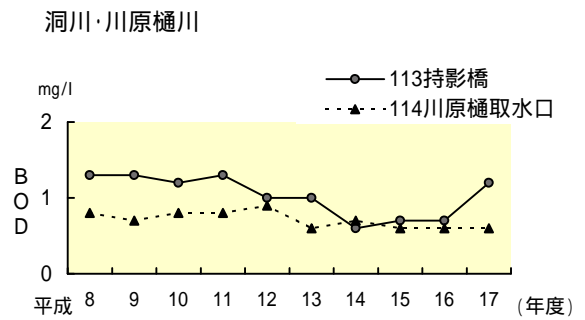
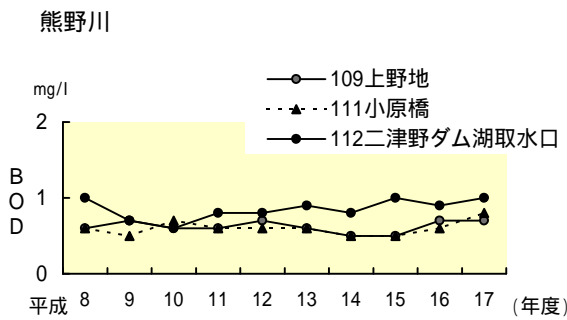


図5 - 2 - 4 環境基準点及び本川の測定地点のBOD平均値の経年変化（新宮川（熊野川）水系）



池原ダム湖・坂本ダム湖

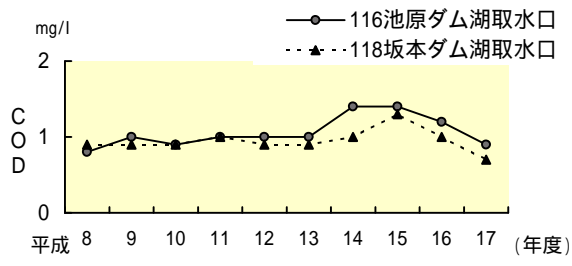


表5 - 2 - 1 地下水質測定結果総括表(平成17年度)

項目名	概況 調査値	検出数		定期モニタ リング数	検出数		環境基準 値	最大検出濃度
		うち基準値 超過数			うち基準値 超過数			
カドミウム	64	0	0	0	0	0	0.01	< 0.001
全シアン	64	0	0	0	0	0	ND	ND
鉛	64	6	0	0	0	0	0.01	0.008
六価クロム	64	0	0	0	0	0	0.05	< 0.01
ヒ素	64	7	0	1	1	1	0.01	0.013
総水銀	64	0	0	0	0	0	0.0005	< 0.0005
ジクロロメタン	64	0	0	0	0	0	0.02	< 0.0002
四塩化炭素	64	0	0	0	0	0	0.002	< 0.0002
1,2 - ジクロロエタン	64	0	0	0	0	0	0.004	< 0.0002
1,1 - ジクロロエチレン	64	0	0	0	0	0	0.02	< 0.0002
シス - 1,2 - ジクロロエチレン	64	2	0	0	0	0	0.04	0.0036
1,1,1 - トリクロロエタン	64	0	0	0	0	0	1.0	< 0.0002
1,1,2 - トリクロロエタン	64	0	0	0	0	0	0.006	< 0.0002
トリクロロエチレン	64	2	0	0	0	0	0.03	< 0.0019
テトラクロロエチレン	64	2	0	0	0	0	0.01	0.0031
1,3 - ジクロロプロペン	64	0	0	0	0	0	0.002	< 0.0002
チウラム	64	0	0	0	0	0	0.006	< 0.001
シマジン	64	0	0	0	0	0	0.003	< 0.0003
チオベンカルブ	64	0	0	0	0	0	0.02	< 0.002
ベンゼン	64	0	0	0	0	0	0.01	< 0.0002
セレン	64	1	0	0	0	0	0.01	0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	64	59	1	9	9	6	10	30
ふっ素	64	54	0	12	12	0	0.8	0.2
ほう素	64	20	0	1	1	1	1.0	1.1

(注) ・評価基準値及び検出範囲 単位:mg / l ND:不検出
 例: < 0.1 検出下限値が0.1 未満であったことを示す。
 ・アルキル水銀は総水銀が検出された場合にのみ測定。

表5-2-2 異常水質発生状況（平成17年度）

番号	状 況	場 所	発生年月日
1	魚へい死	大和郡山市番条町(佐保川)	平成17年4月5日
2	油流出	生駒市高山町(山田川)	平成17年4月7日
3	油流出	橿原市観音寺町(曾我川流域水路)	平成17年4月12日
4	白濁水	大和郡山市下三橋町(佐保川)	平成17年4月12日
5	薬品流出	桜井市初瀬(初瀬川)	平成17年4月17日
6	白濁水	大和高田市根成柿(葛城川支川)	平成17年4月25日
7	油流出	大和郡山市馬司町(佐保川流域水路)	平成17年4月25日
8	油流出	広陵町広瀬(広瀬川流域水路)	平成17年5月6日
9	油流出	天理市西長柄町(真面堂川)	平成17年5月6日
10	魚へい死	三宅町屏風(屏風池)	平成17年5月8日
11	魚へい死	大和郡山市小泉町(芦川流域水路)	平成17年5月13日
12	魚へい死	大宇陀町西山(本郷川)	平成17年5月13日
13	油流出	香芝市磯壁(鳥居川)	平成17年5月18日
14	油流出	大和郡山市西町(岡崎川)	平成17年6月7日
15	魚へい死	奈良市八条町(佐保川)	平成17年6月8日
16	魚へい死	奈良市三碓五丁目(富雄川)	平成17年6月9日
17	塗料流出	大和郡山市泉原町(芦川流域水路)	平成17年6月30日
18	魚へい死	広陵町笠(笠池)	平成17年7月4日
19	白濁水	吉野町左曾(左曾川)	平成17年7月7日
20	白濁水	大和郡山市柏木町(柏木池)	平成17年7月10日
21	油流出	大和郡山市長安寺町(佐保川)	平成17年7月13日
22	魚へい死	広陵町萱野(萱野川)	平成17年7月25日
23	油流出	大和郡山市発志院町(佐保川流域水路)	平成17年6月22日
24	油流出	生駒市北田原町(穴虫川)	平成17年7月27日
25	魚へい死	大宇陀町春日(ため池)	平成17年7月30日
26	魚へい死	田原本町阪手北(寺川流域水路)	平成17年8月1日
27	油流出	大和高田市秋吉(土庫川)	平成17年8月9日
28	魚へい死	奈良市大安寺西一丁目(佐保川)	平成17年8月11日
29	油流出	天理市遠田町(真目堂川流域水路)	平成17年8月22日
30	油流出	大和郡山市池沢町(岡崎川流域水路)	平成17年8月30日
31	魚へい死	天川村塩野(熊野川)	平成17年9月14日
32	油流出	上牧町服部台一丁目(滝川)	平成17年9月22日
33	赤水	三宅町伴堂(飛鳥川流域水路)	平成17年9月27日
34	油流出	天理市東井戸堂町(小島川)	平成17年9月28日
35	魚へい死	桜井市大福(銭川)	平成17年9月30日
36	淡水赤潮	川上村北塩谷(大滝ダム湖上流)	平成17年10月5日
37	油流出	下市町仔邑(秋野川)	平成17年10月22日
38	油流出	天川村中越(熊野川)	平成17年10月31日
39	油流出	桜井市大福(銭川流域水路)	平成17年12月11日
40	白濁水	葛城市山田(高田川)	平成17年12月21日
41	油流出	大和郡山市額田部北町(岡崎川)	平成18年1月18日
42	油流出	奈良市石木町(富雄川)	平成18年1月29日
43	白濁水	奈良市中山町(秋篠川)	平成18年1月27日

表5 - 2 - 3 水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法による業種別特定事業場数 (平成18年3月31日現在)

番号	業種名	水質汚濁防止法の届出事業場数				水濁法 計	瀬戸内法の許可事業場数				合計	
		一日当たりの平均排水量50m3以上の事業場	有害物質使用特定事業場	一日当たりの平均排水量50m3未満の事業場	有害物質使用特定事業場		1日当たりの平均排水量50m3以上の事業場	有害物質使用特定事業場	1日当たりの平均排水量50m3未満の事業場	有害物質使用特定事業場		瀬戸内法 計
1	鉱業			1		1					0	1
1の2	畜産農業			75		75	1				1	76
2	畜産食料品製造業			13		13					0	13
3	水産食料品製造業					0					0	0
4	保存食料品製造業			6		6	3				3	9
5	味噌・調味料製造業			23		23					0	23
6	小麦粉製造業			1		1					0	1
7	砂糖製造業			1		1	1				1	2
8	製あん業			7		7	2				2	9
9	米菓・こうじ製造業			22		22					0	22
10	飲料製造業			90		90					0	90
11	有機質肥料製造業					0	2				2	2
12	動植物油脂製造業			5		5					0	5
13	イースト製造業					0					0	0
14	でん粉製造業			5		5	1				1	6
15	水あめ製造業			1		1					0	1
16	めん類製造業			75		75	3				3	78
17	豆腐製造業			178		178	3				3	181
18	インスタントコーヒー製造業					0					0	0
18の2	冷凍食品製造業			1		1					0	1
18の3	たばこ製造業					0					0	0
19	紡績業・繊維製品製造業			26	2	26	30				30	56
20	洗毛業			2		2					0	2
21	化学繊維製造業					0					0	0
21の2	製材業			1		1					0	1
21の3	合板製造業			5		5					0	5
21の4	パーティクルボード製造業			1		1					0	1
22	木材薬品処理業			3		3					0	3
23	製紙業					0					0	0
23の2	印刷業・出版業			19	6	19					0	19
24	化学肥料製造業			9		9					0	9
25	か性ソーダ製造業					0					0	0
26	無機顔料製造業			1		1	1				1	2
27	無機化学工業製品製造業			2		2	1				1	3
28	アセチレン誘導品製造業					0					0	0
29	コールタール製造業			1		1					0	1
30	発酵工業					0					0	0
31	メタン誘導品製造業					0					0	0
32	有機顔料製造業					0					0	0
33	合成樹脂製造業			4		4					0	4
34	合成ゴム製造業					0					0	0
35	有機ゴム薬品製造業					0	1				1	1
36	合成洗剤製造業			1		1					0	1
37	石油化学工業					0					0	0
38	石けん製造業					0	3	1			3	3
39	硬化油製造業					0					0	0
40	脂肪酸製造業					0					0	0
41	香料製造業					0					0	0

番号	業種名	水質汚濁防止法の届出事業場数				水濁法 計	瀬戸内法の許可事業場数				合計
		一日当たりの平均排水量50m3以上の事業場	有害物質使用特定事業場	一日当たりの平均排水量50m3未満の事業場	有害物質使用特定事業場		1日当たりの平均排水量50m3以上の事業場	有害物質使用特定事業場	1日当たりの平均排水量50m3未満の事業場	有害物質使用特定事業場	
42	ゼラチン・にかわ製造業			2		2				0	2
43	写真感光材料製造業					0				0	0
44	天然樹脂製品製造業					0				0	0
45	木材化学工業			1		1				0	1
46	有機化学工業製品製造業			11	1	11			1	1	12
47	医薬品製造業					0	3			3	3
48	火薬製造業					0				0	0
49	農薬製造業					0				0	0
50	試薬製造業					0				0	0
51	石油精製業					0				0	0
51の2	工業用ゴム製品製造業			1		1	1	1		1	2
51の3	医療用ゴム製品製造業					0				0	0
52	皮革製造業			60		60				0	60
53	ガラス製品製造業			4	2	4				0	4
54	セメント製品製造業			15		15			1	1	16
55	生コンクリート製造業	5		73		78	2			2	80
56	有機質砂かべ材製造業					0				0	0
57	人造黒鉛電極製造業					0				0	0
58	窯業原料精製業			1		1				0	1
59	砕石業			11		11				0	11
60	砂利採取業			13		13	3			3	16
61	鉄鋼業			1		1				0	1
62	非鉄金属製造業			3	1	3	2			2	5
63	金属製品製造業			9	1	9	1			1	10
63の2	空きびん卸売業					0				0	0
63の3	石炭火力発電所					0				0	0
64	ガス供給業					0				0	0
64の2	水道施設			40	8	40	4			4	44
65	酸・アルカリ表面処理施設			24	11	24	19	9		19	43
66	電気メッキ施設			12	3	12	6	3		6	18
66の2	旅館業	6		550		556	14		1	15	571
66の3	共同調理場	2		7		9	1		1	2	11
66の4	弁当製造業			3		3	1			1	4
66の5	飲食店	4		12		16	23		1	24	40
66の6	飲食店(軽食)					0				0	0
66の7	飲食店(料亭等)					0				0	0
67	洗たく業			257	38	257	1			1	258
68	写真現像業			71	13	71	2	1		2	73
68の2	病院			7	5	7	6			6	13
69	と畜業					0				0	0
69の2	中央卸売市場					0				0	0
69の3	地方卸売市場					0				0	0
70	廃油処理施設					0				0	0
70の2	自動車分解整備事業					0				0	0
71	自動式車両洗浄施設			209		209	1			1	210
71の2	試験研究機関			84		84	2			2	86
71の3	一般廃棄物処理施設			38		38	3	2		3	41
71の4	産業廃棄物処理施設			3		3				0	3
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設			17	17	17				0	17

番号	業種名	水質汚濁防止法の届出事業場数				瀬戸内法の許可事業場数					合計	
		一日当たりの平均排水量50m3以上の事業場	有害物質使用特定事業場	一日当たりの平均排水量50m3未満の事業場	有害物質使用特定事業場	水濁法 計	1日当たりの平均排水量50m3以上の事業場	有害物質使用特定事業場	1日当たりの平均排水量50m3未満の事業場	有害物質使用特定事業場		瀬戸内法 計
71の6	トリクロエチレン、テトラクロエチレン又はジクロロメタンによる蒸留施設			1	1	1					0	1
72	し尿処理施設	45		72	13	117	90				90	207
73	下水道終末処理施設	8				8					0	8
74	特定事業場から排出される水の処理施設					0					0	0
-	指定地域特定施設	155		302		457					0	457
合計		225	0	2493	122	2718	237	17	5	0	242	2960

表5 - 2 - 4 上乗せ基準の設定状況

(平成18年3月31日現在)

対象 水域	有害物質についての 規制の概要	生活環境項目についての 規制の概要	生活環境項目に関して1日当りの平 均排水量が50未満の特定事業場を規 制対象としているもの
全ての 公共用 水域	<p>(対象物質) カドミウム、シアン、 有機リン、6価クロム、 砒素、総水銀、ポリ塩 化ビフェニル</p> <p>(対象事業場) 有害物質を使用する一 部の特定事業場(新增 設に限る)</p> <p>(許容限度) カドミウム0.01mg / 6価クロム0.05mg / 砒素0.05mg / シアン、有機リン、総 水銀、ポリ塩化ビフェ ニルについては検出さ れないこと</p>	<p>(対象物質) BOD、SS</p> <p>(対象事業場) 日平均排水量が50 以上の特定事業場</p> <p>(許容限度) 新設事業場 BOD 25 (20) SS 90 (70) 既設事業場 BOD 70 (50) SS 100 (80) 染色業・浄化槽は別基準</p>	<p>(排水量の裾切り) 10 / 日以上</p> <p>(対象事業場) 汚濁負荷が著しい一部の特定事 業場(新增設に限る)又は、 風致地区等一部の地域で新增設 される特定事業場</p>

「水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例」

表5 - 2 - 5 平成17年度ゴルフ場使用農薬調査結果

農薬名	調査 ゴルフ 場数	指針値 超過 ゴルフ 場数	環境省 暫定指導 指針値 (mg/l)	調査検体の 検出範囲 (mg/l)	検出数 調査検体数	
殺	アセフェート	35	0	0.8	<0.01	0 / 48
	イキサチオン	35	0	0.08	<0.001	0 / 48
	イソフェホス	13	0	0.01	<0.001	0 / 26
	エトフェン ^o ロックス	22	0	0.8	<0.002	0 / 22
虫	クロルピリホス	35	0	0.04	<0.001	0 / 48
	ダ ^o イジ ^o ノ	35	0	0.05	<0.001 ~ 0.001	3 / 48
	トリクロホス	13	0	0.3	<0.001	0 / 26
剤	ピ ^o リダ ^o フェンチオン	35	0	0.02	<0.001	0 / 48
	フェニトチオン	35	0	0.03	<0.001	0 / 48
殺	アゾ ^o キストロピ ^o ン	35	0	5	<0.002 ~ 0.006	2 / 48
	イソ ^o チオラ ^o ン	35	0	0.4	<0.001	0 / 48
	イ ^o ロジ ^o ン	35	0	3	<0.002	0 / 48
	エトリジ ^o アゾ ^o ール	13	0	0.04	<0.001	0 / 26
菌	チウラム	35	0	0.06	<0.002	0 / 48
	トルクロホスメチル	35	0	0.8	<0.001	0 / 48
	フルトラニル	35	0	2	<0.001 ~ 0.001	2 / 48
剤	プロピ ^o コナゾ ^o ール	25	0	0.5	<0.001	0 / 29
	ヘ ^o ソシクロ ^o ン	35	0	0.4	<0.004	0 / 48
	メタラキシル	35	0	0.5	<0.001	0 / 48
	メ ^o ロニル	35	0	1	<0.001	0 / 48
除	アシュラム	35	0	2	<0.002	0 / 48
	ジ ^o チホ ^o ル	35	0	0.08	<0.001	0 / 48
	シ ^o テ ^o ユロン	35	0	3	<0.002	0 / 48
	シマジ ^o ン	35	0	0.03	<0.001	0 / 48
	テル ^o プ ^o カル ^o プ	35	0	0.2	<0.001	0 / 48
	トリクロピ ^o ル	35	0	0.06	<0.001 ~ 0.005	1 / 48
	ナ ^o プ ^o ロハ ^o ミド ^o	35	0	0.3	<0.001 ~ 0.007	1 / 48
	ハロスルフロ ^o ンメチル	35	0	0.3	<0.002 ~ 0.005	1 / 48
	ピ ^o リ ^o プ ^o チカル ^o プ	35	0	0.2	<0.001	0 / 48
	ブ ^o タミホ ^o ス	35	0	0.04	<0.001	0 / 48
草	フラザ ^o スルフロ ^o ン	35	0	0.3	<0.002	0 / 48
	プロ ^o ピ ^o ザ ^o ミド ^o	35	0	0.08	<0.001	0 / 48
	ヘ ^o ンスリド ^o	13	0	1	<0.002	0 / 26
	ヘ ^o ンテ ^o イメタリ ^o ン	35	0	0.5	<0.001	0 / 48
	ヘ ^o ンフルリ ^o ン	35	0	0.8	<0.001	0 / 48
	メコ ^o プ ^o ロッ ^o プ	35	0	0.05	<0.001 ~ 0.001	1 / 48
	メ ^o チ ^o ダ ^o イム ^o ン	35	0	0.3	<0.001	0 / 48
						11 / 1791

図 5 - 2 - 5 地下水質調査区間図

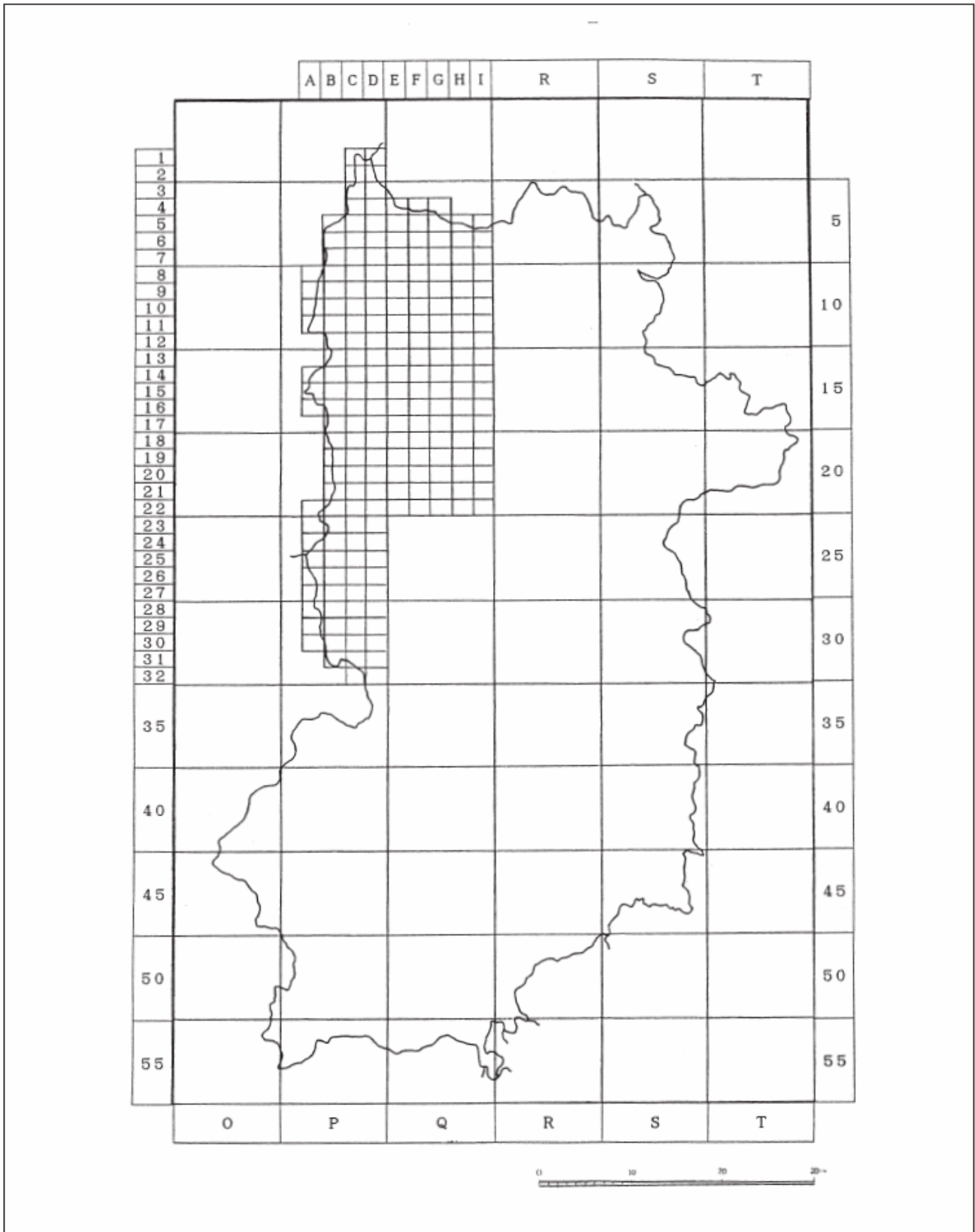


表5 - 2 - 6 水質汚濁に係る環境基準
〔水質汚濁に係る環境基準について昭和46年環境庁告示第59号〕

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基準値
カドミウム	0.01 mg / ㍻ 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg / ㍻ 以下
六価クロム	0.05 mg / ㍻ 以下
ヒ素	0.01 mg / ㍻ 以下
総水銀	0.0005 mg / ㍻ 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg / ㍻ 以下
四塩化炭素	0.002mg / ㍻ 以下
1,2 - ジクロロエタン	0.004mg / ㍻ 以下
1,1 - ジクロロエチレン	0.02 mg / ㍻ 以下
シス - 1,2 - ジクロロエチレン	0.04 mg / ㍻ 以下
1,1,1 - トリクロロエタン	1 mg / ㍻ 以下
1,1,2 - トリクロロエタン	0.006mg / ㍻ 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg / ㍻ 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg / ㍻ 以下
1,3 - ジクロロプロペン	0.002mg / ㍻ 以下
チウラム	0.006mg / ㍻ 以下
シマジン	0.003mg / ㍻ 以下
チオベンカルブ	0.02 mg / ㍻ 以下
ベンゼン	0.01 mg / ㍻ 以下
セレン	0.01 mg / ㍻ 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg / ㍻ 以下
ふっ素	0.8 mg / ㍻ 以下
ほう素	1 mg / ㍻ 以下

- (注) 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2 「検出されないこと」とは、測定方法に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限値を下回ることをいう。

(2) 生活環境保全に関する環境基準

(昭49 環庁告63・昭50 環庁告3・昭57 環庁告41・昭57 環庁告140・昭60環庁告29・平3 環庁告78・一部改正)
 河川(湖沼を除く)

ア)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg / ℓ 以下	25 mg / ℓ 以下	7.5 mg / ℓ 以上	50 MPN / 100 mℓ 以下
A	水道2級 水産1級 水産浴 及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg / ℓ 以下	25 mg / ℓ 以下	7.5 mg / ℓ 以上	1,000 MPN / 100 mℓ 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg / ℓ 以下	25 mg / ℓ 以下	5 mg / ℓ 以上	5,000 MPN / 100 mℓ 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg / ℓ 以下	50 mg / ℓ 以下	5 mg / ℓ 以上	-
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg / ℓ 以下	100 mg / ℓ 以下	2 mg / ℓ 以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg / ℓ 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg / ℓ 以上	-

(注) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作をおこなうもの

水産1級：ヤマメ・イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ・フナ等、 - 中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

イ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg / l 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg / l 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg / l 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg / l 以下

(備考) 基準値は年間平均値とする。

湖沼(天然湖及び貯水量1,000 万立方メートル以上の人工湖)

ア)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					大腸菌 群数
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊 物質 量 (SS)	溶存 酸素量 (DO)		
AA	水道1級 水産1級 自然環境保 全及びA以 下の欄に 掲げるも の	6.5 以上 8.5 以下	1 mg / l 以下	1 mg / l 以下	7.5 mg / l 以上	50 MPN /100ml 以下	水域類型ごとに指定する水域
A	水道2、3級 水産2級 水産浴槽 及びB以 下の欄に 掲げるも の	6.5 以上 8.5 以下	3 mg / l 以下	5 mg / l 以下	7.5 mg / l 以上	1000 MPN /100ml 以下	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄 に掲げるも の	6.5 以上 8.5 以下	5 mg / l 以下	15 mg / l 以下	5 mg / l 以上		
C	工業用水2級 環境保 全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg / l 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg / l 以上		

(注) 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作

または、前処理等を伴う高度の浄水操作をおこなうもの

水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産3級の水産生物用

水産3級：コイ・フナ等富栄養湖型の水産生物用

工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、または、特殊な浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

イ)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値		該当 水域
		全窒素	全リン	
	自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L以下	0.005 mg/L以下	水域類型ごとに指定する水域
	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるもの	0.2 mg/L以下	0.01 mg/L以下	
	水道2、3級 水産2級 及びB以下の 欄に掲げるもの	0.4 mg/L以下	0.03 mg/L以下	
	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びC以下の 欄に掲げるもの	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下	
	工業用水2級 環境保全	1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	

- (注) 1 基準値は、年間平均値とする。
2 農業用水については、全リンの項目の基準値は適用しない。

自然環境保全：自然探勝等の環境保全
水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう)
水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

ウ) 河川のイ) に同じ

表5 - 2 - 7 環境基準水域類型指定状況

水 域	範 囲	類型	達成 期間	暫定 目標	環境基準点	告示	
大 和 川	大和川上流	桜井市初瀬取入口より上流	A	イ	初瀬取入口	昭和45. 9. 1 閣 議 決 定	
	大和川中流	桜井市初瀬取入口から大阪府堺市浅香山まで	C	ハ	藤井		
	佐保川 (1)	三条高橋より上流	B	ロ	三条高橋	昭和54. 2. 23 県 告 示	
	佐保川 (2)	三条高橋から大和川合流点まで	C	ロ	額田部高橋		
	秋 篠 川	全域	C	ハ	佐保川 合流点前		
	菩 提 川	全域	C	ハ	佐保川 合流点前		
	曾我川 (1)	高取川合流点より上流	C	イ	曾我川橋	昭和55. 6. 6 県 告 示	
	曾我川 (2)	高取川合流点から大和川合流点まで	C	ハ	小柳橋		
	葛 城 川	全域	C	ハ	枯木橋		
	高 田 川	全域	C	ハ	里合橋		
	和 川	布留川 (1)	みどり橋より上流	A	イ	みどり橋	昭和57. 2. 23 県 告 示
		布留川 (2)	みどり橋から大和川合流点まで	C	ハ	大和川 合流点前	
		寺 川 (1)	立石橋より上流	A	イ	立石橋	
		寺 川 (2)	立石橋から大和川合流点まで	C	ハ	吐田橋	
飛鳥川 (1)		神道橋より上流	A	ハ	神道橋		
飛鳥川 (2)		神道橋から大和川合流点まで	C	ハ	保田橋		
岡 崎 川		全域	C	ハ	大和川 合流点前		
富雄川 (1)		芝より上流	B	イ	芝		
川	富雄川 (2)	芝から大和川合流点まで	C	ハ	D 弋鳥橋	昭和58. 2. 22 県 告 示	
	竜 田 川	全域	C	ハ	D 竜田大橋		
	葛 下 川	全域	C	ハ	だるま橋		
	吉 野 川 (紀 の 川)	吉野川 (紀の川) (1)	津風呂川合流点より上流	A A	イ		櫛井不動橋
吉野川 (紀の川) (2)		津風呂川合流点から河口まで	A	イ	大川橋		
秋 野 川		全域	B	ハ	秋野川流末	平成5. 4. 2 県 告 示	
丹 生 川		全域	A	イ	丹生川流末		
大迫ダム 貯 水 池		全域	湖沼 A	イ	大迫ダム ダムサイト		平成15. 3. 27 環 告 示
淀 川	宇陀川上流	新大東橋より上流	A A	イ	新大東橋	昭和52. 2. 1 県 告 示	
	宇陀川中流	新大東橋から室生ダム湖まで(本郷川、井の谷川、町並川、香酔川および池谷川を含み、室生ダム湖を除く)	A	イ	高倉橋	平成5. 4. 2 県 告 示	
	宇陀川下流	室生ダム湖ダムサイトから三重県境まで(北川を含む)	A	イ	辻堂橋		
	黒 木 川	全域	A A	イ	宇陀川 合流点前	昭和52. 2. 1 県 告 示	
	中 山 川	全域	A	イ	宇陀川 合流点前	昭和52. 2. 1 県 告 示	
	笠 間 川	全域	A	ロ	宇陀川 合流点前		
	芳野川上流	岩脇橋より上流	A A	イ	岩脇橋		
	芳野川下流	岩脇橋から宇陀川合流点まで	A	イ	木綿橋	平成5. 4. 2 県 告 示	

水域	範囲	類型	達成期間	暫定目標	環境基準点	告示			
淀川	宇賀志川	全域	AA	イ		芳野川合流点前	昭 和 52. 2. 1 示		
	四郷川上流	和田井堰より上流	AA	イ		和田井堰			
	四郷川下流	和田井堰から芳野川合流点まで	A	ハ	B	岩崎橋			
	母里川	全域	A	イ		芳野川合流点前			
	内牧川	全域	AA	イ		宇陀川合流点前			
	天満川	全域	A	イ		室生ダム湖合流点前			
	宮川	全域	AA	イ		室生ダム湖合流点前			
	鰻守川	全域	AA	イ		室生ダム湖合流点前			
	深谷川	全域	AA	イ		室生ダム湖合流点前			
	大野川	全域	AA	イ		宇陀川合流点前			
	室生川	全域	AA	イ		島谷取水口			
	高寺川	全域	AA	イ		宇陀川合流点前			
	仮屋川	全域	AA	イ		宇陀川合流点前			
	滝谷川	全域	AA	イ		宇陀川合流点前			
	室生ダム湖	全域	湖沼A	ハ		県営水道取水口			
	新宮川	笠間川	全域 ただし奈良県の区域に属する水域	A	イ			笠間川流末	平 成 5. 4. 2 示
		遅瀬川	全域	A	イ			金比羅橋	
布目川		全域 ただし奈良県の区域に属する水域	A	イ		鷲千代橋			
白砂川		全域 ただし奈良県の区域に属する水域	A	イ		白砂川流末			
布目ダム湖		全域	湖沼A	ハ		布目ダム湖取水口	平 成 16. 4. 2 示		
新宮川	熊野川上流	芦瀬瀨川合流点より上流 ただし猿谷ダム湖、風屋ダム湖を除く	AA	イ		上野地 小原橋	昭 和 52.12. 6 示		
	熊野川下流	芦瀬瀨川合流点から和歌山県境まで	A	ロ		二津野ダム湖取水口			
	北山川上流	池原ダム湖ダムサイトより上流 ただし池原ダム湖を除く	AA	イ		北山大橋			
	北山川下流	池原ダム湖ダムサイトから下流で奈良県の区域に属する水域	AA	ロ		小口橋			
	洞川	全域	AA	ロ		持影橋			
	川原樋川	全域	AA	イ		川原樋川取水口			
	猿谷ダム湖	全域	湖沼A	ロ		猿谷ダム湖取水口			
	風屋ダム湖	全域	湖沼A	ロ		風屋ダム湖取水口			
	池原ダム湖	全域	湖沼A	ロ		池原ダム湖取水口			
坂本ダム湖	全域	湖沼A	ロ		坂本ダム湖取水口				

(注) 達成期間「イ」は、直ちに達成
「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成
「ハ」は、5年を越える期間で可及的速やかに達成
暫定目標5年以内で可及的速やかに達成
類型「A」は、SS についてののみ1月～6月及び10月～12月B - ロ7月～9月C - ロ

表5 - 2 - 8 浄化槽設置事業(旧:合併処理浄化槽設置事業)の実績

市町村名	設置事業実施期間	設置基数	市町村名	設置事業実施期間	設置基数
葛 城 市	昭和63年度～平成2年度	24	東 吉 野 村	平成6年度～(実施中)	179
下 北 山 村	平成元年度～(実施中)	280	上 北 山 村	平成7年度～平成17年度	183
平 群 町	平成2年度～(実施中)	155	五 條 市	平成7年度～(実施中)	363
斑 鳩 町	平成2年度～(実施中)	334	吉 野 町	平成10年度～(実施中)	206
山 添 村	平成2年度～(実施中)	819	檀 原 市	平成12年度～(実施中)	228
曾 爾 村	平成2年度～(実施中)	320	下 市 町	平成12年度～(実施中)	112
生 駒 市	平成3年度～(実施中)	1,008	天 理 市	平成13年度～(実施中)	32
奈 良 市	平成3年度～(実施中)	1,303	高 取 町	平成13年度～(実施中)	112
宇 陀 市	平成3年度～(実施中)	1,233	大 淀 町	平成15年度～(実施中)	115
御 杖 村	平成3年度～(実施中)	439	桜 井 市	平成17年度～(実施中)	13
十 津 川 村	平成6年度～(実施中)	304			

設置基数は、平成17年度実績分まで。ただし、東吉野村は、平成8年度の実績なし。

表5-2-9 農業集落排水事業の実績

(平成18年3月31日現在)

地区名	市町村名	採択年度	完了年度	計画戸数	計画(定住)人口	備考
二階堂(小島)	奈良市	昭和49年度	昭和54年度	—	—	流域下水道に接続
二階堂(合場)	天理市	昭和49年度	昭和62年度	—	—	流域下水道に接続
滝	五條市	昭和55年度	昭和58年度	37	180	
長引	奈良市	昭和59年度	昭和61年度	55	240	
尾山	奈良市	昭和61年度	平成2年度	106	515	
石打	奈良市	昭和63年度	平成3年度	140	590	
竹内	葛城市	平成元年度	平成5年度	—	—	流域下水道に接続
切幡	山添村	平成3年度	平成7年度	55	240	
三ヶ谷	山添村	平成4年度	平成7年度	69	230	
椿尾	奈良市	平成5年度	平成13年度	(64)	(294)	中畑地区に接続
香束	吉野町	平成5年度	平成8年度	93	303	
中畑	奈良市	平成6年度	平成13年度	314	1,235	椿尾を含む
藤井	天理市	平成6年度	平成8年度	28	120	
田原	奈良市	平成7年度	平成16年度	412	1,491	
南部	宇陀市	平成8年度	平成13年度	—	—	公共下水道に接続
長滝	天理市	平成8年度	平成10年度	32	120	
東部第1	奈良市	平成9年度		655	2,610	
福貴畑	平群町	平成9年度		95	420	
広瀬	山添村	平成11年度	平成12年度	45	150	
福住	天理市	平成13年度		472	2,200	
東部第2-1	奈良市	平成16年度		289	1,520	

表5 - 3 - 1 工場騒音に係る特定施設

施設名		規模又は動力等
金 属 加 工 機 械	圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上であるもの
	製管機械	すべてのもの
	ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75キロワット以上であるもの
	液圧プレス	矯正プレス以外のすべてのもの
	機械プレス	呼び加圧能力が294キロニュートン以上であるもの
	せん断機	原動機の定格出力が3.75キロワット以上であるもの
	鍛造機	すべてのもの
	ワイヤーフォーミングマシン	すべてのもの
	ブラスト	タンブラスト以外ののものであって、密閉式のものを除く
	タンブラー	すべてのもの
	切断機	砥石を用いるもの
	空気圧縮機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるもの
	送風機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるもの
土 石 用 鉱 物 用	破碎機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるもの
	摩砕機	
	ふるい	
	分吸機	
織機	原動機を用いるもの	
建 設 用 機 械 資 材	コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上であるもの
	アスファルトプラント	混練機の混練重量が200キログラム以上であるもの
穀物用製粉機	ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるもの	
木 材 加 工 機 械	ドラムバーカー	すべてのもの
	チップパー	原動機の定格出力が2.25キロワット以上であるもの
	碎木機	すべてのもの
	帯のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上、木工用にあつては2.25キロワット以上であるもの
	丸のご盤	原動機の定格出力が2.25キロワット以上であるもの
かな盤	原動機の定格出力が2.25キロワット以上であるもの	
抄紙機	すべてのもの	
印刷機械	原動機を用いるもの	
合成樹脂用射出成形機	すべてのもの	
鋳造型機	ジョルト式であるもの	

表5 - 3 - 2 工場騒音に係る規制基準(敷地境界線上)

(単位：デシベル)

	許 容 限 度			
	昼 間	朝 ・ 夕		夜 間
	午前8時から 午後6時まで	午前6時から 午前8時まで	午後6時から 午後10時まで	午後10時から 翌日午前6時まで
第1種区域 第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域・風致地区(第3種区域に該当する区域を除く)・歴史的風土保存区域	50	45		40
第2種区域 第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域(第1種区域に該当する区域を除く)・その他の区域	60	50		45
第3種区域 近隣商業地域・商業地域・準工業地域	65	60		50
第4種区域 工業地域・工業専用地域	70	65		55

(注) 第2種から4種区域のうち、学校・保育所・病院・診療所(患者収容施設を有するもの)・図書館・特別養護老人ホームの敷地の50 m 区域内の基準は、上表より5デシベルを減じる。
なお、本表は騒音規制法・奈良県生活環境保全条例に基づく規制基準である。

表5 - 3 - 3 特定建設作業及び規制基準(騒音)

特定建設作業	<p>(1) くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機またはくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)</p> <p>(2) びょう打機を使用する作業</p> <p>(3) さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)</p> <p>(4) 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであってその原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)</p> <p>(5) コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)または、アスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)</p> <p>(6) バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。)を使用する作業</p> <p>(7) トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。)を使用する作業</p> <p>(8) ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。)を使用する作業</p>	
規制基準 (敷地境界線上)	規 制 値	85デシベル
第1号区域	作業時間帯	午前7時～午後7時
	作業時間	1日10時間以内
	作業期間	当該作業の場所において連続して6日を超えないこと
	作業禁止日	日曜日その他の休日
第2号区域	作業時間帯	午前6時～午後10時
	作業時間	1日14時間以内
	作業期間	当該作業の場所において連続して6日を超えないこと
	作業禁止日	日曜日その他の休日

(注) 基準には除外規定がある。第1号区域は、表5 - 3 - 2の第1種区域～第3種区域及び第4種区域のうち学校等の施設の敷地から80 m 以内であり、第2号区域は第1号区域以外の区域である。
 なお、本表は騒音規制法・奈良県生活環境保全条例に基づく規制基準である。

表5 - 3 - 4 道路交通騒音に係る要請限度

(平成18年3月31日現在)

区域の区分	時間の区分	昼間 午前6時～ 午後10時	夜間 午後10時～ 午前6時
a 区域及びb 区域のうち1車線を有する道路に面する区域		65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域		70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域		75 デシベル	70 デシベル

- ※ a 区域 … 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域である33市町村のうち、第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域・風致地区（第3種区域に該当する区域を除く。）・歴史的風土保存区域
- b 区域 … 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域である33市町村のうち、第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域（第1種区域に該当する区域を除く。）・その他の区域
- c 区域 … 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域である33市町村のうち、近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域

ただし、幹線交通を担う道路に近接する区域については、上表によらず次表の基準値を適用する。

昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
75 デシベル	70 デシベル

※ 「幹線交通を担う道路」とは、高速道路、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道及び自動車専用道路。

「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離により範囲が特定される。

- ・ 2車線以下の車線を有する幹線道路を担う道路 15メートル
- ・ 2車線を越える車線を有する幹線道路を担う道路 20メートル

表 5 - 3 - 5 騒音に係る環境基準

(平成18年3月31日現在)

① 一般地域（道路に面する地域以外の地域）

地域の類型	基準値	
	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

※AA：地域指定なし

A：環境基準指定地域である30市町村のうち、第1種・第2種低層住居専用地域・第1種・第2種中高層住居専用地域

B：環境基準指定地域である30市町村のうち、第1種・第2種住居地域・準住居地域

C：環境基準指定地域である30市町村のうち、近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域

② 道路に面する地域

地域の類型	基準値	
	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

ただし、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表によらず、次表の基準値を適用する。

基準値	
昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下）によることができる。	

※ 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、幹線交通を担う道路の車線数の区分に応じ、道路端から以下に示す距離の範囲を言う。

- ・ 2車線以下の車線を有する幹線道路を担う道路 15メートル
- ・ 2車線を越える車線を有する幹線道路を担う道路 20メートル

表5-3-6 自動車騒音の常時監視調査区間表

(平成17年度)

番号	区 間 名	測 定 地 点
1	一般国道165号(大和高田市神楽～大和高田市土庫)	大和高田市神楽地内
2	一般国道165号(桜井市初瀬～宇陀市榛原区萩原)	桜井市初瀬地内
3	天理王寺線(河合町高塚台2丁目～王寺町本町1丁目)	河合町葉井地内
4	奈良大和郡山斑鳩線(大和郡山市小泉町～斑鳩町法隆寺)	斑鳩町三井地内
5	一般国道370号(大淀町下淵～大淀町土田)	大淀町下淵地内
6	一般国道168号(五條市丹原町～五條市五條1丁目)	五條市野原西地内
7	一般国道166号(桜井市女寄～宇陀市大宇陀区拾生)	宇陀市大宇陀区小附地内
8	畠田藤井線(王寺町畠田4丁目～王寺町元町3丁目)	王寺町本町3丁目地内
9	慈恩寺桜井線(桜井市慈恩寺～桜井市川合中之町)	桜井市川合地内
10	中筋出作川合線(上牧町中筋出作～上牧町下牧)	上牧町中筋出作地内
11	一般国道165号(橿原市四条町～橿原市小房町)	橿原市四条町地内
12	一般国道165号(大和高田市土庫～大和高田市今里)	大和高田市三和町地内
13	桜井田原本王寺線(田原本町千代～広陵町寺戸)	田原本町西竹田地内
14	橿原神宮公苑線(橿原市久米町～橿原市久米町)	橿原市畝傍町地内
15	一般国道165号(香芝市穴虫～香芝市下田西2丁目)	香芝市畑地内

表5-3-7 環境騒音測定結果表(市町村測定分)
一般地域(道路に面する地域以外の地域)

番号	市町村		測定場所		測定開始年月日	地域類型	等価騒音レベル(dB)		環境基準達成状況		
	コード	一連番号	市町村名	町域名・字名・施設名称等			昼	夜	昼	夜	総合評価
1	201	1	奈良市	中登美ヶ丘一丁目	H17.11.21	A	42	38			
2	201	2	奈良市	鶴舞西町	H17.11.21	A	49	43			
3	201	3	奈良市	学園南二丁目	H17.11.24	A	42	37			
4	201	4	奈良市	鳥見町四丁目	H17.11.24	A	48	42			
5	201	5	奈良市	学園大和町五丁目(学園大和第6号児童公園)	H17.11.24	A	44	38			
6	201	6	奈良市	六条二丁目	H17.11.21	A	45	37			
7	201	7	奈良市	平松一丁目	H17.11.21	A	48	38			
8	201	8	奈良市	西登美ヶ丘七丁目(西登美ヶ丘南街区公園)	H17.11.21	A	44	35			
9	201	9	奈良市	東登美ヶ丘一丁目(東登美ヶ丘一丁目東児童公園)	H17.11.21	A	45	39			
10	201	10	奈良市	帝塚山南四丁目(帝塚山南四丁目街区公園)	H17.11.24	A	44	38			
11	201	11	奈良市	朱雀五丁目(朱雀五丁目街区公園)	H17.11.21	A	46	41			
12	201	12	奈良市	右京三丁目(公園)	H17.11.21	A	45	36			
13	201	13	奈良市	南京終町五丁目(公園)	H17.11.21	C	47	39			
14	201	14	奈良市	菅原町	H17.11.24	-	63	61	-	-	-
15	201	15	奈良市	四条大路三丁目(四条大路三丁目街区公園)	H17.11.21	A	43	40			
16	201	16	奈良市	法蓮西町	H17.11.24	A	47	44			
17	201	17	奈良市	南永井町(南永井町第1号街区公園)	H17.11.21	B	45	38			
18	201	18	奈良市	青山七丁目(青山七丁目児童公園)	H17.11.21	A	44	36			
19	201	19	奈良市	南紀寺町二丁目(南紀寺町街区公園)	H17.11.21	A	47	40			
20	201	20	奈良市	あやめ池南三丁目(公園)	H17.11.24	B	46	39			
21	201	21	奈良市	秋篠早月町	H17.11.24	B	48	43			
22	201	22	奈良市	西大寺南町	H17.11.24	C	50	41			
23	201	23	奈良市	奈良阪町	H17.11.21	B	47	38			
24	201	24	奈良市	西九条町二丁目(龍頭児童公園)	H17.11.21	B	47	42			
25	201	25	奈良市	芝辻町四丁目(芝辻町四丁目公園)	H17.11.24	C	50	47			
26	203	1	大和郡山市	北郡山町(1)	H17.11.16	C	53	50			
27	203	2	大和郡山市	北郡山町(2)	H17.11.16	B	45	52		×	×
28	203	3	大和郡山市	柳4丁目	H17.11.16	C	51	39			
29	203	4	大和郡山市	矢田山町	H17.11.16	A	41	30			
30	203	5	大和郡山市	西田中町	H17.11.16	B	53	49		×	×
31	203	6	大和郡山市	小泉町(1)	H17.11.16	A	46	35			
32	203	7	大和郡山市	小泉町東二丁目	H17.11.16	C	53	50			
33	203	8	大和郡山市	今国府町	H17.11.16	C	44	33			
34	203	9	大和郡山市	筒井町	H17.11.16	C	60	57		×	×
35	203	10	大和郡山市	柏木町	H17.11.16	B	46	37			
36	204	1	天理市	櫛本町(白川台公園)	H17.11.24	C	46	44			
37	204	2	天理市	櫛本町(城法詰所南門)	H17.11.24	A	49	49		×	×
38	204	3	天理市	櫛本町(公民館)	H17.11.24	B	46	42			
39	204	4	天理市	中町(中町会館前)	H17.11.24	C	45	42		×	×
40	204	5	天理市	中町(トーマン団地内公園)	H17.11.24	A	45	37			
41	204	6	天理市	二階堂上ノ庄町	H17.11.24	C	47	39			
42	204	7	天理市	杉本町(小林住宅親里19号館公園)	H17.11.24	A	44	39			
43	204	8	天理市	田井庄町(八剣神社)	H17.11.24	B	45	35			
44	204	9	天理市	田井庄町(児童公園付近)	H17.11.24	C	46	41			
45	204	10	天理市	川原城町(神明神社付近)	H17.11.24	C	44	37			

番号	市町村		測定場所		測定開始年月日	地域類型	等価騒音レベル(dB)		環境基準達成状況		
	コード	一連番号	市町村名	町域名・字名・施設名称等			昼	夜	昼	夜	総合評価
46	204	11	天理市	三島町(公会堂付近)	H17.11.24	A	55	39			
47	204	12	天理市	丹波市町(公民館前)	H17.11.24	C	44	38			
48	204	13	天理市	勾田町(ひばりが丘)	H17.11.24	C	64	43	×		×
49	204	14	天理市	嘉幡町(二階堂公民館)	H17.11.24	C	47	45			
50	204	15	天理市	西長柄町(公民館付近)	H17.11.24	B	52	43			
51	204	16	天理市	西長柄町	H17.11.24	C	45	34			
52	204	17	天理市	西長柄町(木材団地)	H17.11.24	C	67	48	×		×
53	204	18	天理市	柳本町(市営住宅付近)	H17.11.24	B	45	36			
54	205	1	橿原市	白橿町(阿弥陀児童公園前)	H17.10.31	A	44	39			
55	205	2	橿原市	川西町(県営橿原団地中央集会所前)	H17.10.31	A	47	41			
56	205	3	橿原市	上飛驒町(日高山団地内)	H17.10.31	B	43	38			
57	205	4	橿原市	畝傍町(市保健センター前)	H17.10.31	C	48	40			
58	205	5	橿原市	久米町(県営橿原野球場南側)	H17.10.31	C	52	48			
59	205	6	橿原市	法花寺町(緑ヶ丘住宅内公園)	H17.10.31	C	48	45			
60	205	7	橿原市	十市町(箱塚荘園前)	H17.10.31	C	43	39			
61	206	1	桜井市	大字浅古	H17.12.15	-	55	42	-	-	-
62	206	2	桜井市	大字浅古	H17.12.15	-	56	45	-	-	-
63	206	3	桜井市	大字浅古	H17.12.15	-	56	42	-	-	-
64	206	4	桜井市	大字浅古	H17.12.15	-	54	42	-	-	-
65	206	5	桜井市	大字浅古	H17.12.15	-	52	39	-	-	-
66	206	6	桜井市	大字浅古	H17.12.15	-	46	40	-	-	-
67	206	7	桜井市	大字浅古	H17.12.15	-	55	44	-	-	-
68	206	8	桜井市	大字浅古	H17.12.15	-	59	43	-	-	-
69	206	9	桜井市	大字浅古	H17.12.15	-	48	41	-	-	-
70	206	10	桜井市	大字下り尾	H17.12.15	-	39	36	-	-	-
71	207	1	五條市	田園4丁目(岡5号公園)	H17. 3.24	A	45	44			
72	207	2	五條市	五條4丁目(五條文化会館)	H17. 3.24	B	49	47		×	×
73	207	3	五條市	須恵2丁目(神宮寺児童遊園地)	H17. 3.24	C	48	44			
74	209	1	生駒市	鹿ノ台西1丁目(鹿ノ台中央公園西側)	H17.11.24	A	46	38			
75	209	2	生駒市	ひかりが丘3丁目(ふれあい公園)	H17.11.24	B	47	36			
76	209	3	生駒市	高山町(高山サイエンスプラザ北側)	H17.11.24	C	48	39			
77	209	4	生駒市	真弓3丁目(真弓中央公園)	H17.11.24	A	47	35			
78	209	5	生駒市	あすか野北1丁目(あすか野森の広場)	H17.11.24	A	41	35			
79	209	6	生駒市	生駒台北(生駒台北第2公園)	H17.11.24	A	40	40			
80	209	7	生駒市	俵口町(長福寺)	H17.11.24	B	43	39			
81	209	8	生駒市	光陽台(光陽台中央公園)	H17.11.24	A	38	36			
82	209	9	生駒市	辻町(桜ヶ丘小学校南側)	H17.11.24	A	49	37			
83	209	10	生駒市	元町1丁目(生駒コミュニティセンター付近)	H17.11.24	C	54	42			
84	209	11	生駒市	山崎町(山崎浄水場)	H17.11.24	B	52	43			
85	209	12	生駒市	東生駒3丁目(東生駒南第2公園北側)	H17.11.24	A	51	40			
86	209	13	生駒市	緑ヶ丘(緑ヶ丘第一公園北側)	H17.11.24	A	53	43			
87	209	14	生駒市	さつき台1丁目(さつき台第2公園)	H17.11.24	A	51	42			
88	209	15	生駒市	壱分町(晴光台集会所北側)	H17.11.24	B	53	42			
89	209	16	生駒市	萩原町(生駒南中学校北側付近)	H17.11.24	B	46	39			
90	209	17	生駒市	萩の台3丁目(萩の台第2公園南側)	H17.11.24	A	52	44			
91	210	1	香芝市	磯壁1丁目(香芝中学校)	H17.11.4	B	47	43			
92	210	2	香芝市	鎌田(鎌田自治会館前)	H17.11.4	B	41	41			

番号	市町村		測定場所		測定開始年月日	地域類型	等価騒音レベル(dB)		環境基準達成状況		
	コード	一連番号	市町村名	町域名・字名・施設名称等			昼	夜	昼	夜	総合評価
93	210	3	香芝市	別所(別所いこいの広場)	H17.11.4	B	45	43			
94	210	4	香芝市	西真美2丁目(西真美5号公園)	H17.11.4	A	45	43			
95	210	5	香芝市	白鳳台1丁目(白鳳台3号公園)	H17.11.4	A	42	40			
96	210	6	香芝市	高山台1丁目(のかみ公園)	H17.11.4	A	51	43			
97	210	7	香芝市	高	H17.11.4	C	48	48			
98	211	1	葛城市	東室	H17.11.10	B	47	43			
99	211	2	葛城市	大屋	H17.11.10	A	44	41			
100	211	3	葛城市	柿本	H17.11.10	C	47	46			
101	211	4	葛城市	忍海(1)	H17.11.10	B	45	40			
102	211	5	葛城市	北花内	H17.11.10	C	47	42			
103	211	6	葛城市	忍海(2)	H17.11.10	C	50	47			
104	211	7	葛城市	當麻	H17.11.10	-	41	37	-	-	-
105	211	8	葛城市	長尾	H17.11.10	A	39	39			
106	361	1	川西町	結崎(1)	H18.2.21	A	47	34			
107	361	2	川西町	結崎(2)	H18.2.21	B	50	44			
108	361	3	川西町	結崎(3)	H18.2.21	C	57	42			
109	381	1	大宇陀町	拾生(福祉会館)	H17.10.31	B	51	46		×	×
110	381	2	大宇陀町	下出口(センター松山)	H17.10.31	B	46	35			
111	381	3	大宇陀町	下竹	H17.10.31	C	58	52		×	×
112	381	4	大宇陀町	小附(カンデ山公園)	H17.10.31	C	42	39			
113	362	1	三宅町	石見(石見第2児童公園)	H17.11.15	B	45	-		-	-
114	362	2	三宅町	屏風(第2東屏風児童公園)	H17.11.15	A	42	-		-	-
115	362	3	三宅町	伴堂	H17.11.15	B	48	46			
116	426	1	広陵町	馬見中一丁目(見立山公園)	H17.11.18	A	47	-		-	-
117	426	2	広陵町	三吉(巖島神社)	H17.11.18	B	47	-		-	-
118	426	3	広陵町	南郷(役場)	H17.11.18	B	45	-		-	-
119	427	1	河合町	高塚台1丁目	H18.1.11	C	56	54		×	×
120	427	2	河合町	高塚台(第2公園)	H18.1.11	A	55	53		×	×
121	427	3	河合町	星和台1丁目	H18.1.11	C	59	54		×	×
122	427	4	河合町	高塚台(まほろばホール駐車場)	H18.1.11	A	63	62	×	×	×
123	443	1	下市町	下市	H17.10.3	C	54	38			
124	443	2	下市町	新住	H17.10.3	A	47	40			
125	443	3	下市町	阿知賀	H17.10.3	B	53	38			

表5-3-8 環境騒音測定結果表(市町村測定分)
道路に面する地域

番号	市町村		測定場所		測定開始年月日	路線名	車線数	環境基準類型	近接空間	等価騒音レベル(dB)		環境基準超過状況		
	コード	一連番号	市町村名	町域名・字名・施設名称等						昼	夜	昼	夜	総合評価
1	201	1	奈良市	法華寺町	H17.11.22	一般国道24号線	4	C	1	71	68	×	×	×
2	201	2	奈良市	菅原町	H17.11.22	県道奈良生駒線	4	B	1	75	73	×	×	×
3	201	3	奈良市	三雅二丁目	H17.11.22	県道枚方大和郡山線	4	A	1	66	60			
4	203	1	大和郡山市	美濃庄町	H17.11.16	国道24号バイパス	4	-	0	74	72	-	-	-
5	203	2	大和郡山市	藤原町	H17.11.16	県道奈良・大和郡山・斑鳩線	2	B	1	67	63			
6	204	1	天理市	嘉幡町(天理市クリーンセンター前)	H18.2.2	国道24号線	2	C	1	71	70	×	×	×
	204		天理市	嘉幡町(天理市クリーンセンター前)	H18.2.3	国道24号線	2	C	1	71	69	×	×	×
	204		天理市	嘉幡町(天理市クリーンセンター前)	H18.2.23	国道24号線	2	C	1	71	70	×	×	×
7	205	1	橿原市	小槻町	H17.10.31	国道24号バイパス	4	B	1	62	57			
8	205	2	橿原市	白橿町	H17.10.31	県道戸毛久米線	2	A	1	67	62			
9	205	3	橿原市	土橋町	H17.10.31	中和幹線	4	C	1	69	66		×	×
10	205	4	橿原市	新堂町	H17.10.31	国道24号線バイパス	2	C	1	66	63			
11	209	1	生駒市	鹿ノ台北2丁目	H17.11.24	市道鹿ノ台中央大通り線	2	A	0	61	63	×	×	×
12	209	2	生駒市	ひかりが丘1丁目	H17.11.24	市道高山北田原線	2	B	0	69	56	×		×
13	209	3	生駒市	北田原町	H17.11.24	国道163号線	2	C	1	76	75	×	×	×
14	209	4	生駒市	北大和5丁目	H17.11.24	市道押熊真弓線	2	A	0	68	59	×	×	×
15	209	5	生駒市	北大和1丁目	H17.11.24	市道真弓芝線	2	A	0	65	60	×	×	×
16	209	6	生駒市	白庭台2丁目	H17.11.24	市道奈良阪南田原線	2	A	0	72	64	×	×	×
17	209	7	生駒市	真弓3丁目	H17.11.24	市道奈良阪南田原線	2	A	0	67	62	×	×	×
18	209	8	生駒市	あすか野北2丁目	H17.11.24	市道西村線	2	A	0	69	61	×	×	×
19	209	9	生駒市	小明町	H17.11.24	市道俵口上線	2	A	0	68	64	×	×	×
20	209	10	生駒市	俵口町	H17.11.24	県道奈良生駒線	4	B	1	73	69	×	×	×
21	209	11	生駒市	辻町(図書館前)	H17.11.24	国道168号線	4	C	1	71	65	×		×
22	209	12	生駒市	谷田町(生駒郵便局前)	H17.11.24	県道生駒停車場宛木線	2	C	1	70	66		×	×
23	209	13	生駒市	東生駒1丁目(東生駒北第1公園)	H17.11.24	市道大谷線	2	A	0	70	67	×	×	×
24	209	14	生駒市	元町1丁目	H17.11.24	県道生駒停車場宝山寺線	2	C	1	67	61			
25	209	15	生駒市	東菜畑2丁目	H17.11.24	国道168号線	2	B	1	72	67	×	×	×
26	209	16	生駒市	東生駒2丁目(社会保険健康センター付近)	H17.11.24	県道大阪枚岡奈良線	2	B	1	71	67	×	×	×
27	209	17	生駒市	さつき台2丁目	H17.11.24	市道菜畑壺分線	2	A	0	69	65	×	×	×
28	209	18	生駒市	秋の台3丁目	H17.11.24	市道壺分乙田線	2	A	0	70	65	×	×	×
29	210	1	香芝市	良福寺(阿日寺駐車場)	H17.11.4	国道168号線	2	-	0	62	50	-	-	-
30	210	2	香芝市	畑3丁目	H17.11.4	国道165号線	2	B	1	56	52			
31	342	1	平群町	北信貴ヶ丘	H17.9.22	県道椿井王寺線	2	A	1	66	61			
32	361	1	川西町	結崎	H18.2.21	県道天理・王寺線	2	A	1	68	62			
33	424	1	上牧町	服部台2丁目	H18.3.10	西名阪自動車道	4	B	1	57	52			
34	427	1	河合町	西六閑	H18.1.11	県道大和高田斑鳩線	2	B	1	60	56			

近接空間について位置する場合は1、そうでない場合は0とする。

表 5 - 3 - 9 工場振動に係る特定施設

施 設 名		規 模 又 は 能 力 等
金属 加工 機械	液圧プレス	矯正プレス以外のすべてのもの
	機械プレス	すべてのもの
	せん断機	原動機の定格出力が1キロワット以上であるもの
	鍛造機	すべてのもの
	ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5キロワット以上であるもの
圧縮機・空気圧縮機		原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるもの
土石用 鉱物用	破碎機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるもの
	摩砕機	
	ふるい	
	分級機	
織機		原動機を用いるもの
コンクリートブロックマシン		原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上であるもの
コンクリート管製造機械		原動機の定格出力の合計が10キロワット以上であるもの
コンクリート柱製造機械		
木材加工 機械	ドラムバーカー	すべてのもの
	デッパー	原動機の定格出力が2.2キロワット以上であるもの
印刷機械		原動機の定格出力が2.2キロワット以上であるもの
ゴム練用又は合成樹脂練用の ロール機		カレンダーロール機以外のもので、原動機の定格出力が30 キロワット以上であるもの
合成樹脂用射出成形機		すべてのもの
鑄造型機		ジョルト式であるもの

表 5 - 3 - 1 0 工場振動に係る規制基準（敷地境界線上）

（単位：デシベル）

時間の区分 区域の区分	昼 間 (午前8時～午後7時)	夜 間 (午後7時～翌日午前8時)
第1種区域 第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域・第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域・その他の地域	60	55
第2種区域 近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域・工業専用地域	65	60

④ 学校・保育所・病院・診療所（患者収容施設を有するもの）・図書館・特別養護老人ホームの敷地の50mの区域内の基準は、上表より5デシベルを減じる。
区域の区分は、平成8年4月1日から変更した。

表 5 - 3 - 1 1 特定建設作業及び規制基準（振動）

特定建設作業	(1) くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）またはくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業 (2) 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 (3) 舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。） (4) ブレーカ（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）	
規 制 基 準	振動レベル (敷地境界)	75デシベル
		第1号区域
	作業時間帯	午前7時～午後7時
	作業時間	1日10時間以内
	作業期間	当該作業の場所において連続して6日を超えないこと
作業禁止日	日曜日その他の休日	

④ 基準には除外規定がある。第1号区域・第2号区域は、表5-3-3のとおり。

表 5 - 3 - 1 2 道路交通振動に係る要請限度

（単位：デシベル）

時間の区分 区域の区分	昼 間 (午前8時～午後7時)	夜 間 (午後7時～翌日午前8時)
第1種区域 第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域・第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域・その他の地域	65	60
第2種区域 近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域	70	65

④ 区域の区分は、平成8年4月1日から変更した。

表5-4-1 悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準

(1) 規制地域

大和高田市・大和郡山市・天理市・橿原市・桜井市・五條市・御所市・生駒市・香芝市・葛城市・平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・川西町・三宅町・田原本町・高取町・明日香村・上牧町・王寺町・広陵町・河合町の全域

(2) 規制基準

敷地境界線(法第4条第1項第1号の規制基準)

(単位：ppm)

特定悪臭物質の種類	規制地域の区分	一般地域	順応地域	その他の地域
アンモニア		1	2	5
メチルメルカプタン		0.002	0.004	0.01
硫化水素		0.02	0.06	0.2
硫化メチル		0.01	0.05	0.2
二硫化メチル		0.009	0.03	0.1
トリメチルアミン		0.005	0.02	0.07
アセトアルデヒド		0.05	0.1	0.5
プロピオンアルデヒド		0.05	0.1	0.5
ノルマルブチルアルデヒド		0.009	0.03	0.08
イソブチルアルデヒド		0.02	0.07	0.2
ノルマルバレルアルデヒド		0.009	0.02	0.05
イソバレルアルデヒド		0.003	0.006	0.01
イソブタノール		0.9	4	20
酢酸エチル		3	7	20
メチルイソブチルケトン		1	3	6
トルエン		10	30	60
スチレン		0.4	0.8	2
キシレン		1	2	5
プロピオン酸		0.03	0.07	0.2
ノルマル酪酸		0.001	0.002	0.006
ノルマル吉草酸		0.0009	0.002	0.004
イソ吉草酸		0.001	0.004	0.01

- (注) 1 この表においてppm とは大気中における含有率が百万分の一をいう。
 2 一般地域とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定による都市計画において定められている第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び風致地区の地域・地区並びに古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和41年法律第1号)第4条の規定により歴史的風土保存区域に指定されている地域をいう。
 3 順応地域とは、2及び4に規定する地域以外の地域をいう。
 4 その他の地域とは、2に規定する地域以外の地域で農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条の規定により農業振興地域に指定されている地域をいう。

排出口（法第4条第1項第2号の規制基準）

特定悪臭物質(メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)の種類ごとに掲げる規制基準の値を基礎として、悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第2条に規定する方法により算出して得た流量

$$q = 0.108 \times He^2 \times Cm$$

q：流量(Nm³ / 時)

He：補正された排出口の高さ(m)

Cm：掲げる規制基準の値(ppm)

(補正された排出口の高さが5m未満となる場合は適用されない)

排水水（法第4条第1項第3号の規制基準）

特定悪臭物質(アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く)の種類ごとに、悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第4条に規定する方法により、排水水中の濃度を算出する

$$CLm = K \times Cm$$

CLm：排水水中の濃度(mg / ℓ)

K：係数で、下の表を参照(mg / ℓ)

Cm：掲げる規制基準の値(ppm)

特定悪臭物質名	排水水量(m ³ / s)	Kの値
メチルメルカプタン	0.001 以下	16
	0.001 以上0.1 以下	3.4
	0.1 以上	0.71
硫化水素	0.001 以下	5.6
	0.001 以上0.1 以下	1.2
	0.1 以上	0.26
硫化メチル	0.001 以下	32
	0.001 以上0.1 以下	6.9
	0.1 以上	1.4
二硫化メチル	0.001 以下	63
	0.001 以上0.1 以下	14
	0.1 以上	2.9

表5 - 5 - 1 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境基準
カドミウム	検液 1 リットルにつき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 1 mg 未満であること
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1 リットルにつき 0.01 mg 以下であること
六価クロム	検液 1 リットルにつき 0.05 mg 以下であること
砒素	検液 1 リットルにつき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること
総水銀	検液 1 リットルにつき 0.0005 mg 以下であること
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
PCB	検液中に検出されないこと
銅	農用地(田に限る)において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0.02 mg 以下であること
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.002 mg 以下であること
1,2 - ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.004 mg 以下であること
1,1 - ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.02 mg 以下であること
シス - 1,2 - ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.04 mg 以下であること
1,1,1 - トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1 mg 以下であること
1,1,2 - トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.006 mg 以下であること
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.03 mg 以下であること
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 mg 以下であること
1,3 - ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき 0.002 mg 以下であること
チウラム	検液 1 リットルにつき 0.006 mg 以下であること
シマジン	検液 1 リットルにつき 0.003 mg 以下であること
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき 0.02 mg 以下であること
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.01 mg 以下であること
セレン	検液 1 リットルにつき 0.01 mg 以下であること
ふっ素	検液 1 リットルにつき 0.8 mg 以下であること
ほう素	検液 1 リットルにつき 1 mg 以下であること

表 5 - 5 - 2 農用地土壌汚染対策地域の指定要件
(昭和46年6月24日政令第204号 最終改定昭和50年4月4日政令第103号)

物質名	農用地土壌汚染対策地域の指定要件	検定方法
カドミウム及びその化合物	米中のカドミウムが米 1 kg につき 1 mg 以上の地域の近傍であって、土壌中のカドミウムの量が地域の同程度以上であり、土性も の地域とおおむね同一であり、米中のカドミウムが米 1 kg につき 1 mg 以上となるおそれが著しい地域	米：硫硝酸分解法 土壌：0.1 規定塩酸抽出法
銅及びその化合物	農用地(田に限る)の土壌中の銅が、土壌 1 kg につき 125 mg 以上の地域	土壌：0.1 規定塩酸抽出法
砒素及びその化合物	農用地(田に限る)の土壌中の砒素が、土壌 1 kg につき 15 mg (ただし地域によっては10 ~ 20 mg) 以上の地域	土壌：1 規定塩酸抽出法

農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準
(昭和59年11月8日環境庁水質保全局長通知)

- (1) 農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理指標は、亜鉛の含有量とする。
- (2) 農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準値は、土壌(乾土) 1キログラムにつき亜鉛120 ミリグラムとする。
- (3) 管理基準に係る亜鉛の測定方法は、表層土壌について強酸分解法により分解し、原子吸光度法によるものとする。

表 5 - 5 - 3 畜産環境汚染問題発生経営体調査結果(最近5年間) (単位：件)

種類 年度	環境汚染問題の種類									全経営体に対する割合(%)
	水質汚濁	悪臭	害虫発生	水質汚濁と悪臭	水質汚濁と害虫発生	悪臭と害虫発生	悪臭と水質汚濁と害虫発生	その他	合計	
平成13年度	3	6	6	4	0	2	0	1	24	6.2
平成14年度	6	9	4	1	0	2	1	8	31	7.8
平成15年度	9	9	5	0	0	1	0	6	30	8.7
平成16年度	5	5	2	1	0	1	0	0	14	4.3
平成17年度	4	4	1	3	0	1	3	1	17	5.3

図5 - 6 - 1 廃棄物の分類

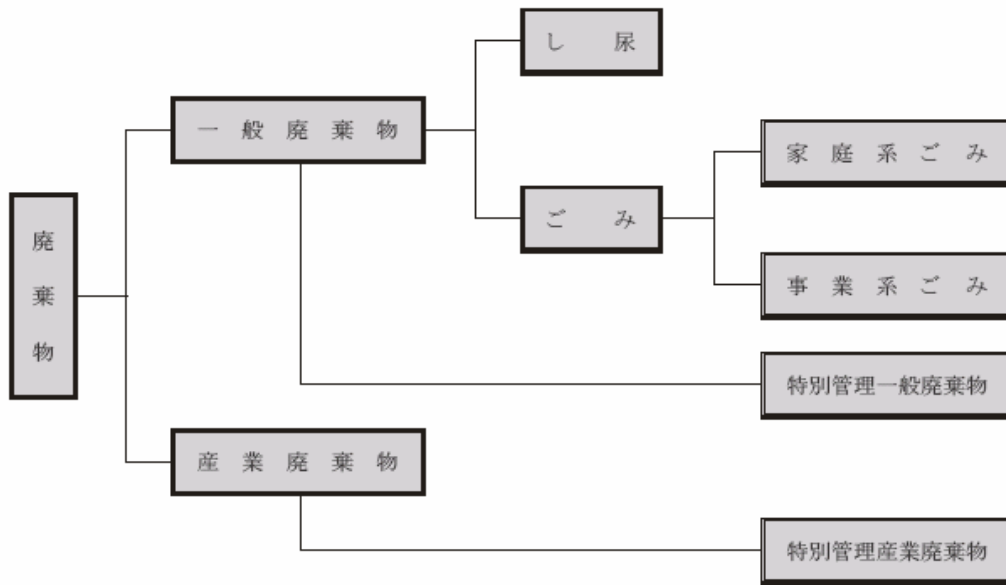


表5 - 6 - 1 ごみ処理の状況

(各年度3月31日現在)

区 分		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
計 区 画 内 処 理 人 口	収 集 人 口 (人)	1,459,201	1,457,750	1,459,627	1,450,381	1,448,733
	自家処理人口 (人)	306	0	0	0	0
	計 (人)	1,459,507	1,457,750	1,459,627	1,450,381	1,448,733
年 間 発 生 量 (ト)		534,182	538,739	536,441	532,779	520,057
発 生 内 訳	計 画 収 集 (ト)	465,107	461,943	472,468	469,367	453,391
	直 接 搬 入 (ト)	68,994	76,229	63,740	63,090	66,322
	自 家 処 理 (ト)	81	567	233	322	344
年 間 処 理 量 (ト)		535,790	536,151	538,014	535,936	525,369
処 理 内 訳	直 接 焼 却 (ト)	447,109	446,866	449,092	444,468	433,041
	直 接 埋 立 (ト)	8,911	9,341	8,466	8,691	8,105
	直 接 資 源 化 (ト)	14,899	10,469	9,645	12,281	15,674
	中 間 処 理 (ト)	64,871	69,475	70,811	70,496	68,549

計画処理区域内人口は、各年度10月1日現在

表5 - 6 - 2 ごみ処理（焼却処理）施設の整備状況

（平成17年3月31日現在）

設置主体	所在地	能力 (t/日)	処理 方式	竣工 年月
奈良市	奈良市左京5-2	360	全連	S60. 8
		120	"	S57. 3
大和高田市	大和高田市今里川合方23	150	全連	S61. 3
大和郡山市	大和郡山市九条町80	180	全連	S60.11
天理市	天理市嘉幡町189	220	全連	S57. 3
橿原市	橿原市川西町1038-2	255	全連	H17. 3
桜井市	桜井市浅古485-1	150	全連	H14.11
五條市	五條市北山町932	70	准連	H 6. 9
御所市	御所市栗阪975	72	准連	H 6. 9
生駒市	生駒市俵口町3116-91	220	全連	H 3. 3
平群町	平群町椿井1737	35	機バ	H 4. 3
三郷町	三郷町勢野2141	40	准連	H 2. 3
斑鳩町	斑鳩町幸前207	40	機バ	S57. 3
安堵町	安堵町笠目326-1	20	機バ	H 3.10
田原本町	田原本町西竹田279	60	准連	S60.11
宇陀衛生一部事務組合	大宇陀町岩清水1820	27	機バ	H 9. 8
東宇陀環境衛生組合	室生村大野3783	20	機バ	H 8. 6
明日香村	明日香村畑	6	機バ	H14. 3
葛城市	葛城市笛堂282	26	機バ	S63. 6
	葛城市當麻120	20	機バ	H14. 3
上牧町	香芝市上中511	15	機バ	S46. 3
香芝・王寺環境施設組合	香芝市尼寺615	150	全連	S57. 2
広陵町	広陵町馬見南3-9-30	50	機バ	S54. 2
河合町	河合町山坊683-1	30	機バ	S52. 2
吉野広域行政組合	吉野町立野767-2	25	機バ	H 4. 6
南和広域衛生組合	大淀町芦原185	40	准連	H 6. 3
下市町	下市町新住1010	20	機バ	S61. 6
十津川村	十津川村高滝190-1	10	機バ	H 4. 8
上下北山衛生一部事務組合	下北山村下池原	5	機バ	H15. 3
計	28 施設	2,436	t / 日	

処理方式欄の「全連」は連続燃焼式
「准連」は准連続燃焼式、
「機バ」は機械化バッチ燃焼式。

表5 - 6 - 3 粗大ごみ処理施設の整備状況

(平成17年3月31日現在)

設置主体	所在地	能力 (t/日)	処理 方式	竣工 年月
奈良市	奈良市左京5-2	100	併用	H 1. 3
大和高田市	大和高田市今里川合方23	30	併用	S58. 3
天理市	天理市嘉幡町189	50	併用	S52. 3
五條市	五條市北山町932	25	併用	H 6. 9
御所市	御所市栗阪975	15	併用	H 6. 9
三郷町	三郷町勢野2141	9	併用	H 2. 3
田原本町	田原本町西竹田279	15	併用	S60.11
香芝・王寺環境施設組合	香芝市尼寺615	30	併用	S57. 6
河合町	河合町山坊683-1	6	併用	H 3. 3
吉野広域行政組合	吉野町立野767-2	13	併用	H 5. 5
南和広域衛生組合	大淀町芦原185	8	併用	H 6. 3
計	11 施設	301 t/日		

処理方式欄の「破碎」は可燃性及び不燃性粗大ごみを破碎(粉碎)する施設
「併用」は原則として家具等可燃性粗大ごみを破碎すること
により、容易に焼却できるよう処理する施設

表 5 - 6 - 4 廃棄物再生利用（リサイクル）施設の整備状況 （平成17年3月31日現在）

設置主体	所在地	能力 (t/日)	処理方式	竣工年月
檀原市	檀原市東竹田町1-1	47	破碎・圧縮 機械選別	H14.3
桜井市	桜井市浅古485-1	30	破碎・圧縮 機械選別	H15.3
五條市	五條市北山町	7	圧縮 機械選別	H16.3
葛城市	葛城市当麻120	4.2	破碎・減容 機械選別	H15.2
南和広域衛生組合	大淀町芦原185	4	磁選別 手選別	H6.3
計	5施設			92.2t/日

表 5 - 6 - 5 し尿処理の状況

（各年度3月31日現在）

区 分		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
総	人口 (人)	1,459,507	1,457,750	1,459,627	1,450,381	1,448,733
計画処理 区域内人口	水洗化 公共下水道 (人)	717,939	759,368	798,830	800,762	827,538
	し尿浄化槽 (人)	501,040	476,050	460,866	467,961	451,970
	収集人口 (人)	237,032	219,507	197,621	179,620	167,019
	自家処理人口 (人)	3,496	2,825	2,310	2,038	2,206
	計 (人)	1,459,507	1,457,750	1,459,627	1,450,381	1,448,733
年間	収集量 (kl)	338,864	326,289	319,292	321,361	303,926
処理内訳	施設処理 (kl)	171,397	166,027	173,327	254,031	238,950
	海洋投入 (kl)	166,596	159,696	145,454	66,819	64,365
	その他処理 (kl)	871	566	511	511	611

計画処理区域内人口は、各年度10月1日現在
浄化槽人口には、コミュニティプラント人口を含む

表5 - 6 - 6 し尿処理施設の整備状況

(平成17年3月31日現在)

設置主体	所在地	能力 (kl / 日)	処理 方式	竣工 年月
奈良市	奈良市大安寺西2-281	90	膜分離 高負荷	H15. 3
大和郡山市	大和郡山市本庄町316	66	高負荷	H 5. 3
天理市	天理市嘉幡189	57	高負荷	H 4.10
桜井市	桜井市浅古485-2	70	高負荷 限外膜	H 3. 3
五條市	五條市二見5丁目4-2	76	嫌	S53. 3
生駒市	生駒市北田原町2476-8	80	膜分離 高負荷	H13. 3
斑鳩町	斑鳩町神南	40	好希釈	S52. 3
田原本町	田原本町黒田50-1	50	低二段	S58. 3
下市町	下市町新住1010	25	好一	S56.10
十津川村	十津川村高滝190-1	10	好	S54. 3
山辺環境衛生組合	山添村遅瀬2384	20	高負荷	S63. 3
宇陀衛生一部事務組合	大宇陀町和田262	35	高負荷	S63. 3
上下北山衛生一部事務組合	下北山村下池原	3	好	S46. 3
葛城地区清掃事務組合	御所市僧堂333	240	膜分離 高負荷	H15. 3
計	14 施設	862	kl / 日	

処理方式欄の「嫌」は嫌気性消化方式、
「好」は好気性消化方式、
「好一」は好気性処理のうち一段活性汚泥処理方式、
「低二段」は低希釈法による二段活性汚泥処理方式、
「好希釈」は好気性処理のうち希釈ばっ気活性汚泥処理方式、
「高負荷」は生物学的脱窒処理方式のうち高負荷脱窒処理方式、
「限外膜」は限外ろ過膜処理方式。

表5 - 6 - 7 地域し尿処理施設（コミュニティ・プラント）の整備状況（平成17年3月31日現在）

設置主体名	所在地	能力 (m^3 /年)	処理方式	竣工年月
大和郡山市	大和郡山市矢田山町	342,911	標準活性汚泥方式	S 4 4
三郷町	三郷町南畑	9,131	長時間ばっ気方式	S 5 0
	三郷町勢野	117,430		S 5 4
	三郷町勢野	29,941		S 6 1
4施設		499,413 m^3 /年		

表5 - 6 - 8 浄化槽の設置状況（平成18年3月31日現在）

保健所		郡山	葛城	桜井	吉野	内吉野	奈良市	計
		単独	合併	計				
設置 基数	単独	22,182	26,578	17,768	4,152	2,583	12,535	85,798
	合併	5,999	3,648	6,032	2,169	1,192	2,329	21,369
	計	28,181	30,226	23,800	6,321	3,775	14,864	107,167

表5 - 6 - 9 浄化槽設置届出状況（最近5年間）

年度	保健所	奈良	奈良市	郡山	葛城	桜井	吉野	内吉野	計
	平成13年度		220	—	508	553	763	238	159
平成14年度		—	99	625	459	737	232	177	2,329
平成15年度		—	79	644	481	735	232	169	2,340
平成16年度		—	186	696	466	647	252	177	2,424
平成17年度		—	265	510	501	598	234	161	2,269

表5 - 6 - 10 大阪湾フェニックス利用の状況

年度	一般廃棄物		産業廃棄物	
	市町村数	搬入量(ト)	事業所数	搬入量(ト)
平成13年度	25	48,495	11	4,417
平成14年度	25	46,178	11	1,367
平成15年度	25	45,186	13	1,442
平成16年度	25	42,425	11	1,661
平成17年度	24	39,932	11	1,479

表5 - 6 - 1 1 産業廃棄物の種類

種 類		内 容
法 律	(1) 燃 え 殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残渣
	(2) 汚 泥	工場排水などの処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程で る泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、パルプ廃液汚泥、動 植物性原料使用工業の排水処理汚泥、ビルビット汚泥、カーバイト かす赤泥、炭酸カルシウムかすなど
	(3) 廃 油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、 タールピッチ、タンクスラッジ、硫酸ピッチなど
	(4) 廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類などの酸性廃液
	(5) 廃 アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液などのアルカリ性廃液
	(6) 廃 プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなど、固形状及び液状 のすべての合成高分子系化合物
政 令	(1) 紙 く ず	建設業(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る)、 パルプ製造業、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本 業、印刷物加工業から生じる紙、板紙のくず
	(2) 木 く ず	建設業(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る) 又は木製品の製造業(家具の製造業を含む)、パルプ製造業及び輸 入木材卸売業から生じる木材片、おがくず、パーク類
	(3) 織 維 く ず	建設業(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る)、 衣服その他の繊維製品製造業以外の繊維工業から生じる木綿くず、 羊毛くず等の天然繊維くず
	(4) 動 植 物 性 残 さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から生ずる、あめかす、 のりかす、醸造かす、発酵かす、魚・獣のあらなど
	(5) 動 物 系 固 形 不 要 物	と畜場において、と殺または解体された獣畜及び食鳥処理場におい て、処理された食鳥にかかる固形状の不要物
	(6) ゴ ム く ず	天然ゴムくず
	(7) 金 属 く ず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
	(8) ガ ラ ス く ず 等	ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くず、コンクリートくず((9) を除く) など
	(9) 鉱 さ い	高炉、平炉、電気炉などの残渣、キューポラのノロ、ボタ、不良鉱 石、不良石炭、粉かす
	(10) が れ き 類	工作物の新築、改築又は除去にともなって生ずるコンクリートの破 片、レンガの破片その他これに類する不要物
	(11) 動 物 の ふ ん 尿	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなど のふん尿
	(12) 動 物 の 死 体	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなど の死体
	(13) ば い じ ん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設又は汚でい、廃油、廃酸、 廃アルカリ、廃プラスチック類、(1) に掲げるものでPCB が塗布さ れた紙くず若しくは(6) に掲げるものでPCB が付着し、又は封入 された金属くずの焼却施設において発生するばいじんであって集じ ん施設によって集められたもの
(14)	上記(1)～(6)及び(1)～(12)に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、こ れらの産業廃棄物に該当しないもの	

種 類		内 容	
政 令	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物	(1) 廃油	揮発油類、灯油類、軽油類等の燃えやすい廃油
		(2) 廃酸	水素イオン濃度指数(pH) が2.0 以下の著しい腐食性を有する廃酸
		(3) 廃アルカリ	水素イオン濃度指数(pH) が12.5 以上の著しい腐食性を有する廃アルカリ
		(4) 感染性産業廃棄物	病院、診療所等の医療関係機関等から発生する血液、使用済みの注射針などの、人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物、又はこれらのおそれのある産業廃棄物
		(5) 特定有害産業廃棄物	以下に掲げる産業廃棄物
		廃PCB等	廃PCBやPCBを含む廃油
		PCB汚染物	PCBが塗布、染み込んだ紙くず PCBが染み込んだ木くず、繊維くず PCBが付着、封入された廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず
		PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したものであって環境省令に定める基準に適合しないもの
		廃石綿等	建築物から除去した、飛散性の吹き付け石綿・石綿含有保温材及びその除去工事から排出されるプラスチックシート等の用具・器具、大気汚染防止法の特定ばいじん発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の石綿及びその事業場から排出されるプラスチックシート等の用具・器具
			燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、ばいじん又は政令(13) に掲げる産業廃棄物のうち、一定のものであって、有害物質(*) について、厚生省令で定める基準に適合しないもの (*) アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素、シアン化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2 - ジクロロエタン、1,1 - ジクロロエチレン、シス - 1,2 - ジクロロエチレン、1,1,1 - トリクロロエタン、1,1,2 - トリクロロエタン、1,3 - ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物

表5 - 6 - 12 産業廃棄物の種類別排出及び処理状況(平成13年度推計値)

(単位:千t / 年)

種 類	排 出 量	再生利用量	減量化量	最終処分量
業 種				
汚 泥	723 (56.9%)	53 (13.4%)	633 (91.8%)	36 (19.6%)
電気・水道業	603	2	587	13
製 造 業	76	25	39	12
建 設 業	39	26	3	10
そ の 他	5	0	4	1
が れ き 類	284 (22.3%)	257 (64.6%)	1 (0.1%)	27 (14.6%)
建 設 業	280	255	0	24
そ の 他	4	1	0	2
廃プラスチック類	69 (5.4%)	8 (2.1%)	13 (1.9%)	47 (25.6%)
製 造 業	31	4	9	18
建 設 業	19	3	1	15
卸・小売り業	9	1	4	4
そ の 他	10	0	0	10
金 属 く ず	43 (3.4%)	26 (6.5%)	0 (0.0%)	17 (9.4%)
建 設 業	15	11	0	4
製 造 業	14	9	0	5
サ ー ビ ス 業	8	3	0	5
そ の 他	7	3	0	3
廃 油	38 (3.0%)	6 (1.5%)	30 (4.4%)	2 (1.1%)
製 造 業	28	0	27	1
建 設 業	6	5	1	1
サ ー ビ ス 業	4	2	2	0
ガラス・陶磁器くず	38 (3.0%)	2 (0.5%)	0 (0.1%)	36 (19.7%)
建 設 業	19	0	0	18
製 造 業	13	1	0	11
サ ー ビ ス 業	6	0	—	5
そ の 他	1	0	0	1
そ の 他	75 (5.9%)	45 (11.2%)	12 (1.8%)	18 (10.0%)
合 計	1,270 (100.0%)	397 (100.0%)	690 (100.0%)	183 (100.0%)

注1) 農業系の廃棄物を除く。

注2) 四捨五入の関係上、合計が一致しない箇所がある。

表5 - 6 - 13 産業廃棄物の業種別排出及び処理状況(平成13年度推計値)

(単位:千t /年)

種 類		発 生 量	再生利用量	減量化量	最終処分量
	種 類				
電気・水道業		604 (47.5%)	3 (0.8%)	587 (85.1%)	13 (7.2%)
	汚 泥	603	2	587	13
	が れ き 類	1	1	-	0
	そ の 他	0	0	0	0
建 設 業		400 (31.5%)	316 (79.5%)	6 (0.9%)	78 (42.5%)
	が れ き 類	280	255	0	24
	汚 泥	39	26	3	10
	木 く ず	27	19	2	6
	ガラス・陶磁器くず	19	0	0	18
	廃プラスチック類	19	3	1	15
	そ の 他	16	12	0	4
製 造 業		187 (14.7%)	69 (17.3%)	59 (8.5%)	59 (32.5%)
	汚 泥	76	25	39	12
	廃プラスチック類	31	4	9	18
	金 属 く ず	14	9	0	5
	紙 く ず	14	12	0	1
	ガラス・陶磁器くず	13	1	0	11
	そ の 他	38	17	10	11
そ の 他		80 (6.3%)	10 (2.5%)	38 (5.5%)	32 (17.8%)
合 計		1,270 (100.0%)	397 (100.0%)	690 (100.0%)	183 (100.0%)

注1) 農業系の廃棄物を除く。

注2) 四捨五入の関係上、合計が一致しない箇所がある。

表5-7-1 都市公園の現況 (平成18年3月31日現在)

市町村名	都市計画区域人口 (千人)	1人当り公園面積 (m ² /人)	住区基幹公園						都市基幹公園				大規模公園		特殊公園						国営公園		都市緑地		広場公園		緑道		合計					
			街区公園		近隣公園		地区公園		総合公園		運動公園		広域公園		風致公園		歴史公園		墓園		箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)
			箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)														
合計	1,393	11.35	1,483	210.01	68	125.92	22	110.30	12	161.67	6	82.93	2	541.61	4	29.32	5	3.98	1	8.50	1	46.10	398	256.79	1	0.39	67	3.77	2,070	1,581.29				
奈良市	363	20.01	388	53.34	8	18.19	3	15.66	1	23.20	1	27.80	1	502.11	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	86	86.02			0	0.00	488	726.32				
大和高田市	73	2.62	10	2.57	6	8.92	1	2.27	1	5.40			0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00			0	0.00	18	19.16				
大和郡山市	93	6.87	98	10.64			1	4.60	2	33.40	1	9.10	0	0.00	0	0.00	2	0.74	0	0.00	0	0.00	40	5.43			0	0.00	144	63.91				
天理市	69	4.69	13	2.16	4	7.80	1	6.00					0	0.00	2	16.40	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00			0	0.00	20	32.36				
橿原市	126	6.12	174	13.16	3	6.34	1	4.00	1	21.87	1	10.20	0	0.00	1	4.41	0	0.00	1	8.50	0	0.00	19	8.62			0	0.00	201	77.10				
桜井市	62	3.53	26	5.75	1	3.80					1	9.40	0	0.00	0	0.00	2	2.64	0	0.00	0	0.00	1	0.29			0	0.00	31	21.88				
五條市	35	32.06	21	9.79	2	3.64	1	5.10	1	16.70			0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	74	75.21			62	1.77	161	112.21				
御所市	33	5.62	13	1.07	2	3.62					1	12.70	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	4	1.15			0	0.00	20	18.54				
生駒市	115	12.07	189	29.51	11	15.52	3	15.38	2	39.39	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	98	36.99			5	2.00	308	138.79				
香芝市	72	5.15	88	12.73	4	9.63	1	4.57	1	1.68	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	38	8.46			0	0.00	132	37.07				
葛城市	36	9.64	49	3.45	9	10.96	2	11.80			0	0.00	0	0.00	1	8.51	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00			0	0.00	61	34.72				
宇陀市	33	8.70	39	7.78	2	2.54			2	16.77												1	1.62					44	28.71					
平群町	21	7.04	48	6.38	1	1.40	1	7.00			0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00			0	0.00	50	14.78				
三郷町	23	10.69	55	9.90			2	6.32			0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	24	8.36			0	0.00	81	24.58				
斑鳩町	29	6.25	22	1.02							0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	0.60	0	0.00	0	0.00	2	16.11	1	0.39	0	0.00	26	18.12				
安堵町	9	0.96	6	0.86							0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00			0	0.00	6	0.86				
川西町	9	5.90	26	2.81							(*1)	2.50	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00			0	0.00	26	5.31				
三宅町	8	3.74	10	0.99	1	2.00					0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00			0	0.00	11	2.99				
田原本町	34	3.84	79	10.87	1	2.20					0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00			0	0.00	80	13.07				
高取町	8	4.46	1	0.27			1	3.30			0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00			0	0.00	2	3.57				
明日香村	7	66.56	2	0.25							0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	46.10	1	0.24			0	0.00	4	46.59				
上牧町	25	2.52	37	5.14	1	1.17					0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00			0	0.00	38	6.31				
王寺町	23	6.82	32	3.83	3	8.19					0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	2	3.66			0	0.00	37	15.68				
広陵町	33	14.01	16	7.88	5	11.85	1	6.50			0	0.00	(*2)	18.80	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	5	1.19			0	0.00	27	46.22				
河合町	20	18.57	22	3.82	1	1.32	2	9.95			0	0.00	1	20.70	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	2	1.34			0	0.00	28	37.13				
吉野町	6	18.92	3	0.12			0	0.00	0	0.00	1	11.23	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00			0	0.00	4	11.35				
大淀町	21	7.07	13	3.80	2	5.68	0	0.00	1	3.26	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	2.10			0	0.00	17	14.84				
下市町	7	13.03	3	0.12	1	1.15	1	7.85	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00			0	0.00	5	9.12				

(*1)は浄化センター公園(大和郡山市・川西町)で、箇所数は大和郡山市に、(*2)は馬見丘陵公園(広陵町・河合町)で、箇所数は河合町にカウントしています。

表5 - 8 - 1 公害苦情調査結果(平成17年度)

(単位:件)

市町村名	受 理 解 決							種類別苦情件数(新規受理・移送件数を対象)										
	新規 受理	移送	繰越	解決	移送	繰越	その他	典型7公害										
								大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	合計	廃棄物投棄	その他	合計
奈良市	149	0	15	147	1	10	6	45	32	1	37	3	0	30	148	0	1	1
大和高田市	26	0	0	21	5	0	0	10	2	0	4	0	0	4	20	5	1	6
大和郡山市	115	0	0	114	1	0	0	15	1	0	6	1	0	5	28	1	86	87
天理市	106	0	4	80	0	3	27	9	14	0	9	0	0	18	50	25	31	56
橿原市	82	0	1	77	0	0	6	22	11	1	16	2	0	14	66	10	6	16
桜井市	68	0	0	58	1	0	9	10	7	0	5	0	0	5	27	39	2	41
五條市	89	0	0	73	16	0	0	16	10	0	2	0	0	2	30	51	8	59
御所市	87	0	0	81	5	0	1	6	2	0	0	0	0	5	13	46	28	74
生駒市	14	0	0	10	3	0	1	7	4	0	3	0	0	0	14	0	0	0
香芝市	12	0	0	12	0	0	0	6	4	0	2	0	0	0	12	0	0	0
葛城市	43	0	0	43	0	0	0	24	5	0	2	0	0	3	34	7	2	9
市合計	791	0	20	716	32	13	50	170	92	2	86	6	0	86	442	184	165	349
山添村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平群町	10	0	0	7	1	0	2	3	0	0	1	0	0	3	7	3	0	3
三郷町	15	0	0	15	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2	13	0	13
斑鳩町	16	0	0	16	0	0	0	9	2	0	2	0	0	3	16	0	0	0
安堵町	30	0	0	17	0	0	13	0	0	0	0	0	0	2	2	11	17	28
川西町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三宅町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
田原本町	24	0	1	18	1	1	5	10	2	0	4	0	0	6	22	0	2	2
大宇陀町	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
菟田野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
榛原町	72	0	0	71	1	0	0	3	4	0	4	0	0	4	15	55	2	57
室生村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
曾爾村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
御杖村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高取町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明日香村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上牧町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
王寺町	9	0	0	8	0	0	1	3	1	0	0	0	0	2	6	2	1	3
広陵町	20	0	0	14	2	0	4	1	5	0	2	0	0	3	11	4	5	9
河合町	2	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	2	0	0	0
吉野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大淀町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
下市町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
黒滝村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
天川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野迫川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
十津川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
下北山村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上北山村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川上村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東吉野村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
郡部計	199	0	1	168	5	1	26	30	16	0	14	0	0	24	84	88	27	115
市町村計	990	0	21	884	37	14	76	200	108	2	100	6	0	110	526	272	192	464
県機関全体	136	0	0	121	5	0	10	38	70	2	3	0	0	11	124	7	5	12
県全体	1,126	0	21	1,005	42	14	86	238	178	4	103	6	0	121	650	279	197	476

(注) 新規直接受理... 住民から直接の申し立てにより受付したものを対象とする。(ただし、移送された公害苦情については最終移送先のみ件数に数えている)

- 移 送... 受理については、警察や国等の機関から移送されたもの
解決については、処理につき警察や国等の機関に移送したもの
- 繰 越... 受理については、前年度以前に受理したもののその年度内に処理に至らず、今年度においても引き続き処理を継続しているもの
解決については、今年度内に処理に至らず、翌年度においても引き続き処理すべきもの
- 解 決... 今年度中に処理したもの(加害行為・被害原因が無くなった。申立人が当局の措置に納得した等)
- そ の 他... 解決できないもの(原因・加害行為をした者が不明、申立人が当局の措置に納得しないが他に解決する方法がない場合等)
- 典型7公害以外... 典型7公害以外については、「廃棄物投棄」及び「その他」の2項目にまとめており、「その他」の項目には、害虫発生・日照・通風障害・光害・電波障害等10項目が含まれる。

表5 - 8 - 2 種類別の苦情(新規受理)件数の推移(最近5年間)

(単位:件)

年度	典型7公害								典型7公害 以外の苦情	合計
	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	地盤沈下	小計		
平成13年度	215	98	86	3	113	1	0	516	268	784
平成14年度	210	130	95	6	141	1	0	583	261	844
平成15年度	264	138	106	7	131	1	0	647	491	1138
平成16年度	220	155	100	10	177	1	0	663	347	1010
平成17年度	238	178	103	6	121	4	0	650	476	1126

表5 - 8 - 3 典型7公害の発生源別苦情(新規受理)件数(平成17年度)

(単位:件)

	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	地盤沈下	合計	
								件数	割合 (%)
焼却(施設)	51	0	0	0	3	0	0	54	8.3%
産業用機械作動	12	0	24	1	5	0	0	42	6.5%
産業排水	0	23	0	0	3	0	0	26	4.0%
流出・漏洩	3	74	0	0	13	0	0	90	13.8%
工事・建設作業	14	5	35	1	0	1	0	56	8.6%
飲食店営業	2	3	3	0	2	0	0	10	1.5%
カラオケ	0	0	3	0	0	0	0	3	0.5%
移動発生源 (自動車・鉄道・航空機)	0	1	9	0	0	0	0	10	1.5%
廃棄物投棄	1	3	1	0	2	1	0	8	1.2%
家庭生活	1	6	10	0	26	0	0	43	6.6%
焼却(野焼き)	148	0	0	0	12	0	0	160	24.6%
自然系	0	15	1	0	13	0	0	29	4.5%
その他	6	5	14	1	25	1	0	52	8.0%
不明	0	43	3	3	17	1	0	67	10.3%
合計	238	178	103	6	121	4	0	650	

表5 - 8 - 4 奈良県公害審査会の処理事件の概要

(平成18年3月31日現在)

事 件 名	事 件 の 概 要	処 理 状 況
昭和56年(調)第1号事件 (昭和56年3月14日受付)	奈良市土地改良清美事業の第2工区について、施設が完成すると有害物質を含む排水により土壌、河川が汚染され、稲作被害等が予想されるので、当該事業の差し止めを求める。	平成5年4月5日 調停成立
昭和58年(調)第1号事件 (昭和58年6月30日受付)	西吉野村一般廃棄物最終処分場について、公害問題を防止する完全な方策がとられ、さらに無公害が確認され、かつ、申請人が事業の遂行に同意しない限り、現在中止している工事を再開せず、当該事業計画の中止を求める。	昭和61年11月8日 調停成立、一部取下
昭和59年(調)第1号事件 (昭和59年1月2日)	昭和58年(調)第1号事件への参加申立て	昭和61年11月8日 調停成立
平成元年(あ)第1号事件 (平成元年3月27日受付)	被申請人工場に設置されているプラスチック破砕機等の稼働及び駐車場に早朝から出入りする車の騒音、振動により、工場に隣接する申請人らは各種の生活妨害を受けているので、工場操業の差し止めを求める。	平成元年10月27日 あっせん打切り
平成2年(調)第1号事件 (平成2年10月29日受付)	本件ゴルフ場完成後、計画どおり農薬、化学肥料を使用した場合、申請人らはそれが原因の大気汚染、水質汚濁に暴露され、農薬等は飲料水や農作物を通じて人体に吸収されるので、本件ゴルフ場において農薬、化学肥料を使用しないことを求める。	平成4年1月25日 調停成立、一部取下
平成2年(調)第2号事件 (平成2年12月25日受付)	平成2年(調)第1号事件への参加申立て	〃
平成3年(調)第1号事件 (平成3年1月30日)	昭和56年(調)第1号事件への参加申立て	平成5年4月5日 調停成立
平成3年(調)第2号事件 (平成3年3月18日)	〃	〃
平成3年(調)第4号事件 (平成3年7月8日受付)	〃	〃
平成3年(調)第5号事件 (平成3年9月2日受付)	〃	〃
平成3年(調)第6号事件 (平成3年9月12日受付)	本件産業廃棄物投棄場における水路の現状回復、農地への汚水及び土砂等の流出防止措置、流出した土砂の除去並びに流出する汚水の水質管理に万全を期し有害物質の流出がある場合はその除去のため必要な措置を講じることを求める。	平成5年3月26日 調停打切り
平成4年(調)第1号事件 (平成4年12月18日受付)	昭和56年(調)第1号事件への参加申立て	平成5年4月5日 調停成立
平成6年(調)第1号事件 (平成6年3月14日受付)	本件処分場について安定5品目、自社物以外の産業廃棄物の投棄をしないこと、遮水シートの設置、申請人らの処分場への立入り等を認めるとともに、水質検査の結果についての書面を交付することを求める。	平成6年11月29日 調停成立
平成8年(調)第1号事件 (平成8年3月6日受付) 平成9年(調)第1号事件 (参加申立て) (平成9年2月24日受付)	本件処分場について、廃棄物の崩落防止のための危険防止措置をとるとともに、産業廃棄物を処分場から搬出撤去することを求める。	平成9年4月22日 調停打切り
平成11年(調)第1号事件 (平成11年11月24日受付)	本件処分場周辺の汚染土壌等の除去、コンクリート擁壁の撤去及び搬入廃棄物の撤去、コンクリート側溝の設置、飲料水の確保等を求める。	平成15年2月7日 調停成立
平成12年(調)第1号事件 (平成12年4月12日受付)	申請人所有の土地等に被申請人が不法に埋め立てた産業廃棄物の撤去を求める。	平成12年8月24日 取下
平成15年(調)第1号事件 (平成15年8月26日受付)	本件焼却施設の建設等にかかる一切の資料を開示するとともに、施設の稼働に伴う大気汚染による申請人らの健康及び生活上の被害を根絶するため、施設の操業を停止し、移転することを求める。	平成17年12月26日 調停成立